

第八十二回国会 農林水産委員会 議 録 第三号

昭和五十二年十月二十六日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 金子 岩三君

理事

今井 勇君

理事

菅波 茂君

理事

竹内 猛君

理事

瀬野榮次郎君

理事

阿部 文男君

理事

加藤 紘一君

理事

佐藤 隆君

理事

玉沢徳一郎君

理事

福島 謙二君

理事

森 清君

理事

小川 国彦君

理事

角屋堅次郎君

理事

島田 琢郎君

理事

野坂 浩賢君

理事

松沢 俊昭君

理事

野村 光雄君

理事

神田 厚君

理事

出席國務大臣

農林 大臣

鈴木 善幸君

出席政府委員

農林省構造改善

局長 森 整治君

農林省農畜園芸

局長 堀川 春彦君

農林省食品流通

局長 杉山 克己君

農林水産技術会

議事局長 下浦 静平君

委員外の出席者

外務省欧亜局大

洋州課長 山下新太郎君

農林水産委員会議録第三号

昭和五十二年十月二十六日

大蔵省関税局企 勝川 欣哉君
画課長

農林大臣官房審 佐々木富二君
議官

通商産業省貿易 矢口 慶治君
局長

労働省労働基準 官川 知雄君
局長

労働省職業安定 白井晋太郎君
局長

農林水産委員会 尾崎 毅君
調査室長

十月二十五日

砂糖の価格安定等に関する法律第五項の
規定による売渡しに係る指定糖の売戻しにつ
ての臨時特例に関する法律案(内閣提出第一〇
号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

砂糖の価格安定等に関する法律第五項の
規定による売渡しに係る指定糖の売戻しにつ
ての臨時特例に関する法律案(内閣提出第一〇
号)

○金子委員長 これより会議を開きます。

砂糖の価格安定等に関する法律第五項の
規定による売渡しに係る指定糖の売戻しにつ
ての臨時特例に関する法律案を議題とし、趣旨の説
明を聴取いたします。鈴木農林大臣。

砂糖の価格安定等に関する法律第五項の

規定による売渡しに係る指定糖の売戻しにつ
いての臨時特例に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○鈴木國務大臣 砂糖の価格安定等に関する法律
第五項第一項の規定による売渡しに係る指定糖の
売戻しについての臨時特例に関する法律案につき
まして、その提案の理由及び主要な内容を御説明
申し上げます。

最近の糖業をめぐる諸情勢を見ますと、種々の
要因が重なって国内糖価は平均生産費を大幅に下
回って推移してきており、これが精糖業のみなら
ず、国内産糖その他各方面に多大の影響を及ぼす
に至っております。

その要因といたしましては、まず第一に、昭和
四十九年以降の砂糖の消費の減退ないし停滞の状
況の中で精糖業界の過剰設備が顕在化し、販売面
で過当競争を招いていることとあります。第二に
は、日豪長期契約に基づく砂糖の価格が国際糖価
に比べて著しく割り高となっていることから、業
界の安定と協調を図ることが困難な事態が生じて
いることとあります。加えて、砂糖の相場商品的
特性から価格競争に走りやすく、最近では、国際
糖価が低迷していることもあり、国内糖価はきわ
めて低い水準で推移しております。

このため、精糖業界は巨額の累積欠損を抱える
に至り、極度の経営不振に陥っておりますが、こ
のことは国内産糖企業の経営面にも大きな悪影響
を与えており、ひいては、てん菜、サトウキビの
生産農家の所得確保の面でも少なからぬ不安を与
えております。

こうした事態は、国民食生活における重要な物
資である砂糖を長期にわたって安定的に供給する
という観点からも大きな問題であると考えられま
す。

以上述べてまいりましたような内外の砂糖の需
給事情等の変化に対処して砂糖の適正な価格形成
を図り、あわせて粗糖の輸入に関する国際的協定
の円滑な履行に資するため、糖価安定事業団が行
う輸入糖の売り戻しにつき臨時特例を設ける必要
がありますので、この法律案を提出した次第であ
ります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、
御説明申し上げます。

まず、糖価安定事業団は、輸入糖について売り
渡しの申し込みがあった場合に、その申し込み者
の申し込み数量がその者の通常年における売り戻
しの数量等を超えるときは、農林大臣にその旨の
報告をすることといたしております。

次に、農林大臣は、糖価安定事業団からこの報
告があった場合に、砂糖の需給の安定に悪影響を
及ぼすおそれがあると認められるときは、その報
告に係る過大な売り渡し申し込み分についてその
売り戻しを延期するよう同事業団に命令すること
ができることといたしております。これによりま
して、国内の砂糖の需給の適正化を図ろうとする
ものであります。

最後に、この法律は、昭和五十五年九月末まで
の期限立法としております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内
容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いた
だきますようお願い申し上げます。

○金子委員長 引き続き、補足説明を聴取いたし
ます。杉山食品流通局長。

○杉山政府委員 砂糖の価格安定等に関する法律
第五項第一項の規定による売渡しに係る指定糖の
売戻しについての臨時特例に関する法律案につ
きまして、提案理由を補足して御説明申し上げま
す。

す。
この法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由におきまして申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足させていただきます。

この法律案は、本則六条及び附則から成っております。

まず、第一条におきましては、この法律の目的を定めております。

すなわち、この法律は、内外の砂糖の需給事情等の変化に対処して砂糖の需給の適正化を図るため、砂糖の価格安定等に関する法律に基づいて糖価安定事業団が買い入れる指定糖の売り戻しにつきまして臨時特例を設け、もって砂糖の適正な価格形成を図り、あわせて粗糖の輸入に関する国際的協定の円滑な履行に資することをその目的としたしております。

次に、第二条におきましては、指定糖の売り戻しの申し込みに関する糖価安定事業団の報告につきまして定めております。

すなわち、同事業団は、現在、砂糖の価格安定等に関する法律に基づき、輸入糖について価格調整のための売買業務を行っております。この売買業務におきまして、平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格を下回っている場合に、輸入糖について同事業団に対する売り渡しの申し込みがあり、かつ、その申し込みをした者の一定期間ごとの申し込み数量が、その者の通常年における売り戻しの数量あるいは通常年における輸入数量等を基礎として農林大臣が定める数量を超えるときは、同事業団は農林大臣に対し、その旨の報告をすることといたしております。

第三条におきましては、糖価安定事業団が行う売り戻しの特例につきまして定めております。

すなわち、農林大臣は、同事業団から第二条に基づき報告があった場合におきまして、当該報告に係る超過数量の売り戻しを直ちにを行うと、砂糖の需給見通しに照らし、その需給の安定に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該

超過部分につきまして、その売り戻しの時期を一年以内の一定期間延期するよう同事業団に対し命令することができることといたしております。

なお、この特例措置につきましては、精製糖の価格が平均生産費を上回って推移しているとき、あるいは一般消費者または関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるときは、農林大臣はこの命令を行わないものとし、また命令を行った後にこれらの要件に合致する事象が生じた場合にも当該命令を取り消すものとする等、その適切な運用を図ることといたしております。

第四条におきましては、売り戻しを延期した場合における売り戻し価格につきまして定めております。

すなわち、同事業団が売り戻しを延期した場合における売り戻し価格につきましては、当該輸入糖の買入れのときから売り戻しのときまでの間におけるその保管に要する経費を加えて売り戻すことといたしております。

第五条及び第六条におきましては、砂糖の価格安定等に関する法律の適用及び罰則につきまして定めております。

すなわち、この法律に基づき糖価安定事業団が報告をする場合または農林大臣が命令をする場合には、砂糖の価格安定等に関する法律の規定を適用することとするともに、所要の罰則を規定いたしております。

最後に、附則におきましては、この法律の施行期日等を定めております。

すなわち、この法律は、公布の日から二か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、昭和五十五年九月三十日限り、その効力を失うことといたしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○金子委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○金子委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小川国彦君。

○小川(国)委員 砂糖は、最近需要量の低下が若干ございますけれども、国民生活にとつては不可欠の生活資源でございます。そういう面では、この砂糖行政というものは国民生活に非常に深いかわりを持つていられるわけでございまして、国の行う砂糖行政というものが直接国民の生活にはね返っていくわけでございまして、そういう点では、私も本法案の内容につきまして、十分この委員会の中で審議をしていく必要があるのではないかと、いうように思っております。

私も、砂糖行政の歴史を振り返ってみますと、き、砂糖行政は、かつて輸入制限をしておった割り当ての時代がありまして、その後自由化時代に入りまして、過当設備、過当競争、こうした問題が出てまいりまして、今日その問題がこうした立法化の措置をしなければならぬという事態に至っているわけでございしますが、そういうような点において、私も、これまでの一貫した農林省の砂糖行政というものを考えますと、どうもこの行政のあり方というものは、業者を甘えさせる行政であつて、本当に国民のための砂糖の輸入なり生産なりというものと取り組んできたのかどうか、そういう点で非常に疑問を感じる面が多いわけでございます。

ずっと私、この砂糖の行政の歴史を振り返ってみますと、一九六六年の四月一日、昭和四十一年、いわゆる輸入砂糖にトン当たり四千三百九十円の価格補助をする。これは砂糖の卸売価格が糖価安定法によりまして、一キロ百二十四円以上、百二十七円以下ということになっておりまして、これが百三十円になってしまった、このときにトン当たり四千三百九十円の価格補助をしまして、総額で約二百五十億円という助成を当時農林省が砂糖メーカーに対して行っているわけでございします。

このときにメーカー側がどういふことを言っているかという、輸入糖が安いときに無理やり課

徴金というものを取られてきているのだから、高値になったら戻してもらふのは当然、まあ自分の貯金をおろすような感覚で物を言い、考えてきておったわけであります。そして、その当時農林省も、制度のたてまえがやりつ放しで、値下げの拘束力がないので、メーカーにお願いして卸売価格のこれ以上の値上げを自粛してもらふのが精いっぱい、こういう形で実は高騰時に補助金を出しながらも、それに対する値下げの対策、歯どめというものがなくて、結局お願いをして値下げを図つてもらふということしかできなかった歴史があるわけでありまして。

これはまさにメーカーのこのことを考えて、消費者対策というものはゼロというやうなやり方ではなかったか。これが十数年前、昭和四十一年の農林省の政策であつたわけですね。くしくも今度のこの政策を見ますと、まさにこれの繰り返しではないか、形は違つておりますけれども、中身においては同じ繰り返しではないのかというふうに見られるわけでございしますが、この十年前当時の行政と今日とを対比してみても、農林省はこの立法の精神が果たして本当に消費者のための価格安定につながるものかどうか、この昭和四十一年のときに、ただ単にメーカーに対する補助金を交付しただけにどまつて、実質的には価格の引き下げにはならなかった、こういう反省というものは今度の立法の中にどう生かされているのか、まず、その点からお伺いをしたいと思います。

○杉山政府委員 現在の糖価安定法は、まさに糖価の安定を図る、そのことによつて精糖企業はもとよりであります、大きな目的としては実需者、消費者に糖価の安定した供給を維持するといふところに目的があるわけでございします。

ただ、現実はどういふことになりましたと、最近の国際糖価の著しい変動、さらには豪州糖の長期契約の問題、そういったことがございまして、現在の糖安法ではなかなかうまく機能しないといふ面が事実上出てまいっております。

基本的なそういう問題についてどうかというこ

となりますれば、これは長い検討を必要とするかと思いますが、私も、今回の措置は、まさに現在の糖安法では十分に機能し得ない価格及び需給の安定ということを図るために措置したものでございまして、その意味では、四十一年当時でございまして、先生のおっしゃられたところは、むしろ価格が高かった、これを下げさせるためにということとございまして、安定したコストの価格水準を維持させるという意味で、趣旨においては同じようなこととございしますが、今回の措置でもってそこを補うということを考えているわけとございします。

○小川(国)委員 その昭和四十一年当時二百五十億円の補助金を出しながら値下げの効果がなかったという点は、どういふふうな反省をしておられますか。

○杉山政府委員 現実の消費市場におきますとこの価格形成について、指導なりあるいは助成を行ってその引き下げを図るということは、先生は昭和四十一年とおっしゃられました、これは四十六年ではなかったかと私も思いますが、ほかにも何回かあったわけとございします。ただ、それが現実にとどの程度実効を果したかという点とになりますと、それは一〇〇%といえますが、所期どおりの効果を上げたこともあり、あるいはコストなり市場の需給関係の状況から思うように成果を上げ得なかったという点もあつたかと思ひます。しかしながら、その後の経過を考えると、特に四十九年の一般的な資源パニックの状況が起りまして、国際糖価も著しく上がった、あの時期におきまして、農林省としては強力な価格指導を行ひまして、当時これは若干コストを下回る水準だったのでございしますが、キロ当たり二百八十七円という点で、消費者に対しては実需者に対しても供給価格を安定した水準に維持し得たということがございします。

今日までむしろコストを大幅に下回るような水準で業界が価格を維持できないところとに問

題があるわけとございします。

○小川(国)委員 私ちよつと年数を間違えました、一九七一年です。四十六年でございしました。ただ、いま四十九年の国際糖価の値上りに対しての対策はわかるのですが、四十六年当時補助政策を行つたけれども、それによる引き下げの実効というものはなかったのではないかと、このことを尋ねておられるのですが、その実効についてはどういふふうな点を評価されておられますか。

○杉山政府委員 数字自身はちよつとここに持ち合わせておりませんが、当時それなりに消費者価格は相当程度下がったと記憶いたしております。

○小川(国)委員 残念ながら、その当時荒騰騰という方が蚕糸園芸局長でそちらの方をやつておつたのですが、実質的に対策なし、こういうような形での発表をしていくわけで、そういう点では私は、この当時こういう助成をしたけれども、やはりこういう時代においても砂糖政策が失敗に終わつてきているのではないかと、一つの事例として、農林省に今度の法案の提出に当たつて、そういう反省をひとつの中に盛り込んであるかどうかという点をまず指摘しておきたいと思つておられます。

それから次に、今度のこの法案を審議するに当たつては、やはりその前提の問題として日豪砂糖長期契約の問題について触れなければならぬと思つておられます。

この事実経過についてはもうお互いに知っていることとございしますが、この五年間、日本とオーストラリアの間で毎年六十万トン、三百万トンの輸入契約を結んだ。それが非常に高値の契約であるために、今日、国際市況から見ても非常に問題のある価格になってしまつてしまつてゐる。実はこの契約を結ぶときいろいろな見方が出てゐるわけなのですが、この協定を結ぶときに、三井物産、三菱商事が、いわゆる商社がこの砂糖の買い付けに入つてきて、飛び込んできて、そして、そういう商社の主導型でこの長期協定が結ばれた、こういう見方が一つと、もう一つは、この契約の形式

は民間企業ベースになつてゐるが、実際は政府がこの契約を指導する形で行つてきた、こういう二つの見方がなされておられますけれども、この長期協定を結んだ経過について、農林省のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○杉山政府委員 若干長くなりますが、経過を申し上げますと、四十七年の夏ごろから食糧一般に對する不足ムードといひます、ソ連の大量買付け等を契機といたしまして、資源的に逼迫するのではないかと、この空気が出てまいりました。それが四十八年の秋に石油についてやはり同じような逼迫ムードが出てまいりまして、国際的にそういうものに対するパニックともいふべき一種の恐怖感が出てまいつたわけとございします。日本といひましては、資源的にきつめて不安定な状況にあるわけで、国際的にこれらのものの安定的な長期確保を図ることがきつて必要になつてまいつたわけとございします。そこで、小麦とか大豆とか、そのほかの食糧についても、それから砂糖についても、やはり安定した長期取引をこの際確保する必要があるということで、一般的に長期取引決めの指導いたしました。

砂糖について申し上げますならば、それ以前から長期契約は幾つかあつたわけとございしますが、この時期を境として、件数、数量、急激に増加してまいつております。現在その二百三、四十万トンの輸入数量のうち、長期の取引決めによるものが約八割、二百万トン程度に及んでおります。

それらの中で、豪州糖の長期取引決めは、これは実は特殊な契約の形になつておりました、五十年を初年度といたしまして五年間にわたり六十万トンずつ引き取る、合計三百万トン。これは数量だけでなくよろしいのでございしますが、そのものについて固定価格を決めまして、この間継続して引き取るということになつております。そういうこととで、一般的に私も農林省といひまして長期の取引決めの推進いたしました。豪州糖だけは一般の形とは違つて価格までも固定した形で取

り決めが行われたという経過とございします。

それから、それについて政府間の書簡が交換されたではないかという御指摘ございましたが、政府の介入といふことは、指導という形一般ではありましたが、それから、そういう取引が行われるならばそれに関連して種々の国内的な手当てが必要であるということ、たとえば輸入するための輸入カルテルの結成についての手続を認めるとか、あるいはそこで価格を決めたその価格を国内制度上の価格としてそれを取扱いという事務的なことについて交換公文を交わしてこれを認めたという経過とございします。ただ、価格につきまして、政府が直接その価格でという点のことを指導し、あるいは承認したという点のことではない、これはまさに当事者の判断、責任において決めたものと理解いたしております。

なお、三井、三菱が豪州糖の契約を先導したのではないかというお話ございましたが、これは事実上砂糖の取引はオーストラリアに限る限り三井、三菱が従来から、それ以前から市場として確保しておつたところとございまして、実績があるということとでその取引を行ったというように承知いたしております。

○小川(国)委員 この当時のいきさつを調べてみますと、これは民間主導の、いま局長の答弁では価格を承認したのではない、当事者が決めた、こういう形で言つておられるのですが、この一番重要な長期輸入協定の価格を検討せずにこのことの承認を政府がするはずは私にはないと思つておられます。やはりこの価格がその当時トントン当たり五百六十六ポンド、昭和四十九年の十一月で、最高値の国際糖価であつた、それが十二月の四百五十九ポンドのときに取引決めをさせた。山の最高値よりも若干下がつてきたところで取引決めをさせたわけと。現在、御承知のように、五十二年の九月段階では四百四ポンドで、もう実質最高値のときから見ると五分の一以下、こういうような国際糖価の情勢にいまあるわけと、山高ければ谷深し、こういうことわざが砂糖の相場にはあるところで

ざいますが、これだけ上がってきた山の相場というものは必ず下がっていかねば谷があるということ、農林省はその当時、こういうことをお考えになつていなかったのかどうか。これは何と言われようと、農林省がやはりこの問題については政府の指導で進めてきたといういきさつは逃れられない事実だと思つておられます。

それで、これは私、外務省から日本大使とオーストラリアの担当大臣との間に書簡が交わされているということを承りまして、それを取り寄せたわけでございますが、皆さんの方ではこの書簡の果たした役割りというものを一体どういうふうにかえておられるか。少なくともこの民間協定というものをオーストラリアにする、そういう役割りを政府が果たしたのであって、少なくとも政府がこの相場についてもこの協定についてもそれを承認した形の中でこの日豪長期協定というものが結ばれた、こういうふうには私もこの政府とオーストラリア政府との覚書、少なくともこれは外交上の公文書でございますから、こういうものを日本側が吉田大使宛でバターンソン大臣あての書簡という形で出している、これは明らかな政府の外交文書です。そういうものでこの長期協定を認めるということを言つたことは、実質的にはこの価格、最高の山に準ずるような、国際的に見て異常な高値の中でこういう長期協定を結ばせた、こういう政府の責任は大きい、こういうふうには思つておられますが、その辺の政府の責任についてはどういうふうにお感じになつていらっしゃるか、その点をお伺いいたします。

○杉山政府委員 当時、価格の動向についてどう考へておつたかということでございますが、確かに、非常に資源が逼迫する、砂糖についても供給が断たれるのではないかと、そういうような、そういうパニック感が一面あつた。そういう状況のもとで判断したということ考へなければいけないと思つたのでございまして、今日になつて考へてみますという、確かにこういう価格の変動はあり得ない話ではなかつた。それらのことを冷静に考へれば、

ば、当時の判断が結果としては誤つたことになつたではないかと云われれば、これは私は、何も政府とか何とかということではなく、当時、日本国内全般にそういう情勢があつたということだと思つています。

それから、その価格自体の取り決めについて政府が関与したかどうかということでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、これはまさに当事者が、企業がみずからの責任と判断において将来の価格の変動も予見しながら、自分の予測を持ちながら取り決めに調印したということであらうと思つています。御指摘のように、政府がこの取り決めに関して責任者間で交換公文を取り交わしております。しかし、これはそういう取り決め、契約が行われるならば、それらの取り決めが円滑に遂行されるようにそれぞれ必要な国内の事務的な手続を取り進めるようにいたしますこととでありまして、別段その価格の内容まで立ち入つてこの契約自体を保証するとか、責任を持つ、そういう形のものではございません。

また、わが国の法制上、民間の当事者の契約について政府がそういう担保をするということとは、これはできない性質のものでございます。あくまでもそれは価格についてまで責任を負うというような話ではなくて、必要な国内的措置は手落ちなくとりましますという意味の交換公文であつたと承知いたしております。

○小川(国)委員 豪州側の書簡では、「日本側民間業界と豪州糖の販売代理人たるCSR社との間の交渉の結果、今後五年間に亘り最小限六十万トンの粗糖供給に関する民間契約が締結されましたが、豪州政府は日本側民間業界とCSR社の契約条件にそうように輸出許可を与えます。これに関連して、日本政府が上述の契約に同意して考慮されている措置につき通報していただければ幸いです。」というところで、実質的にはこの協定を国が認め、そして、それに対してどういう考慮を払っているか、こういうことを通報してくれ、こういう要請がオーストラリア政府から出されて

いるわけでありまして。

そして、それに対して日本側は次のような措置をとる、こういうようなことを向こうにお知らせするということになつておりました。その一つは、「輸出入取引法に基づき豪州糖の輸入カルテル結成の承認」、これはいまあなたが御答弁になりましたが、二番目の「平均輸入価格の算定に關し砂糖価格安定法施行令の一部改正」、こういう国内法の改正まで行つておられるわけ、これら措置は同契約の完全な運用を容易にし、かつ、日豪間の砂糖貿易を拡大することに寄与するものであり、日本政府の希望と合致するものであります。」というふうには言つておられるわけ、明らかにこの契約内容について政府が承認を与える、こういうふうには私はこの書簡を解釈しているわけでありまして。

ですから、いまにおいて政府が、これは民間が勝手にやつたことで政府は知らないと言ふことは、この書簡の上から、書簡の条文を素直に解釈していけば、政府はこれに同意を与えた、こういうふうには理解されるわけですが……

○杉山政府委員 書簡の内容は、いま先生が仰せられましたとおりでございます。これは、政府が承認したことの証拠ではないかという御趣旨のようでございますが、承認ということの意味でございまして、契約はまさに当事者間の自由に行い得るところでございます。承認する、しないにかかわらず、これは本人の責任において、当事者の責任において結ばれるという次元のものであらうかと思つています。

ただ、この豪州との契約に關しましては、契約の当事者が単一のものでございませぬ。当時の、そういう原糖を必要としておりましたところのメーカー三十三社の連名でもつて契約がなされております。そうなりますと、この輸入を行うに当たつては、その配分であるとか、価格の決め方であるとか、輸入カルテルといひますか、そういうジョイント、合同した組織の結成が必要であつたわけでございます。そこで、そういうものの結

成については輸出入取引法に基づいての規制が行われておりますので、この契約に關してそういう輸入カルテルを結ぶならば、それは結成を承認して、輸入できるようにいたしますという手続的な承認をいたしているわけでございます。承認についての約束をいたしているわけでございます。

それから、「平均輸入価格の算定に關し砂糖価格安定法施行令の一部改正」ということでございますが、これは現在の糖安法上、平均輸入価格というのは月に二回公表されるわけでございますが、そのときそのときの実勢によつて当然に機械的に計算されるものでございまして。ところが、豪州糖の輸入を長期にわたつて取り決めるということになりますと、そういう相場の実勢とはやや離れた水準になります。この平均輸入価格の算定は、調整金でありますとか、あるいは安定資金の徴収等、全体の運用に大きく影響してくるところのものでありますので、相場のかんにかかわらず、豪州糖についてそういう固定価格で取り決めたならば、豪州糖の部分については、その実績価格をそのまま採用して、そして平均輸入価格の算定をいたしますということにいたしましたわけでございます。

でありますから、別段、契約の内容そのものについて保証したとか承認したということではなしに、そういう契約に伴つて必要となるところの国内措置を円滑にとるようにはいたしますということをいたしたわけでございます。

なお、一番最後の「日豪間の砂糖貿易を拡大することに寄与するものであり、日本政府の希望と合致するものであります。」というのは、当時まさにそのように考へておつたことは事実でございます。

○小川(国)委員 この当時、政府がこの覚書を結んで、書簡を往復させてこれをオーストラリアにした、こういうことは、砂糖のような国際的にも国内的にも非常に不安定な相場のもので、私ども消費団体に聞いても、全く砂糖の値段というものは不安定で、これについての内容は非常に複雑怪奇

だ、こういうことを言っているわけですが、この当時、この日豪砂糖長期協定というものを政府が結んだということは、まさに政府が砂糖のばくちに出したものだということが言われているわけです。政府がこういうところまで手を出していることはどうかという批判が当時からあった。それは国際糖価の趨勢から見て、こんな異常な高値が長く続くことはない、こういう判断があったわけです。ただ、政府は、石油パニックの中の一つの形であつたためた状況の中でこういう契約を結んでしまった。そして、いま局長は、政府がやったことは国内法の整備と補完作業をやったんだ、こういうことを言っているわけですが、これは頭がなくてしつぱがあるはずはないわけで、頭があるからこそ頭もしつぱもあるわけなので

まさにこういう民間の非常に高値の中の協定というものがあつて、そして、それを政府が承認する形で後段の国内法の整備というものを行ったわけ、前段を知らなくて後段をやったということとは不可解なことですよ。前段の事実があつたからこそカルテルの結成も承認をしましたし、ようし、国内法の整備もやつたわけで、前段の事実がなく

政策の中で行われてきているわけですが、輸入制限の時代も、自由化の時代も、これはやはり一貫して農林省の政策指導の中で行われてきているんで、当然この長期協定も農林省の政策指導の中で行われたのではないか、そういう政策指導の責任というものをあなた方はどういうように感じているのか、こういうことを聞いています。農林省の

回の法案も出しておるわけですが、そういう意味では、まさにそういう砂糖行政一般に関する責任を考へるからこそ今回の法案をお願いするということになったというふうな御理解いただければ幸いだと存じます。

当然いしそれより若干多いくらいというふうに推定されます、そのすでに生じている欠損を解消させるかということになりますと、そこまでは直接意図いたしておりません。

○杉山政府委員 前段の事実と言われるわけですが、この書簡の最後にあります「日本政府の希望と合致するものであります」という意味では、それはある意味で前段の事実ということになるのかもしれないけれども、このことによつて、そういう意思といえますか、所見を述べたからといって、そのことによつて直接この契約を担保したとか、保証したということにはならないし、それは当然当事者間であつても、その当時関係した政府及び取引の実際の当事者間にあつても、そういう意味を持つものというふうには理解されておらなかったわけではございません。

○小川(国)委員 私は、政府が担保したとか、保証したということを聞いておるわけじゃなくて、砂糖行政というのは、ずっと一貫して農林省の

た、そういうこととは別に、精糖業界を農林省は所管しております。その業界が安定的に経営が維持できないということになれば、これは問題でありまして、その原因としては豪州糖も一つでございまして、さまざまな事情に基づいて現在の事態が生じている。これらのことに対して、まさに対策として取り組む必要があるということでは

林省が出してくるからには、この千三百億あるいはそれ以上と言われる負債をどういうふうな解消していくのか、それには砂糖の輸入に携わつてきている、あるいはいろいろな形で今日の砂糖メーカーの行き詰まり、危機の状態を招いた銀行なり商社なり、それからメーカー、それぞれ経営の責

任に当たった者の責任というものがあろうと思うのです。そういうものを含めて、この負債をどういうふうに負担していくのか、そういうものがなければこれはまさに場当たり法案と言われても仕方がないのではないかと、こういうふうに思うわけですが、あなた方は砂糖メーカーの再建計画を提出されるというお考えはないのかどうか。

○杉山政府委員 私いろいろの業界を所管いたしておりますが、砂糖について、現在、糖安法もございまして、なかなかこの仕組みの運用だけでは、特に現在のような事態では、十分な安定が図りがたいという事は事実でございます。しかるがゆえに、今回の法案も提出しているわけでございしますが、では、そういうことだけでもつてすべし長期に将来問題は解決したと考えるかということならば、私は、この推移を見なければそこは何とも言えないと思ひますが、一つには、こういうふうな安定しない、混乱する原因の一つには、企業のあり方、経営態度というのが大きな問題であらうかと思つております。

その意味では、この三年間の措置はまさに三年間の暫定措置ではありますけれども、いま先生が御指摘になりましたような各種の、各段階にわたる問題、商社の介入の問題もございします。それから、流通段階での秩序の混乱というような問題もございします。そういうことも含めて、この期間に安定するようなルールと言ひますが、基礎が形成されることを期待いたしているわけでございします。したがひまして、確かに三年間、当面、企業の安定性を回復するということをこの法案は目的としたしておりますが、その間に、いま申し上げましたような、全体について安定的に今後推移し得るようなルールを整へれば非常に望ましいというところで、行政的にもそれに組み込んでいくというつもりでおります。具体的な再建計画を直ちにいま出させるというようなことは現在の段階では考えておりません。

○小川(国)委員 そういう姿勢が非常に誤解を招きやすいと私は思うのです。当面の、確かに五十

二年三月中旬の大手十一社の経常損益を見ても四百二億四千万、それに未上場の会社を入れると、約五百億、こういう経常損益というものが出ているわけですが、ところが、この大手十一社の繰り越しの損益は九百三十二億もあるわけですが、ですから、この数字を見ましても、とても現状のこの経常損益を償うだけではこの精糖企業の問題の根本的解決にはならないと思ひます。そうすると、皆さんが、今度の法案の措置で当然砂糖が上がる、上がっていくことは消費者に転嫁される。転嫁される中で、どれだけ上がっていくのかという見通しはまだはっきりしていません。そうすると、上がってきた利益の中で実は経常損益の五百億を超えて、問題は一千二、三百億の累積赤字の方の解消にまでこの法案の措置で進んでいくのではないかと、そういうことが答弁の節々に見受けられるわけなんです、そこで考えているとするならば、これは当然メーカーの再建計画というものをきちんと出させる。そうじゃないと、いたずらに政府がこういう法案で当座のしりぬぐいをするだけで、こういうような放漫経営に至らしためたそのメーカーの責任はもとよりですが、銀行なり商社なりの負担というものを国民の負担で解消していくことになってしまふんじゃないか。

銀行も商社も砂糖メーカーも一致して、こういう誤った砂糖相場の中での誤りのためにこうした膨大な赤字をつくってしまった、それを政府の法案でしりぬぐいをしてもらつて、そうして実質的な赤字の責任というものは銀行も商社もメーカーも負わないということになつてしまふんじゃないか。

そういう点から考えれば、これは当然メーカーの再建計画というものをいさして、その上でこういう法案の立法措置というものが納められてくるんじゃないかというふうな思ひわけなんです、その点いかがですか。

○杉山政府委員 この法案は確かに今後継続的に赤字を出さないようにする、コストを回復させるということの主眼をいたしておるわけでござい

ます。同時に、そのことを通じて業界経営の健全化、正常化ということを感じておるわけでございします。そういうことだけで、すでに発生している千数百億もの赤字は解消できないではないかとおっしゃれば、わずかの期間でもつてそういうものが解消できるとはとうてい考えられないわけでございます。もちろん企業努力によつて何がしかそういったものについて軽減していく、額を減らしていくということとは可能でありましようが、全部を短期に解決するということは、これは不可能でございます。

それならば、そういう企業の今後の経営のあり方をどう持つていくかという事は、これは実は企業によつてそれぞれ事情も異なりますし、さまざまであらうと思ひます。また、関係する融資機関等の立場もあらうと思ひます。その意味ではまさに企業としての今回の立ち直り、健全化を一つの軸として、そういう長期にわたる債務超過といひますか、繰り越し損失の解消計画、その場合にあるいは債権者にも一部分担してもらふというふうな考え方も出てくるかも知れません。そういう意味では企業自身の責任においてこういうことは当然考えるべきだと思ひます。再建計画をいま政府が直ちに提出するという事は当然——当然といひますか、現在考えているところではございせんけれども、業界指導に当たつては、それらの債務についての今後のこなし方といひますか、消化の仕方についても当然事情を十分調査し、状況を把握した上で指導するという事は考えていくべき問題だと承知いたしております。

○小川(国)委員 大臣からもその点についての所見を承りたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 この機会に私の考え方を申し上げておきたいと思ひますが、この砂糖の国民生活に占めております重要性、これは小川さん、先ほど御指摘のとおりでございます。したがひまして、砂糖に関する行政を進めてまいりますためには、何といつても国民生活の重要な物資としての砂糖の位置づけをやはり明確に認識して行

政を進めなければならない、このように考えております。なおまた、御承知のように、国内産糖、てん菜糖であるとかサトウキビであるとかいう生産に従事しておる農民諸君もおられるわけでございします。この全体の二〇%を占める国内産糖の生産者、この立場もやはり考慮していかなければならない。さらにまた、輸入粗糖の精製業界、これが御承知のように、過剰の設備を抱えております。そして、販売面においては過当競争もやつておる。そういうところから構造不況産業の一つとしてこれが社会問題にまで発展しかねない、こういう状況もございします。

そういうようなことを総合勘案をしまして、この際、今回のような法律の改正を国会で御承認をいたしまして、そして需給計画、国内の需要に見合った輸入というものを図つていく。大体二百六十万トン前後というものが適正な輸入量である、このように私は考えておりますが、とにかく、この精糖業界を含めて安定を図ることが、長期的な立場において国民生活の中で占めておる砂糖を安定供給させる、そういうことになるわけでございまして、私は、そういうような総合的な立場で今回の所要の改正を国会に御承認をお願いしておる、こういうことでございします。

そこで、御指摘のように、今回の改正は三年間の時限立法である。これだけで果たして膨大な累積赤字を抱えておる精糖業界の再建整備ができるかどうか、こういう問題がございしますが、これを政府が直接、あるいは援助なり財政措置なり、そういうようなことを講ずるといふことは私はいま考えておりません。まず、業界の過剰な設備を自主的に整理をさせる、そして過当競争もこの際やめさせる、需給の均衡のとれた秩序のある輸入も図つていく、こういうようなことで、まず砂糖業界の安定を図るという基礎を築いて、その上に立つて業界が、先ほどお話しになつた銀行もあるいは商社も当事者も真剣に長期にわたつての再建計画というものを立てて、これを進めていくという

ことでなければいけない、そういう方向で指導してまいりたい、このように考えております。

○小川(国)委員 大臣の答弁の方が局長の答弁よりバックしちやうしている感じがするのです。局長の答弁では、一応そういう実態も調査をしようということを明らかにしているわけで、そして大臣は過当競争とか業界の安定というようなことを言われているわけなんです、私はこの法案が業界の安定のためであつてはならないのじゃないか、やはり国民、消費者のことを考えていかなければならないので、それには、いま置かれてある業界の問題をどういう法案で救済しなければならぬというのをはきわめて異常な事態で、そういう異常な事態だということを考えたならば、仮に大臣の言われる業界の安定ということを考えてみても、三年間のことを考えたのでは安定にならないので、千三百億という膨大な赤字は利息だけでも大変なものになっていくわけで、当然その実態というものを調査して、それに対するところの再建計画なり赤字解消計画なり、それをきちんと農林省が把握していくことではなければ、この暫定措置というものは、全体の長期的なものを見据えた上での暫定政策でない、全く何にも役に立たないものになってしまうのじゃないか。そういう意味では、いま申し上げた、やはり精糖メーカの実態というものをきちんと調査をする、そして再建計画というものをきちんと調査をする、姿勢が農林大臣にもあつてほしいと私は思うのですが、その点いかがですか。

○鈴木国務大臣 それは当然のことでありまして、私が総括的に申し上げた中に、そういう当然農林省としてやるべきことはある。しかし、いまは業界の中でも過剰な設備を抱え、過当競争をやっている。そこに大きくコスト割れの様な状況にもなっている、これが業界の大変深刻な事態になつておるといふことは、業界自体もよく認識をして、そして構造的な面の改善等についても業界なりに真剣に現在取り組んでおるところでございます。したがって、農林省としては、業

界のそういう自主的な再建の方向、合理化の方向ということを中心に見きわめ、それを指導しながら必要な措置を講じてまいらなければいけない、こう考えておるところでございます。

○小川(国)委員 私の質問に対する趣旨をお認めいただいたことと、その点は農林省にも取り組んでいっていただきたいと思ひます。

次に、法案の中身に入つてお伺いをしたいわけでございますが、このシエラを決めるに当たつては、通常年の数字に基づいて決めていくということになると思ふのですが、今後総体的な砂糖の輸入の割り当てという様な形が出てくる、これは自由化以前の形に当然なつてくる。そうすると、シエラをめぐつて大変な利権争いが起こつてくる。農林省もそれに巻き込まれるというおそれがある。私は思ふ。そういう点で、一体この通常年のとり方というものはどういふふうに考えておられるのか。それから、シエラをめぐる争いというものをごきんは防ぎ得るというふうに考えておられるのかどうか。

○杉山政府委員 その前に、ちよつと数字のことと、いまの御質問とも若干関連します。申上げておきたいと思ひます。

先ほど大臣が申し上げました粗糖の適正な輸入量二百六十万トン、この意味は、もう少し正確に補足して申し上げますと、現在、日本の精製糖、でさう上がった砂糖の需要量は大体二百八十万トン前後と考へられます。このうち北海道のビート糖の供給が三十万トン、これを差し引きますと二百五十万トンということになります。ですが、これは精製糖ベースですから、これを粗糖のベースに直しますと約二百六十万トン、その意味で、二百六十万トンは精製糖企業にとつての供給量、需要量の適正な数量であるという意味で申し上げたのでございます。

全部輸入に頼つておるといふと、沖縄からの国産糖、それからまた南西諸島からの国産糖がそのうちに一部含まれておりますので、それを差し引いた数量が正確な意味での輸入量ということになります。

そのことを一つお断わり申し上げておきたいと思ひます。

それから、通常年はどう考へておられるかというお尋ねでございますが、これはまさに文字どおり通常年、いろいろパニックのときとか、それから何を考へておりますか、先を見越しての思惑的な輸入、そういうようなことによる期間の輸入量が增大するということはあるわけでございまして、そういうのは異常な数量ということにして、これを除くという意味で通常年ということにいたしております。

通常年をどのように決めるかということについては、これは各企業の個々の利害にも非常に強く響くところでございまして、慎重に検討いたしておりますが、過去の何年かをとりまして、その中で、総量的にも、それから個別各社の数量を見ても、これが一番ノーマルではないかと思はれるような期間を、いま各社の数字を並べて検討いたしております。

それからまた、その基準をどのように決めるにせよ、業界の中でこれに対する利権的なものとか考へての争いが出るのではないかと、そのことによる圧力が役所にもかかることが考へられるのじゃないか、それについては防ぎ得ると考へておられるのか、それについては防ぎ得ると考へておられるのか、それについては防ぎ得ると考へておられるのか、それは十分防ぎ得る、また当然防がなければならぬ、そういうことでもつてやがめられるようなことがあつては、おおよそ砂糖行政は今後成り立たないというふうに考へております。

それから、業界の方も、こういう法律を出すに当たりまして、事前にそういった点についての意向を確かめております。

もとより、実際に決まるまでにはいろいろ曲折はあるかと存じますが、私もそれはそういうふうなおそれが全くなければいいと思ひますが、そういう場合には十分対処し得るという考へ方のもとに適正に定めてまいらる決心でございます。

○小川(国)委員 私は、これが自由化前の割り当

て時代に逆戻りする、こういう状況が当然想定されますし、その通常年のとり方を、もうお互い各社、いろいろな形で調査をしたり研究をしたりして、いろいろな形が出てくるので、これはやはり皆さんの方も慎重にこの通常年の決め方というものを考へていかなければならないのじゃないかというのを指摘しておきたいと思ひます。

それから、問題は、私も、この立法によつて結果的には消費者への転嫁という形でこの値上りが行われる、これをどういふふうにかつて防ぐのかというのを当然考へていただかなければならぬと思ふのです。どう考へても、毎年五百億の赤字をとんとんに五百億浮かせるということになると、これは国内糖の値上りが以外にはないわけなんです。そうすると、当然その値上りがいふものは消費者のところにもかぶさつてくる。いま八割がいろいろな菓子製造業者とか、そういう実需者団体ですか、消費者が二割とか言われておりますが、いずれにしてもこの消費量は非常に大きいわけで、それからまた、菓子とかパンとか牛乳とかに入つてきても、やはり値上りがなつてくれば消費者にまたかぶさつてくる、こういうおそれがあるわけなんです、いま皆さんの方でこの法律によつて考へておられる卸売価格を百九十五円前後とするなら、小売価格というものは一体どういふふうになるのか。何か伝えられるように、小売価格を二百五十円前後にするということになる、それは現在の小売価格から見ても六割ぐらゐのアップになつてくる、またさらにそれが引き上げられてくるおそれもある、そういう歯どめの対策はどういふふうに考へておられるのか。

○鈴木国務大臣 今回の改正法律案の成立を見て、それを実施した場合に、消費者価格の値上り来すのではないかと、この点は国民の皆さんも非常に関心を寄せておられる重要な問題でございますから私から申し上げるのではありませんが、私はどうしても、自由貿易ではありますけれども、食糧の重要な一環をなす問題でございますから、国としてやはり需給計画というものがなければなら

ない、このように考えております。その際に、この需給計画は、最近、砂糖の需要が減退しない停滞傾向にありますけれども、ある程度の余裕を見た需給計画というものを立てる必要がある。品不足に於いて消費者価格を上げようというのととは絶対にやるべきでない、このように考えております。

そうして、いまの事業団にその売り戻しの権限を与えるわけですが、その際におきまして……(小川(国)委員「大臣、私の質問していることは消費者価格は幾らになるかということですか」と呼ぶ)まず、前段の消費者に悪い影響を与えるのではないかと、このように国民が御心配なさっているから、まず、それだけを私申し上げて、あと数字の問題は事務局にやらせます。

そういうようなことで、末端の消費、需要の面に悪影響を及ぼす場合には、直ちにそれは一年以内といえども弾力的に売り戻しもやるということとで対処してまいりますから、基本的に需給の計画を立て、それを正常に運営することによって安定をしていくものと私は考えております。

いまのような過剰な設備を持って過当競争をやっておる不自然な形というものは長続きするものではないし、これを長期にわたって安定させようというのが政府の考え方である、こういうことをまず前提としてお話を申し上げて、局長から数字は御説明を申し上げます。

○杉山政府委員 砂糖の卸売価格の推移を見ますと、五十一年ごろは大体二百四十円で推移しておりました。これが五十一年の終わりのころから二百円を大きく下回るような状況になってまいっております。それ以前の四十八年、四十九年、特に四十九年のパニックが起こった後の五十一年にかけての価格というのは三百円近くになりまして、非常に高い水準にあったわけですが、そういう時期は別にいたしまして、五十一年のころはおおむね二百四十円であった。それが現在どうかといいますが、百七十五、六円ということで、いろいろな物価なり労賃の上がる中で砂糖の価格だけは下が

つてまいっております。

そういう意味から言いますと、今日、平均生産費まで回復するということになりまして、数字で百九十五円見当になるわけですが、百九十五円は、今日実際に形成されている価格から見れば確かに上がることはありますが、いま申し上げました価格の推移、それから企業としてぎりぎり必要なコストであるということをお考えいただければ、それは形としてはいまの安い、コストを割っている価格より上がることになりまして、これも、消費者に御理解いただきたい、あるいは実需者にも受けとめていただきたいと思うわけでございます。

それから、そういう今回の措置によって小売価格を大幅に引き上げるのではないかと、お尋ねでございますが、小売価格は、砂糖の場合は卸売価格と非常に密接に関連した動きを示しております、若干の時間的なずれはありますが、卸売価格の騰落に応じてこれが騰落いたしております。大体、卸売価格に対して五十円台の格差、流通経費が乗せられて売られておるという状況でございます。七月、八月のころ、二百三十円から四十円台の数字で小売価格は推移してまいっております。そういう中で特別な、スーパー等による目玉商品としての安売りというようにもありません、中には二百円を相当下回って売られているものもあります。そういう特殊なものはないものもありません。そういう特殊なものはないものもありません。そういう特殊なものはないものもありません。

もう一つ、卸売価格の騰落に応じてこれが騰落いたしております。大体、卸売価格に対して五十円台の格差、流通経費が乗せられて売られておるという状況でございます。七月、八月のころ、二百三十円から四十円台の数字で小売価格は推移してまいっております。そういう中で特別な、スーパー等による目玉商品としての安売りというようにもありません、中には二百円を相当下回って売られているものもあります。そういう特殊なものはないものもありません。そういう特殊なものはないものもありません。

また、卸売価格の騰落に応じてこれが騰落いたしております。大体、卸売価格に対して五十円台の格差、流通経費が乗せられて売られておるという状況でございます。七月、八月のころ、二百三十円から四十円台の数字で小売価格は推移してまいっております。そういう中で特別な、スーパー等による目玉商品としての安売りというようにもありません、中には二百円を相当下回って売られているものもあります。そういう特殊なものはないものもありません。そういう特殊なものはないものもありません。

また、卸売価格の騰落に応じてこれが騰落いたしております。大体、卸売価格に対して五十円台の格差、流通経費が乗せられて売られておるという状況でございます。七月、八月のころ、二百三十円から四十円台の数字で小売価格は推移してまいっております。そういう中で特別な、スーパー等による目玉商品としての安売りというようにもありません、中には二百円を相当下回って売られているものもあります。そういう特殊なものはないものもありません。そういう特殊なものはないものもありません。

また、卸売価格の騰落に応じてこれが騰落いたしております。大体、卸売価格に対して五十円台の格差、流通経費が乗せられて売られておるという状況でございます。七月、八月のころ、二百三十円から四十円台の数字で小売価格は推移してまいっております。そういう中で特別な、スーパー等による目玉商品としての安売りというようにもありません、中には二百円を相当下回って売られているものもあります。そういう特殊なものはないものもありません。そういう特殊なものはないものもありません。

ますが、これは大臣からもお答えいたしましたとおり、現在のこの法律の中で、精製糖の価格が平均生産費を上回って推移している場合、要するに企業のコストを上回って価格形成が行われている場合、そういうときは売り戻し延期をしないというところになっております。コストを超えて不当に利益を得させるといふようなことでこの法律は考えられておるわけではございません。

○小川(国)委員 いまいろいろおっしゃられたのですが、やはり小売価格は平均値で幾らぐらいになるかという見通しの数値をちょっと……

○杉山政府委員 これはことしの六月、政府の糖安法に基づく指示カルテルを実施したときに糖価が卸売価格で百九十七円、現在私どもが申し上げております平均生産費のところにほぼ落ちついておりました時期でございますが、このときの小売価格は二百四十七円でございました。そういうことが一つの推定される水準であらうかというふうに思われます。

○小川(国)委員 これはどう見ても、その六月、卸売が百九十七円、小売が二百四十七円、当然今度の卸売価格の推定が百九十五円、平均生産費と推定すると、やはりこれは二百五十円近い小売価格になって、六割近い消費者に対する値上がりという形ではね返ってくる、こういうことになってくるわけですね。これでは消費者対策ではなくてメーカー保護策になってしまふのではないかと、こういうふうに見えるわけですが、この辺の消費者対策というものをいかにして、農林省として積極的

に……いまの糖価から見ても、現在百七十五円あるいは百七十六円という趨勢です。そういう中で保たれているいまの価格をどういうふうに六割も上げるといふことは、結局この法案が消費者に負担を転嫁する法案になる、こういうふうな理解せざるを得ないのです。これをいかに皆さんの方が売り戻し、買い戻し措置ですか、そういうことの中で下げると言われても、現実にはいま皆さんの想定している価格自体が六割のアップにならざるを得ないという現実があるわけですね。これ

はお認めになりますか。

○杉山政府委員 現在、工場から出て卸段階でもって取引されている価格が百七十五円ぐらいでございます。いま申し上げましたように、これは若干千の数字で、さきというのは前の数字でございますが、百九十七円の卸売価格のときに二百四十七円で、五十五円ぐらゐの卸小売の間の格差があるわけでございます。こういう数字は何に基づいて申し上げているかといひますと、総理府統計局の小売物価統計で申し上げておるわけでございます。いま手元にありますのは七月の数字でございます。いま小売価格が二百三十九円でございます。現在もおおむねこれを若干下回る程度の水準で推移しているのではないかと思われますので、先生おっしゃられるように、小売価格、特別に低いものを見れば格別でございますが、一般的な水準に比べればそれほど大きな値上りになるというふうには考えておりません。

○小川(国)委員 時間がなくなつてきておりますのであれですが、その六割のアップというのは大変な値上げ率で、それだけに私どもは、今度の法案のねらいといふものがメーカーに対して結局救済の手を伸べることになるが、その結果は消費者に転嫁される、こういうことはどうにも防ぎようがない。それだけにやはり政府としてはメーカーのいままでに立ち至った根本的な原因なり内容なりを調査をして、その上で、メーカーの再建策というものの中には、これまでこういう事態に至らした中には金を貸してきた銀行の責任もあるし、また、こうした砂糖の操作をやつてきた商社の責任もあるし、メーカーのいろいろな放漫経営の責任もあるでしょう。そういうものの責任をおろそかにしたまま、こうした実質的な消費者への転嫁という形は私どもは納得できない。そういう点からは、もう一度振り出しに戻りますが、この再建計画の中で、銀行、商社、メーカーがどういふふうにかつこの責任を負担してとるのか、こういうことは再建計画を提出させる中でひとつ明確にしたい。そうじゃないと、今度の法案は一

○%消費者にその責任が転嫁されて、銀行やメーカー、商社はそのまゝになってしまふ、こういう事態を私は免れないと思うのです。

大臣としてその点に対する明確な御答弁をひとついただきたいと思います。

○鈴木国務大臣 今回の法律案の改正、これは業界の再建整備の問題には直接ストリートではつながらない改正でございます。しかしながら、小川さんが御指摘になりますように、この業界の体質を改善強化をする、合理化を図る、これなくしては精糖業界の安定、ひいては国内の砂糖の安定にならないわけでございます。先ほども申し上げましたように、大体内糖その他を考慮、計算をいたしましたら、二百六十万トンくらいの輸入の粗糖、それに対して四百四十万トンくらいの設備を抱えておる。これは何といつてもやはり過剰設備である。こういう面にもやはり合理化の必要があるわけでございます。

銀行、商社、メーカー、そういう段階において、それぞれ関係がございますから、十分それらを含めて業界の体質改善なり合理化なりというふうなものを案を立てさせまして、これを指導し、政府としてもできるだけのこの業界の長期にわたつての安定ができるように、体質改善等は積極的に進めてまいりたい、こう考えております。

○小川(国)委員 以上で、質問を終わります。

○山崎(金)委員 代理 島田琢郎君。

○島田委員 本日提案されました砂糖の売り戻し特例法案に關して若干の質疑をいたしたいと思ひますが、私は、先ほどからわが党の同僚議員の質問に対して大臣初め政府当局がお答えになつてゐる中でも、非常に心配される面が幾つか露呈をしてゐるというふうに考えますときに、この法案の取り扱ひはきつめて慎重を要する、そういう感じがしてならぬのでありますが、確かに本法案をつくられた政府当局には大変苦勞の跡が見えるし、そういう意味では大変苦心の作だ、こういうふうに思ひます。しかし、苦心されてつくられればつくられるほど、私どもはその裏にあるものをど

うしても明らかにしておかなければならない。たとえば、当初、新聞で報道されました内容は、大臣が先ほど業界の体質改善、それはまさに四百四十万トン余に及ぶ過剰設備を抱えて今日苦しんでゐるという事態にメスを入れなくてはならぬ、こゝに言われたのを裏書きするように、新聞は業界の体質改善といふことを前面に押し立てて、この法案に対するいわゆる解説をしてゐるようでありまして、それだけにその面に対して大変この法律は作成の段階で氣を使った、その跡があらわれてゐるわけでありまして。

そこで、幾つかの小川委員の質問に対して、問題提起が行われたのに対して政府側が答へてゐる点でも少し鮮明にしておかなければならない点があるわけでありまして、まず最初に私は、この法律が出てきた背景、この点について説明を求めたいと思ふのです。

○杉山政府委員 やはり全般的な砂糖をめぐる諸情勢を配慮してこの法律が出てきたわけでございます。それを見てまいりますと、基本的にはやはり砂糖消費が特に四十九年以降減少ないし停滞いたしてあります。そのことによつて精糖業界の設備能力が需要に対して過剰ではないかという問題が表に出てまいりました。

それから、業界の中に過当競争という紛れもない事実があるわけでございます。コストを大幅に下回つてダンピングとも言えるような形で販売競争が行われてゐる。

それからまた、日豪の砂糖の長期契約に基づく引き取り問題がございます。そういうようなことが業界の協調を一層困難にしてゐるというふうな事情もありまして、さまざまな事情が絡み合つて、国内糖価はコストを大幅に下回つて推移してゐる。しかも、それが長い間抜け切れない。そのことによつて精製糖業界、巨額の累積赤字を抱えてあります。上場会社の数字はわかりますが、それ以外の会社もありますし、それから決算期以降の推移もありますので推定で申し上げるしかないのですが、正確な

ところはなかなか申し上げたいのでございますが、とにかく千数百億に上つたといふことは言えると思ひます。このことによつて業界自身はまことに苦しんでゐる。それから、そこに働く人たちの立場も非常に苦しい事情にある。

それから、そのことが単に精製糖業界だけではなない、国内産糖企業の経営を圧迫するようになつてまいつてあります。国内産糖として北海道のビートがございまして、このビートもやはりグラニュー糖、精製糖をつくつてゐるわけでございます。が、この価格が輸入糖の価格が下がれば当然に下がるというところで経営が圧迫される。そのことはビート糖の原料になつてゐるビート、てん菜ですね、それからまた、南の方でも同じようなことがあるわけでございます。鹿児島、沖縄におきまして、そのサトウキビ、これらの生産農家の所得確保の面でいろいろ悪影響を及ぼしてまいつております。

そういうようなことから、これらの生産農家、関係団体等も、結局はやはり製品価格の安定が図られないことにはその不安の根本は解消されないといふことで、強く需給安定の措置を求めてまいつております。

そういうもう一つの事情を考えまして、これらの需給事情の変化に対処するための国内の砂糖の需給の適正化を図るための法律、これを今回この形で、糖安法の特例という形でお願ひすることとしたわけでございます。

○島田委員 ただいまの背景にかかわる説明に当たつて、大事な点を忘れてゐるのではないだろうか。つまり、砂糖というものが国民の生活にとつてどういう位置を占めてゐるのか、こういう点をまず基本としてしっかり踏まえておきませんと、いろいろな法律を出し、制度をつくり、国会でまたいろいろ議論をしましても、これはかみ合つてきません。

そこで、私は大臣に、ぜひ砂糖の位置づけといふ点から、それによつて自覚しなければならぬ社会的責任、こういう面について明確にしてお

かなくてはならぬと思うのですが、政府はこの砂糖を国民食糧の上ではどういふ認識に立つて位置づけようとしてゐるのでしょうか。

○鈴木国務大臣 先ほど小川さんにもお答えしたわけでありまして、やはり国民生活がだんだん内容的にも充実をし、向上してゐてゐる、そういう中で砂糖というのは私は非常に重要な食糧の一つである、これを安定的に供給を確保するといふことが、したがひまして国民生活にも大変重要な問題であるとの認識をしてゐるわけでございます。そして一方において、国際糖価は、私が指摘するまでもなしに非常に変動の大きい商品でございます。そういうようなことから、糖安法をつく

り、糖価安定事業団を設けて、国際糖価の大きな変動をこゝで遮断とまでは言わなくとも、できるだけこゝで調整をいたしまして、そして国内産糖の生産の拡大増強、育成と相まちまして、国民にこの重要な砂糖の供給を安定的に圖つていきたい、こういう認識で取り組んでゐるわけでございます。

○島田委員 わかりました。私は、大臣のおっしゃつてゐることをやはり法の一つの趣旨としてもきちつと基本に踏まえていただかないと、この法律は死んでしまふ、こういうふうに思うので、あえて大臣のお考えを聞いたわけでありまして。

さて、そういう考え方に立つたのであるとすれば、余りにも今日の国民食糧としての供給体制が乱れ切つてゐるという点で、やはり認識を同じくせざるを得ない点は幾つもあります。それがややもすると、単に業界の今日の状況を整備すれば直ちにこの趣旨に合致するといふふうに短絡をしてまいりますと、今度の法案は国民的コンセンサスを得られない、こういう結果に相なります。つまり消費者の方を向いてこの責任を転嫁するといふ、そういう印象が強くこの法案の中にあるからであります。そのところを小川委員が厳しく追及したのでありますが、基本にかかわる大事な

姿勢、この点が、大臣がおっしゃつてゐるような姿勢に農林省自体がしっかりと立つてもらわな

と、問題をこれから先にも残していく、こういうふうにあるので、きわめてしつこいようでありますが、私はそういう点をまず共同の認識の基本に据えて、これから若干聞いてまいりたいと思うので。

そこで、安定供給という面に限ってひとつ考えてみますと、砂糖というのは国内的にはもちろんであり、砂糖といふものは非常に投機性を持って、あるときは大暴落、あるときは大暴落、こういう歴史の繰り返しではなかったか、こういうふうな歴史の繰り返しではなかったか、この砂糖の安定にかかわる法律が事実上充足をいたしました昭和二十八年以降の情勢の推移を見てまいりまして、そのことが歴然としてわけてあります。

たとえば、一九五七年当時、スエズ運河の動乱による大暴落が起こったのは、これまた歴史に明らかで、そのころは、一九五七年、一九五九年には砂糖が国際的に非常に不足をするという背景を踏まえて増産に踏み切らざるを得ない、これは歴史に残る暴落をいたしました。一九六三年はキューバ革命で砂糖が一気に暴落する。しかし一九六六年、三年後には実に一セントを割るという世界砂糖の大暴落を経験しなければなりません。そして、最近においては、一九七三年、昭和四十八年の石油危機と時を同じくして砂糖の買い占めという大変な騒ぎが起こって、砂糖は国際的にも大暴落のいわゆる狂乱時代を迎えたのであります。しかしながら、一転して一九七五年には世界的な増産と需要の若干の停滞が原因になって暴落を見ると、今日の状況に突っ込まざるを得なくなりました。その間、国際的にもまた、第一次国際砂糖協定が一九五八年に成立する。その後、協定が成立をいたしました。その後、パンクをいたしました。ことしになって、つい先ごろようやく第三次の国際砂糖協定が成立する、こういう歴史が繰り返されている。これは私が説明するまでもなく、砂糖界における一つの常識として残っている。

おる歴史の繰り返しであります。こういうふうなことを考えてまいりますと、そのたびに振り回されるのは、つまり国民食糧という大事な立場に立たされている、そして、その供給を受ける国民、消費者の皆さん方の苦しみも同時にこの中に出てくるわけでありまして。

そういうことを考えますれば、今日、時を経て安定供給のために法案を提出するということについては、基本的には私も反対をするわけではございません。しかし、こういう歴史の背景を一つ考えてみますと、どうもわが国内において、世界的なことを申し上げるのは口幅つたのであります。国内においてそればかりとした砂糖政策が根差していかどうかという一つの反省がなければいかぬのですが、残念ながらそのときに糖安法が出た、あるいは甘味資源特別措置法等の制度ができて上がつてはおりますが、長期的に見てこうした砂糖の投機性に対応するような安定した法律ができて上がつていたという歴史がないのはきわめて遺憾なことでありまして。

そういう点を考えますと、今度の法律もまさに安定供給の名のもとに、業界の安定を図るという名のもとに出された法律であって、日本の砂糖の将来的な長期展望に立った政策確立という点には欠けているのではないかと気が私はしてなりません。

そこで、そういう点を反省した上でこの法律が機能されなくてはいかぬのでありますが、それは、なぜこういうふうな砂糖が不安定な状態を繰り返してあるのか。それは単に投機作物だ、投機製品だ、投機商品だと言っただけで片づけられないものがあると思うのです。いま、てん菜価格の決定も終わって、サトウキビ価格の国内的な問題のことも今回は少しおいておきたい。ただ、先ほど日豪砂糖協定の問題について厳しいお話が出されておりました点なども踏まえて考えますれば、外国からも日本の砂糖に対する一つの注文が出てくるのではないだろうか。たとえば、今度長い間

話し合いのテーブルに乗り切れないでいた日豪砂糖関係が一つ前進の兆しを見せました。そこで、日豪間における砂糖の話し合いがなされた中では、外国から日本の砂糖業界に対する一つの注文が出された。私も聞いておるのですが、今度の法案の目的の中で、そういう点についてどういふ言い方になっているのかが気になります。その中で、この辺を明らかにしてもらいたいのです。第一、第一の「あわせて粗糖の輸入に関する国際的協定の円滑な履行に資することを目的とする」とあるのはどういふ中身なのでしょう。まず、ここをお聞きして、それから話を進めてまいりたいと思います。

○杉山政府委員 この法案は、それ自身はまさに需給の適正化を図って価格水準の適正な回復、形成を図るというところにあるわけでございます。

そのことが現実の問題となっておりまして、その日豪の砂糖長期協定に対する価格改定の交渉、これ自身の解決にも貢献するという意味で、まさにそのことを「あわせて」ということであつておるわけでございます。直接的に日豪の問題を解決するために特別にこの措置をとったということよりは、企業自身の体質を改善し、健全な経営の状況をとり戻せば、そのことが今日問題になっている日豪の交渉に貢献し得る、こういう意味で「円滑な履行に資する」ということをうたつておるわけでございます。

○島田委員 そうなりますれば、先ほど小川委員の質問に対して答えているものとは大分様相が変わってくる、こう思うのです。先ほどの質問の中では、政府が今度の日豪砂糖問題に相当首を深く突っ込んだ、それは行政上の責任を負うということになるのではないかと、こう言つたのに対して、大臣初め局長も口をそろえて、それは業界の自主的な判断にかかわる部分だから私もそこまでは行政的に介入はしていませんし、介入する考えもない、こう言つておる。ところが今度は、法律をもってその民間における話し合いの担保をしようとしていることがいまの御答弁によつて

明らかにするではありませんか。私は、これは法案の趣旨において非常に大きな矛盾を犯すと思うのですが、どうですか。

○杉山政府委員 直接、契約自身についての保証責任的な責任を持つものではないという意味は重ねて何遍も答弁申し上げたとおりでございます。

ただ、業界の健全な経営を取り戻すということが交渉の上に好結果をもたらすであろう、さらに、いま価格改定交渉を行つておりますが、その価格改定結果に基づいたところの水準での取引自身、これを円滑に履行する上に役立つであろうという意味で、まさに「資する」ということを言っているわけでございます。その意味では小川委員の御質問にも答弁いたしました、政府としては業界を所管業種としてこれを健全に育てていく、安定を回復させるということでの行政責任をまさに痛感しておるわけでございます。その観点からこの法案を提案しているわけでございます。

○島田委員 私が前段少し長く申し上げたのは、こうしたいわゆる外交の手だての中で日本の砂糖政策を考へるということはおかしいのではないかと、こういう趣旨に基づいておられるのではないかと、今度の法案は、当面の日豪砂糖問題に対する有利な展開を図る一つの担保条件として出された、こういうふうな認識でも誤りでない、こういう感じがする法律でありますから、さらに私はそういう考え方から立つて日本の大事な国民食糧の砂糖をお考えになること自体が誤りだということの反省を厳しく求めておきたいと思うのです。が、大臣、いかがですか。

○鈴木国務大臣 豪州との間の長契の問題は、先ほど来る御説明申し上げたところでございまして。しかしながら、それはそれとしても、そういうようなことやまたは精糖業界の過剰設備、過当競争というやうな体質、そういうことがはたしておけないやうな状況に相なつてきておるわけでありまして。ひいてはこれが砂糖の安定的な供給にも影響を及ぼしてきておる、こういうやうな観点で私も今回の法改正をお願いしておるということでございます。

ざいまして、日豪の長契の後始末をするためにこのいう法案を出してやるものではない、これは明確にしておきたいと思ひます。砂糖の需給を安定的に確保して、業界の体質もそれに見合つて強化をし、整備をしていこう、合理化をやつていこう、こういう趣旨で私もやっておりますのであります、そのことには恐らく島田さんも御異論はないところであらう、こう思ふわけでございまして、御理解を賜りたいと思ひます。

○島田委員 私はいくらに限り砂糖の問題をこの一年間にずいぶんたくさん手がけながら、この場所からの質問もしてまいりましたので、そういう意味の一つの集積というものの中からどうして大臣から直接——大臣と砂糖の議論をすることは、正直言つていま初めてなんです。いつも局長とやり合つていて、大臣が出てきたときにはなかなか砂糖のことをやれませんから、きょうはどうしても、魚のことは詳しいけれども砂糖はこれは知らぬといふことではないでしようけれども、それでは私は困るので、砂糖のことをしつかりと御理解を願つておかなければいかぬと思ふ。

ちよつと脱線した話で恐縮ですけれども、あなたの前大臣は、私がここで失礼ながらメンタルテストをいたしました。私は砂糖のことはおまえより知つていたと聞き直るから、私は、それじゃ若干テストいたしますがと前置きしてお尋ねをしたら、ちよつともわかつておらぬのであります。あきれ返つてしまつて、私は何のために一生懸命こつやつて砂糖のことをやつてきたのか、自分自身にもいや気が差したといふときもございました。ですから、鈴木大臣は魚のことは詳しい、これは天下周知の事実でありますけれども、砂糖になつたらというのじゃ、これは困るので、基本的なことをしつかりとひとつこの際、大臣とせつかく会つての議論でありますから、私は少ししつこい質問を繰り返したのであります。

私はその認識において変わつてゐるつもりで申し上げてゐるのではない、それは大臣おっしゃるとおりであります。このままにしておいてよいのかという危機感には私自身にもあります。それがあつたゆゑに、間違ひのない砂糖政策を進めていかなくてはならぬと思ふから、もしも国民的にコンセンサスを得られないような部分があるとすれば、この点はやはりこういう席から国民の皆さん方のコンセンサスを積極的に求めていくという姿勢がなければいけないのではないかと、私はこう思ふのです。ですから、先ほど小川委員の質問の中にもその趣旨が貫かれておりますので、私はそれを受け継いで、わが党の考え方をここに明確にしながら、この法案をよいものという立場に立つて、必要であるならばこれを成立せしめなければならぬのであります。ところが、問題があるとすれば、私も党結党の精神に立ち返つて反対せざるを得ない、こういうことになりまして、しつかり御答弁をいただきたいと思ふのです。

さて、それでは時間の関係で次に移つてまいりますが、今度のこの法案のもう一つの大事な点、見逃してならないのは、そして同時にまた大臣が大変気になることをおしやつてゐるので、私はこの点はどうしても明確にしなければならぬと思ふのです。業界のいわゆる体質という問題に触れております。それは直ちに過剰設備であるという言葉によつて表現をされますが、果たして過剰設備だといふふうな言い切れるかどうか、この点私は、農林省自体にも十分検討されてゐると思はれない節がある、こう思ふのですけれども、これは私の思い過ぎであらば結構なことではあります、どうも私が調べてみた限りにおいては、必ずしも設備が過剰だといふふうなきめつけてしまふような内容ではないように思ひます。もちろん装置産業で、粗糖を通せば白くなるといふきわめて簡単な一つのシステムにあるこの精製糖の仕組みではありますけれども、それだけに、何でもかんでも単純に割り切つて、これだけしか砂糖を生産しないんだからこれだけの設備でたくさんだと言つてしまふのかどうか。

特に私はこの際まず前段にそれを申し上げる私の考え方の基本にあるのは、砂糖は、もう一つ、かという危機感には私自身にもあります。それがあつたゆゑに、間違ひのない砂糖政策を進めていかなくてはならぬと思ふから、もしも国民的にコンセンサスを得られないような部分があるとすれば、この点はやはりこういう席から国民の皆さん方のコンセンサスを積極的に求めていくという姿勢がなければいけないのではないかと、私はこう思ふのです。ですから、先ほど小川委員の質問の中にもその趣旨が貫かれておりますので、私はそれを受け継いで、わが党の考え方をここに明確にしながら、この法案をよいものという立場に立つて、必要であるならばこれを成立せしめなければならぬのであります。ところが、問題があるとすれば、私も党結党の精神に立ち返つて反対せざるを得ない、こういうことになりまして、しつかり御答弁をいただきたいと思ふのです。

暴騰、暴落の繰り返してありながらも、ややもすると過剰設備、過剰生産の名のもとに、せつかくそこで砂糖生産のために全力を挙げてまいりました労働者首切りといふところにすぐ短絡してしまふ、そういう危険な体質を持つてゐるものもこの砂糖の業界だといふことが一つあるからであります。そうならないでまいりますと、私はいろいろ計算の方法があると思ひますけれども、たとえば、いまの溶糖量に対する設備の比較で申し上げますと、砂糖を溶かす季節的な変動といふものがかなり大きいといふことも、この砂糖の持つてゐる体質の一つのようによいと思ひます。あるときは一八〇を越えるようないわゆる季節変動値にあり、あるときは一〇〇以下といふようなときもあります。しかしながら、季節的にそういう変動はあるけれども、最高砂糖を溶かすといふその時期にひとつ計画の焦点を当てて計算をしておきまさんと、ピーク時に砂糖が溶かし切れない、クリーニングし切れないといふ事態になつてしまふわけですから、その辺のところを計算するとすれば、やはり一番多いときに計算をしておかないと、これは溶糖能力といふものが正確だとは言い切れない、こう思ふのです。ところが、それを平均値でとらえておるから、四百二十万トンとも言われ、四百四十万トンとも言われるこの設備は、二百六、七十万トンしか国内で必要としない砂糖をつぶす上では、単純計算をすれば間違いなく二百二十、三十万トンこれはオーバードといふことになつてしまふ。ですから、そのところを政府はどういう計算をされてゐるのでしょうか。

試みに私の計算を若干御披露すると、日産大体一万六千七百トン、これぐらい砂糖をつぶします。つぶすといふんです、白くしてゐる。八割の歩どまりにして日産一万三千三百六十トン砂糖するといひます。業界の常識では大体二百六十日、こう言つておられますから、二百六十日を掛けるといひますと、一八一の季節変動値の最も高いときに計算をいたしますと、六百三十万トンの溶糖能力を持つてないと日産一万三千トンの砂糖

ができないという計算に相なるのです。二百六十日という問題はもう少し後で私は触れたいと思ふのですが、このような計算方式で幾つか例を挙げても、一番低いとき、つまり一万三千三百六十トンそのものずばりで掛けてまいりまして三百四十七万三千六百トンの処理能力を持つていなくてはならぬことになる。そういういたしますれば、単純に四百四十万トンの施設は過剰でございまして大臣は言い切れるのでしやうか。この辺、そういう単純計算で業界のいわゆるぶつた切りをお考えになつたら、これはえらいことになつてしまふと私は思ふ。

まず、この設備過剰という問題について政府の見解を伺ひます。

○鈴木国務大臣 私は実態を申し上げたわけでありまして、それをどの程度設備の合理化なりぜい肉を落とすかといふ問題は、いま島田さんのおっしゃつたように、季節的に非常にピーク時もあり、いろいろなことを総合勘案をしてこれは決めるべき問題であるし、基本的に政府がこれだけの設備は廃棄すべきだとか、そういうようなことを押しつけるような考えは持つておりません。あくまで業界が置かれておる今日の厳しい情勢の中で、この構造不況産業の一つである精糖業界としてどういふぐあいにより自主的な努力をするか、こういうことにあるわけでございまして、単純計算をしておるわけではございません。

○杉山政府委員 若干基本的な考え方に触れる話ではございますが、この際申し上げておいた方がよろしいかと思ひますので、触れさせていただきます。

設備過剰の問題と並んで構造改善といふことがよく言われるわけでございします。私も構造改善と申し上げますと、すぐ設備過剰と結びつけて過剰なものを整理するのとかいう話に理解されるわけでございますけれども、私も構造と云う場合には、もちろん設備の問題もなはいとはいひませんが、それと並んで、あるいはそれ以上に企業自身の経営のあり方、それから流通段階の秩序のあ

り方、それから特に砂糖に頭着に見られます商社の介入のあり方、それからすべてのものを通じまして、改善すべき構造というよりはむしろ体質的なものといえますか、要素をたくさん持つておる、それらについて改善を図ってまいりたいということをおっしゃるわけでございます。

それから、その中で設備についてどう考えているかということについては、大臣が申し上げましたように、これは確かに単純に全体の推移なりほかとの比較というように考えますと、年平均でもっともらざるを得ないわけでございますが、年平均でとれば、いまのままの設備をいまの大体の平均の稼働能力で操業すれば四百四十万トンぐらいはできるであろう、こう見ております。

ただ、お話しのように、同じ年内にも需要期と需要期とあります。そうすると、精糖にも波が出る。私はそういう波の出るようなこと自体も一つ問題であろうと思います。やはり年間できるだけコンスタントな操業をするということが望ましいのじゃないか。ただ、市況に応じてある程度の波はどうしても避けられないことはもちろんありますけれども、極端な波を生じるということとは好ましくないのじゃないか。

それから、先生一八〇ものときがあるということとを仰せられたのですが、ちよつと私どもの調査ではいままでそういう極端なものはないのですが、個別工場ではあるいはあるかもしれません。それから、特に操業を休んでいて一時つくりだめをするというようにときにはあるいはそういうこともあるかもしれないが、一般的にはそういう高い波にはならないのじゃないかというふうに思っております。

それから、四百四十万トンの設備能力に対して実際に需要されるのは二百六十万トン程度、これは事実でございますが、では、その差が過剰かといえ、稼働率という言葉であらわすときは、四百四十万トンの二百六十万トン、六割程度ということになると思いますが、その差の四割が過剰かということになれば、一見過剰には見えますし、そう

いう定義だつてなくはありませんけれども、私どもは操業の形態、それから今後の需要の動向、そういうことを見て、全くそのものが過剰であるというふうには考えているわけではない。そこにはアンバランスは必要であろうというふうに考えております。

ただ、それを今後どういうふうにしていくかということについては、まさに働く者の立場というものもありますし、それから企業自身の従来からのやってきた経緯ということもありますれば、そう簡単に机上計算だけでもって一遍にこれを廃棄するか工場を統合するというようなことには直ちにほならないと思ひます。

そういう意味で、若干説明が先走つて恐縮でございますが、この法律は直接的にそういう過剰設備の廃棄を義務づけているとか、そういうことを前提にこの需給調整を図るということを意図しているものではないということをお断り申し上げます。

○島田委員 そういふ理解というのは、どうしてもきちつと持つていてもならなくてはいかぬのでありまして、これは業界の常識として、設備が過剰だ、そのまゝにしておくわけにいかぬ、スクラップする、スクラップするという問題が出れば必ず労働者首切り、これはついて回ります。こういう点に、今度のいわゆる業界再編成あるいは体質改善と言われている一つの目的がそこにあるというふうには断ぜられる面がなきにしもあらず、こう私も心配をしている一人なんです。

今日の不況の状態を考えましても、また砂糖の歴史的な一つの動きを見てまいりましても、やはりそのことがいままでには言える。たとえば、業界主要な十五社の平均で、昭和三十九年、四十年に入つたころのいわゆる従業員数の推移を見てまいりますと、現在段階では実に六五・七%、つまり三五%程度首切りが行われてきたということが数字の上で歴然としていられるのであります。四〇%も設備が過剰です、これを強調されるなら、われわれの常識的な判断であると、必ず首切りはそれに

ついて回らうと考えるを得ないところなんです、これは何人が考えても。設備の過剰部門については今後どういうふうな整理をしていくのかは業界の自主的な判断に任せる、局長はこう言っていますけれども、私はそこには危険な落とし穴があると思ひます。むしろ政府はそのことをささるらないで、行政上の責任を一切回避しながら業界の体質改善を自主的にやらないさい、やりなさい、こう言つてきたら、その落とし穴にはまつていかなければならない今日の業界の体質ではないのか、この点を私はこの法案を審議するに当たつて大臣から、今日のようなこういう不況な状態にある労働者の首切りなんというような問題が派生をするような業界の体質改善を行政上指導なさるとしたら、これは私は許せないと思ひますが、絶対にしないという確約をいただかなければこの法案の審議に当たれないとさえ私は思ひますが、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 先ほど来明確に申し上げておるわけですが、今回の改正法律案は、需給の均衡がとれるようにやつていきたい、それによつて国民の皆さんにも安定的に砂糖の供給確保ができるように、また一方において流通面における過当競争、こういうものも長期的な観点に立つた場合には決して国民の皆さんにもいい影響を与えるものではない、こういうような観点から出しておるのであります、業界の構造改善というよりも過剰設備云々というようなことは、この法案とは全然関係のない問題でございます。ただ、こういうような時期でございますから、コストダウン等、業界内部でそういうことを熱心に努力をしていくということは、これは消費者である国民の側から見て当然要請されるべき問題である、私はこのように理解をしております。

○島田委員 大臣の決意のほどは理解するのでありますが、しかし私は、この点についても、この面からも少し心配があります。先ほど千数百億に上る累積赤字処理の問題をめぐつて議論がございました。これに対する政府側の答弁、私はやはり心配が残つていきます。というのは、こういうことになるのではないのでしょうか。

いまの千数百億に上る負担をそのままにしておくとすれば、いままではこれを解消するために自転車操業、ダンピング、こういうやり方で切り抜けてきました。しかし、それでは倒産をする会社が出てくるのであります。今度はどうで固定をするのかはこれからの検討だということにおっしゃつていただけます、どこで固定をするにせよ、シェアが固定されてしまえば、幾ら千三百億の負担を解消しようと努力をするにせよ、その道は完全に閉ざされてしまふということにも一面なりかねません。そうすれば、そのために倒産が早まるという危険性もある。もちろん、いま大臣が否定をされておつても、過剰な設備切り捨て、従業員の切り捨て、それでも倒産をしてしまふというふうな事態に拍車をかける結果になりかねない。もう一つの危険な側面を私は持つていられると思ひ、元栓を締めつけようのではありません。いままで

は何のかんの言つても、指示カルテルがあつても、指示カルテルで相当の効果を上げたと言いますが、ときには暗幕を張つても操業を続けて、自転車操業式に借金なし崩壊を遂げていかなければならぬという差し迫つた業者もあるんであります。ところが、今度は大事な溶かす砂糖の元栓が締められてしまふのですから、とてもそういうことで生き残る道はなくなつてしまふ、こういう事態も起こりかねぬと思ひます。

この辺について、千数百億に上る赤字を積極的に解消するという行政上の何らかの手だてをあわせて講じておかなければ、せつかつ法律が生きてこないのではないかと。むしろそれは政府の思ふついで、弱者切り捨てだ、そんな弱い会社はさつさとつぶれてしまふというふうにお考えなら、これはもう論外であります。しかし、大臣は、大事な労働者の首切りについては、これは当然その点についての考え方をきちんと持つておかなければならぬという趣旨の答弁をされていられるのでありますから、その限りにおいてこういうことが起こり

心配が残つていきます。というのは、こういうことになるのではないのでしょうか。

得ないような一つの保障を私はぜひ明らかにしておいてもらわないと困ると思うのですが、いかがですか。

○鈴木木務大臣 私、島田さんのおっしゃることもある程度わからぬことでもないでございませうけれども、国内の需要に見合った安定的な輸入がなされるべきである。需給を大幅にオーバーするような、自由化されてはおろかというものの、そういうような需給のバランスを大きく変えるような状況、これは本来の意味の国民に対する安定供給ということにはならない。また、過当競争、乱売、そういうようなことで一時的に消費者に販売がなされたとしても、そういうものは長続きするものではない。こういうようなことで考えておるわけでございまして、元栓が締まってしまおうという、おっしゃっている意味については、別に私は私なりに解釈をしておるということが第一点。

それからもう一つの点は、精糖業界には、先ほど来小川さんも島田さんも御指摘になっているように、商社もあるいは金融機関もこれに関係をしておるわけでございまして。もつと端的に言うところ、精糖企業というのは商社の系列の中にさへ組み込まれておるというような指摘もされておる、こういうことでございまして。したがって、一千億を超える累積赤字があるにしても、これは商社もあるいは銀行もいままでもんどろを見てきておるわけでございまして、精糖業界の経営の安定をまず当面図るために、そういう基盤をつくることによって商社金融なり銀行金融なりというものもいままでもよりは円滑に動いていくであろう、私はこのように考えております。

（山崎（平）委員長代理退席、委員長着席）したがって、長期にわたってそういう累積赤字というふうなものは逐次これを消却をしていく。また政府も、いまここで砂糖だからといって甘いことを申し上げるわけにはまいりませんけれども、政府としても場合によれば必要な措置も考えざるを得ないかもしれません。しかし、余り砂糖のことで甘いことを政府としてい言う段階ではな

い。

それからもう一つ、今回の法律の改正は、御承知のように、精糖企業の中で、大分であるとかあるいは名古屋であるとか、そういう経営が極度に不振に陥って、倒産とかいうような事態も一部発生を起している、そういうことを考えますと、早く精糖業界の安定ということも考えないと、これが働く人たちの問題にもなってくるわけであります。そういうことを考慮をして、今回こういう法律の改正を国会にお願いをしておる、こういう趣旨を御理解を賜りたいと思ひます。

○島田委員 私、大臣が従業員の首切りといったようなことに発展しないためにこの法案の中でそれを守っていききたい、こういう趣旨に基づいて答弁をされたと受けとめます。

しかしながら、私はしつこいようですが、業界はそんなに甘いものではないものだから心配でまた申し上げるのですが、いまお話をあつたように、砂糖業界に限らないのでしようが、特に砂糖業界における系列の厳しさを挙げてみれば、主要十五社の系列は大別して大体三つに分かれると言われます。輸入糖による区分けは別にあります。その一つは三井系、そして、もう一つは三菱系、日商岩井系、こういうことで代表されると言われています。これは金融機関もがっちり組み合はれておる、こういう複雑怪奇ないわゆる系統の中に置かれておる、こういうことを考えますれば、なかなかにして再建というのはむずかしい。

過般、私は東海精糖の問題にタッチをいたしました。現地に調査いたしましたし、また系統にある銀行の代表者とも会ひまして意見の交換をいたしました。私ではとても理解のできないような仕組みになっていることに改めて驚いたのです。とてもこれはわけがわからぬ、そういう印象でありました。ですから、砂糖業界を行政上指導するということも容易ならぬということはおよくわかります。しかし、容易ならぬからといって手をつけな

ろにどうメスを入れるかというのは、一つはかかって——繰り返しですが、先ほど小川委員が指摘いたしましたのが、再建計画をやはり明らかにして、それによって整理するものは整理するという思い切った手だてがこの際必要と私は思ふ。そして、それは一つには今度の法案が消費者の方に犠牲を強いるという印象でとらえられている点を払拭する上でも大事な点ではないでしょうか。つまり、国民的コンセンサスを得る上でも今日の業界のそういう体質というものを政府みずから責任を持って整理をする、解消をする、こういうことがなければ国民の皆様は納得せぬのではないのでしょうか。そんな感じがしてなりません。

したがって、私はもう一步小川委員の意見に積極的に一つの提言をするとするならば、政府は具体的な救済策を持って臨むべきだと考え思ひます。これは一朝間違えなす、つまりこの法案は業界の再建策だみにだけとられてしまふ危険性もありますから、その辺のところはきわめて用心をなくてはなりません。そういう意味で、大臣は、あるときにはそういう考え方を持って臨まなければならぬ場合もあり得るというニュアンスでいままお答えになったと思う。その点は素直に率直に理解をし、了解をしておきたいと思ひますが、重ねてそういう点について私は意見として申し上げておきますので、後ほど、お考えがあれば、次の質問に加えてひとつお答えを願ひたいと思ひます。

そこで、過剰設備、過剰生産、そういう状態にあると書かれているこの砂糖業界で、もう一つ問題だと私が思うのは、今日、週休二日制だという声さえ上がり、現実にはそれが実行に移されている向きが非常に多いのでありますけれども、この装置産業と言われる、単純産業だと言われている中で、だから特別そうなのかどうか私はその辺までよくわからないのですけれども、依然として三交代制がとられ、夜中も働いている労働者がいる。食品産業界においての一つの不思議な現象だとさえ言われているわけです。なるほどコストを

下げていくための一つの手段としては考えられがちな点ではありましようけれども、しかし先ほど大体現行二百六十日操業ということを言っておりますが、やはり設備を大事にするためにはその設備を整備をし、ときには砂糖でありますから洗浄もしなければならぬ。そして、できるだけ設備を大事に長く使う。砂糖の設備なんというのはそんなに近代化的に、目が覚めるほど設備が昔と変わっているようなものではございせんから、そういう点では大事に使えば相当長く使えて、逆にそのことがコストを下げていく上で大きく貢献するということも一面あります。

ところが、今日二百六十日の操業ということになりますれば、これは大変な長期操業でございまして、当然三交代三直制をもってクリーニングに携わる労働者のいわゆる生活権にもかかわるような重要な問題を含んでいるということもこの業界におけるもう一つの体質として、この際改善を心がけなければならぬ点ではないかと思ひます。そのことをほつておいて、それをやればコストが上がる、そういう面が恐らく頭の中にあるのかもしれないが、今日人を使つてきた人たちの責任においてやはりその従業員の生活の向上を図り、大事な人間としての基本的なものは守る責任がある、私はこう考えているのですが、不思議なこと三交代制が依然として今日までまかり通り持続されている。遅ければ最後は首切つてしまふぞというふうな状態になっているこの職場というのは、今日の日本の発展してまいりました労働界における一つの不思議な現象だとさえ私は思ふのです。ここはやはり行政的にきちつと指導していかなくては行けないのではないでしようか。

私の考えは間違っているのでしょうか。

○杉山政府委員 労働条件の改善の問題でございしますが、私どもも調べましたところ、実にさまざまなのが現状でございまして。五直のところもある、四直のところもある、三直のところもある、あるいは二直、一、直、実に五段階に分かれておる。それから、交代も、三交代のところもあれば二交

代のところもある、交代なしのところもある。そういう異なった事情のもとで競争が行われて、企業間の優劣格差も生じているという実態がございます。

そういう実態のもとに、労働条件の厳しところでは改善ということは従来から要求があるところだとは思いますが、ただ私自身、経営の改善ということがなくて、本当にそういうことを念仏でうたつてもできるんだらうか。やはりその前提になる企業の採算がとれるように安定した経営を保障するということがまずスタートではないかというふうに考えるわけでございます。そこで、今回の法案は、何遍も繰り返すようでございますが、そのことを最低限回復するということを考えたわけでございます。

それから、業界というのはそれなりに自分の足で立ってあって、自分の判断、責任において経営を行っているわけでございます。何事も政府依存ということでは済まない。その意味で、設備過剰の問題も含めてコストダウンのための企業努力を一段と要請する。今回のような措置をとれば、当然それは世の中に対する申しわけの意味からも私は必要になってくると思います。いたずらに政府が助成をするとか、何か特別な基準をつくってこれで縛りつけるというようなことではなくて、やはり業界の中からそういう全体のことを含めて、債務の処理の問題も含めて、将来の展望、今回の制度改正といえますか、この法案による局面打開を一つの基礎、足がかりとしてそういううまじい検査が生まれることを期待するわけでございます。なかなか業界だけでは、確かにまとまりの悪い、余り世の中からはほめられたことのない業界界隈でございますけれども、私どもはそれでも所管している業界でございます。自分たちが責任を持ってこれを何とか一人前に育てるように今後とも努力し、指導してまいりたいと考えております。

○島田委員 局長がお認めになるほどいまの砂糖業界における体質の問題は簡単なものではないということも私も認めているのですけれども、しか

し、これは近代的な労働協約というようなものもいつまで待っていたって、自主的になんと言ったってこれはできっこないので、政府として、これは積極的にこの面について指導を強化されたい。これは労働省のやる仕事だなんて言わないで、あなたの所管の砂糖でありますから、そういう面です。ひとつ積極的な行動を起こしてもらいたいと思うのです。

一つ言い忘れておりましたが、設備過剰という問題で私が出た資料があるんですけども、この面は業界が他の業種に比べて果たして異常なものなのかどうかという点を、これはひとつ専門の立場の方にお聞きしておきたい。私は専門でございませんからわからない点がございます。

調べてみましたのは十社であります。それぞ
れまちまち、大小がありますけれども、総じて十
社の最近における新規投資額というのは二十九億
八千二百万円であります。これの合計の評価額は
四百二億でございますから、その比率において
七・二％ということになります。固定資産の関係
での比較で言いますれば、八百十一億九千八百
五十四万四千円ありますから、三・六七％の投資
額、こういふことになるんですが、これは砂糖業
界においては他の業種に比べて異常に高いので
すか。それとも異常な体質のものにおける投資
額だという判断に立つべき性質のものなのか、こ
の点はいかがですか。

○杉山政府委員　ほかの業界と精密に比較するといふこともなかなか困難であります、全体として最近の傾向からいいたしますという、企業の恒久的な支も思わしくない、供給がむしろ過剰であるといふようなことから設備投資を控えられており、そういうことを考えますという、最近の増資額はむしろ一般の産業における投資に比べてやや低い水準にあるのではないかというふうに考えられます。

○島田委員　そうだとしますれば、業界の指導の方法というのは一定の方向が出てくるところで、思うのです。ですから、そのために行政は何をやらなければ

ればならないかも知れませんが、私は重ねてこの際、大臣から明確にしたい。

しつこいようですけれども、いまこの法案を前にして賛否両論があります。賛成する側は、砂糖のいわゆる国内的な立場での方たちもおりますれば、いろいろな形の人たちがおります。しかし、大多數の国民の皆さんは、砂糖と卵は物価の優等生と言われてきたのに今度砂糖が上がるのか、こういう点についてはきわめて神経質になっている、こういう面があります。そしてもう一つは、設備過剰という宣伝の前で労働者の首切りが強行されるのではないかという懸念を持っている向きがあつて、賛否が分かれているのであります。私も、そういう判断に立つならばきわめてむずかしい、く考えざるを得ない、こういう思ひでいる一人であります。

そういう業界において取り組んでまいりました問題から言えば、きわめてこれは厳しい状態で物を考えていかななくては将来に過ちを犯すというふうに考えると、なかなか容易ではありません。しかし、この際は、次の点について政府側の保証が得られるならば思い切った考え方に立たざるを得ないでしょう。これは党の一つの決定ではございませんから、あくまで私見でございますが、いままさに一番心配しているのは、物価に大きくはね返つていく、そういう原因をつくりはしないか、こういう点です。もう一つは、労働首切りの問題に発展しないか、この二つであります。

そこで私は、先ほど大臣にひとつ首切りをしな
いという決意を迫ったのでありますが、この点ば
もう一回どうしても聞いておきたいし、しつかり
と理解を求めるためにも、政府側のいわゆる明瞭
な姿勢をお示し願いたいと思うのです。まず、そ
れからお答えいただきますようか。

○鈴木国務大臣 私どもは食糧の供給を担つておる責任官庁でもあるわけでございまして、そういう意味で国民の皆さんに将来ともに安定的に必要な需要に見合つた數量が確保され、また価格も安

定的にこれが供給される、こういうことが基本でございまして、現在の価格が販売面における過当競争その他で大きなコスト割れをして、そういうことが形成をされておるということは一時的にはそれでいいかもしれませんが、長期安定的にこれを供給するという面から言いますと、やはりこの点は消費者の皆さんも御理解がいただけるのではないだろうか、こういうことが第一点でございします。

第二点の問題は、これは經濟問題でございませうけれども、しかし私、先ほども申し上げましたように、業界がこのような状況下に置かれておる、そのために中小の精糖企業の倒産も出てきておる、そのために職場も失うような事態が発生をしておる、こういうようなことを私、深刻に受けとめておるわけであります、今回の法律の改正というのは業界の安定、これも一つの考え方としてこういうような法改正をお願いをしておる、こういうことで御理解を賜りたいと思ひます。

○島田委員　しかし、どうも私はそういう御答弁では納得ができないのでありますが、私はもっとも積極的な意見を持っています。たとえば、シェアを配分するに当たって労働の近代化、もちろん首肯をやらぬということを含めて、そういう点について積極的な姿勢を示さない会社にはむしろペナルティーとして元金縮めていくぐらひの決着で臨んでもらわないといかぬと思つているくらいなんです。いまだ大臣の御答弁では、どうも奥歯に物がはさまっているように聞こえてならないのですが、いかがなんでしょうか。

○杉山政府委員 率直に申し上げまして、今回の法案でもって精糖業界が隆盛発展をするというようなことまではとても期待ができない。現在もう経営が危機に瀕している、これをともかく正常な状態に戻すということを第一に考えているわけでございます。この法案でもって今後のすべての、雇用から何から安定させる、施設の整理あるいは人員問題一切発生させない、そういうことまでを

意図しているわけではございません。直接的にこの法案によって整理させるとか直ちに首切りをさせる、そんなことを前提にしているわけでもないのはもちろんでございますが、同時に、この法案が経済問題すべてを解決し得るものというふうには考えておられないわけでございます。したがって、需給の安定を図るという観点からすれば、むしろ過去の実績をベースにして、したがって法律の上でも通常年の実績を上回る場合ということで、それを根拠に置いておるわけでございます。

○島田委員 私、一つの厳しい考え方を持っているという点でこういう私の考え方を言ったのであります。もちろん、それは簡単にいくものでないことは私もよくわかりますけれども、それぐらいの決意でありまないと、業界体質改善という、すぐ首切りにはばつと流れていってしまう、それが一番安易な面でありまうから。そういうことではこの法律の意図するところは完全に受け入れられたということにはならぬのではないかと、こう思っているから、その点だけははっきりしておきませんと、これは砂糖をつくっているのは会社の社長ではなくて、現実にはそこで働いている労働者なんでありまうから、そのところを忘れたらいかぬと思う。それは確かに設備が古くなつてくれば新しくする、要らなくなれば切り捨てていくということになる場合がありまうけれども、しかし私がさっき一、二点指摘をしてまいった砂糖業界における労働の問題を考えただけでも、近代化し、新しい感覚に立つて人を雇う責任を会社の社長たる者は負つていかなければならぬではないのか、そんな点も非常に思ひますよ、これはせつかくの機会だから、こういうときにやは

り積極的にやるといふ考え方を示すくらいは会社でなければいけないのじゃないですか、こういうことを言っているのではありませんから、ベナルティを課せ、それはなかなかむずかしいことはわかつています。でも、やはりそれくらいのはつきりした考え方を持ったこの法案を少なくとも提案をされているのではないかと、こう私は思うのです。が、どうもその点については私の考えて期待しているようなお答えが返つてこない、こう思うものですから、もう一度お尋ねをしておきます。

○杉山政府委員 お考えの趣旨、よくわかりました。確かに経営者の中に、労働問題について十分な誠意を持って、近代的な感覚を持つて当たっているかと言われれば、そうでない向きのあることは私も認めざるを得ません。そういう事態についても、今回の割り当て云々とは切り離して、まじめに努力するよう、近代的なセンスを十分みかくよう指導することは、これは当然心がけていかなければならないと考えております。

○島田委員 さて、もう一つの点であります、現在の形成価値と言われておりますこの砂糖のコストというのは一体幾らなのですか。

○杉山政府委員 コストは、原糖を輸入いたしますと、その輸入価格、それから、これを事業団に売り渡す義務を負っているわけでございますが、売り渡して売り戻しを受ける場合には安定資金の積み立て、それから調整金を徴収されます。さらに、関税と消費税を負担いたします。これらを加えたものが原糖の入手価格ということになります。その原糖価格に加工費、流通経費、販売のための経費、一般管理費、こういったものを加えまして企業コストが形成されるわけでございます。

現在これをキロ当たりで見ますと、百九十五円見当というふうに計算されるわけでございます。○島田委員 そうすると、卸価格、現在の値段を比較いたしますと、その差はおおよそ二十四円近い、二十円くらいになる、こういうことになりまうね。

そこで私は、一つの提案であります、従来も

砂糖消費税という問題がしばしば議論になりました。各国に比較をいたしましたも決して安くはない日本の砂糖消費税であります。御存じのとおりキロ十六円、これが砂糖の消費税であります。この際、積極的にこの砂糖消費税という問題についてお考えになってみてはどうだろうか。これは、きょうは大蔵省が来てないのだから、農林省サイドではとても答えるわけにまいらぬ、こうなるかもしれないませんが、これは何もきょう今日唐突に私が言っているのではございません。いままでも砂糖消費税の問題に随つて、この際撤廃すべきではないかということを言つてきました。コスト百九十五円という、こういうものを考えていきますれば、二十円はどうしても消費者、国民の皆さんに御負担願わなければならぬということは明らかになつてくるわけでありまう。そのかわりという言い方は、これは比較するにきつめて妥当性を欠くかもしれません、砂糖消費税の問題を積極的に考える時期にいたるのではないかと私は思うのですが、これは局長よりむしろ大臣、どうですか、私のこの考え方は。

○鈴木木務大臣 砂糖消費税の問題は、これは長い間議論をされてきておる問題でございます。現在、消費者の価格、糖価からいたしまして、私は、決して消費者の砂糖価格というものは高い水準にない、そういうようなこともございしますが、これは税制全般にもかかわりのある問題でございます。ですから、大蔵省その他とも十分慎重に検討を今後もしていかなければならぬ問題だ、こう思つております。

○島田委員 私は積極的に検討すべき時期にあると思ひますので、大蔵省が直接税の問題には責任を負つて官庁でございまして、農林省のサイドで大臣、直ちにこれを私の考えているような方向で実施せよと追つてもこれは無理があるかもしれませんが、大いに議論をし、そして積極的に取り組むべき性質のものではないか。それは今日のこういう状態において非常にいい機会はないかという判断が私には一つあります。積極的に御検討

願いたいと思ひます。そこで、法案の前身で最後に少し、あともう幾らも時間がなくなりましたが、先ほど小川委員からもお話されていた点の中で、私は聞き漏らしている点もありますからちよつと聞いておきます。

第二条であります、先ほどのお答えを聞いておりました私はその辺少しあまいだと思つたのですが、「通常年における」というその「通常年」とり方、これはどこに目安、いわゆる尺度を当てるかによつて、非常に、業界全体を考へる場合にバルクラインといひますか、救済のバルクラインというものが下がつたり上がつたりいたします。これはやはり重大な生殺与奪の権を持つていうこととに相なりますから、この「通常年における」というこの「通常年」の決め方というのはきつめて大事な点です。すでに先ほど小川委員指摘のとおり、業界ではこれをめぐつてもう相当動きが活発になつてまいりましたから、農林省はこれは決めるには大変でしょう。これは一体どういふ考え方を基本にしておやりにならうとするのか。先ほどそのアウトラインはわかつたのですが、もう少し具体的に知りたいたいと思うのですが、どうでしょう。

○杉山政府委員 いま作業をしている段階でございますので、この具体的な内容はなかなか申し上げがたい状況にあるわけでございます。ただ、先ほど御答弁申し上げましたように、基本的な考え方としては、これはかつての輸入した実績数量を一つの権利として、実績として認めるという考え方と立っているわけでございます。そういう考え方のもとに、通常あるべき水準の年というところになりますと、これは何年か、全体の数量と同時に、個別の現実に操業している会社のそれぞれの輸入の実績を見て、こゝろ辺が通常の輸入の水準ではないかということで通常年というのが考えられると思ひます。

ただ、これは私は、基準をつくるということと同時に、あるいはむしろそれ以上に大事なこと

は、業界の協調、調整ということであろうかと思ひます。基準をつくつて、そのままかつてのように割り当てるというようなことはなくて、基準を一つふところしながら、現実の今日までのその後の経過なりそれから現在の各企業なりなんの状況と判断いたしまして、そして業界の中で調整をして、あるシェアをつくる、これは現実的にいままでの指示カルテルの中でもそういうことが行われてまいつたわけでございます。そうして、そういうふうにつくられたものが私どもが考へております通常のシェアと合っている限り、そのシェアを尊重するというところで運用を図つていく必要があるのではないかと。政府が一元的にこれをびしゃつと決めて、それを直ちに割り当てるというふうなことでなしに、そういう双方からすり寄せていくような考へ方でもこれを運用していく必要があろうと考へております。

○島田委員 局長のいまのお話でまだ十分よくわかつたわけではございませんが、私はなかなかこれは政府は大変だと思ふのです。大臣の権限でやりになる、こう言つても、これは果たして大臣の権限というその権力に物を言わせてかういふふうによせよというふうになるかどうか。この辺は私は心配だし、それがファッショ化のそしりを受けるなどということであれば、せつかくお考へになったことも、これは筋として通つていかないことになつてしまひます。

この際、これを民主的に進めるといふ上で、従来が党を初めとする野党の側で提案をいたした需給調整協議会あるいは需給調整委員会、こういうものを設置して、大臣の積極的な諮問に依つて検討するといふ機関を設けるべきであると提案をしてまいりましたが、私は重ねてきよう、需給調整委員会の設置を提案したい。当面、委員会の機能としては砂糖の需給計画の作成、先ほど需給計画の問題がありましたが、いままでも政府側には砂糖の需給計画というものはありませんでした。この際、需給計画を策定するといふことは非常に大事なことでございます。それには、輸入あ

るいは販売の量、あるいは価格、こういう面について具体的あるいは基本的な検討を進めるといふことには欠かすことのできない一つの大事な要件だと思ひます。また、設備に関して過剰だ、あるいは不足で新規に新設をせなければならぬ、こういう事態だつて起こり得るでしょう。そうする場合における新増設、廃棄の許可。また一つは、なかなかいまの砂糖業界、言つては悪いですが、大臣の言うことを聞く、そういう素直な業界ではないと私は思ふ。そういうことは局長もお認めになつてゐる。やはり監視体制を強化しなければだめだと思ふのです。守らせるといふ体制が要ると思ふのです。大臣、こういう大臣のいわゆる権限だけではとても処理し切れない問題がわんさつと出てくると思ふのです。

この際、民主的な意味合いも含めて、需給調整協議会ないしは需給調整委員会といったようなもの、この中にはもちろん当面の砂糖業界の代表、あるいはまたそこで働く人たちの代表、また必要によつて農民、消費者の代表も加える、かういふたような民主的機関を設置してこの運営に当たるべきだと私は思ひますが、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 島田さんの需給調整協議会あるいは需給調整委員会、せつかくの御提案ですけれども、さあどうでしょうか、砂糖は自由化されておる。長年、そういう自由化の中で実績、シェアというものが自然に形成されてきておる。かういふような中で行われておるわけでございますから、そういう実績等も踏まえて、業界の中で話し合ひによつて決めていただく、そういうことを踏まえて政府がこれに対して措置をしていく、かういふやり方が事をスムーズに運ぶ観点からいたしまして私は一番いいのではないかと。それを、いろいろの代表を含めて需給調整協議会を設置する、そこでシェアだとかいろいろなものも決めていく、かういふことになりまふと、なかなかまとまりにくいのではないかと、結論が出るのがなかなかむずかしいのではないかと、私はかういふぐあい

に考へております。

よく研究いたしますけれども、私のいまの考へとしては、率直に申し上げてこのような感じを持つておるわけでございます。

○島田委員 これで質問を終わりますが、最後の私の提案は、そう木で鼻をくつつたようなないさつでなくて、検討に値すると思つて自信を持つて提案をしたのでありますから、政府内部ではひとつ大いに御検討願ひたい、そのことを私から要望申し上げて、質問を終わりたいと思ひます。

○金子委員長 この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま審査中の砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しの指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案について、参考人の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

なお、参考人の人選、出席日時及びその手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

この際、午後四時再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時十六分休憩

午後四時一分開議

○山崎委員 委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しの指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案について質疑を続行いたします。瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しの指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案について、農林大臣並びに労働省当局に質問をいたします。

農林大臣に最初にお伺ひしたいのであります。本法案の理由、背景についてお伺ひするわけでございます。私は、本法案に当たつては、後ほどいろいろ述べることになりましたが、本法案は本則六條及び附則から成つておりますけれども、本法において特に需給調整を主としたところの部分等については、私たちが評価いたしておりますと同時に、本法の必要な点についても十分検討いたしてまいりましたが、現在のこの時期に当たつて農林省も相当苦勞されたいわば勞作であつた、かように思つております。そういった意味で、中にはいろいろと組合側に対する問題等もございまして、たくさん問題が今後に包蔵されておりますので、逐次質問してまいりますけれども、冒頭申しましたように、まず本法案の理由、背景等について大臣から提案理由の説明もありましたけれども、さらにひとつ具体的に冒頭、見解を述べていただきますように思ひます。

○鈴木国務大臣 御承知のように、わが国の精糖業界は、この砂糖の需要が減退しないしは停滞をしておるような中におきまして、糖業界は過剰な設備を抱え、また過剰競争によりましてコスト割れを見えるといふような状況でございまして、このまま放置をいたしますと、現在、構造不況産業といふものが非常に問題になつておりますが、この精糖業界もまた大変な事態になりかねない。企業の倒産あるいはそれに伴う働く人たちの失業、そういう問題も起こしかねないような状況下にござい

ます。

本来、砂糖は国際価格が、御承知のように、大変変動の大きい物資でございまして、どうしてもこれを量並びに価格の面におきまして、安定的に消費者である国民の皆さんに供給するといふことが大事でございまして、そういうような観点も踏まえて、今回の改正案を提案をいたしましたわけ

でございます。

本来、これが自由化されておるといふ品目でございまして、需給の均衡を保つていくような輸入、並びに配給の面でもそれを行つていくということは非常に苦心を要する点であつたわけでございまして、いろいろ検討を加へまして、御提案を申し上げたやうなやり方でもって精糖業界の安定を図る。それによつて量並びに価格の面でも国民の皆さんに安定供給を圖つてまいる。さらにまた、国産糖全体の二〇%くらいを占めておりますが、国産糖に及ぼす影響等も悪影響を及ぼさないやうに、そういうような総合的な判断から御提案を申し上げた、こういうことでございまして、

○瀬野委員 農林大臣からいろいろ答弁がございましたが、中でも本法提出に当たつて、大臣が一番最大とするその理由、それは何ですか。

○鈴木国務大臣 それは何と申しまして、砂糖は多様化されておる国民生活の中で重要な食糧の一つでございます。国民の皆さんに量並びに価格の面で安定的に供給できるような措置を講じた、これが最大の眼目でございまして、

○瀬野委員 いまおっしゃつたことは、いわゆる砂糖の国民食糧としての位置づけということにもなるかと思つたけれども、最大の理由として答弁がございましたけれども、それは砂糖の位置づけというものは、国民生活の中でどういふふうな農林大臣は認識をお持ちでありますか、それも冒頭お答えをいただきたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 この砂糖が国民生活の中で私は非常に重要な地位を占めておると思ひます。国民生活が、所得の向上とともに食生活も向上し、充実をしてきておる。そういう面でも、砂糖がわれわれ日常の生活を潤すというか、豊かなものにするという面でも非常に大事な食糧である、私はこのやうに認識をいたしておるわけでございまして、

○瀬野委員 先ほど提案理由の説明の中で農林大臣は、「国民食生活における重要な物資である砂糖を長期にわたつて安定的に供給する」といふ観点からも大きな問題であると考えられます」といふことを言つておられます。いわゆる国民に安定的な供給をするといふことを最大の理由としていふこととございまして、その点はもう当然のこととあります。

それでは、これまた冒頭何つておくわけでありますが、いわゆる北海道のてん菜、また鹿児島南西諸島のサトウキビ、沖縄のサトウキビですが、この国内産糖と本法提案、この絡みというものはどういふふうにお考えになつて今回提案しておられるのか、その辺も冒頭、大臣から明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 てん菜並びにサトウキビ、これは重要な国内産の甘味資源として政府においても今日までいろいろ施策を講じて育成をしてきておるところでございます。特に北海道やあるいは沖縄、鹿児島南西諸島等におきましては、地域的な環境条件からいたしまして農民にとつて非常に重要な作物でもあるわけでございまして、そういうやうな国内産の甘味資源を育成するため、甘味資源に対するところの特別な立法もいたしまして努力をいたしておりますことは、御承知のとおりでございます。これが日本で消費されております砂糖の中で約二〇%を占めておるわけでございまして、輸入糖を含めて現在のやうな過当競争が行われ、過剰設備のもとでコスト割れを生じて、糖業界が崩壊寸前の状態にあるといふことは、国内甘味資源生産者にとりまして大変な問題になるわけでございまして、私どもは、そういう悪影響があつてはならない、そういうやうなことも十分踏まえまして、今回の法改正をお願いを申し上げておる次第でございます。

○瀬野委員 いま農林大臣から御答弁いただきましたが、そこで全体の需給見通しを立てる中で、いまも申し上げましたやうに、国内産の甘味資源の振興という問題を今後どう考えるのかといふこともどうしても聞いておかなければならぬ問題でございまして。これは杉山食品流通局長からでも結構ですが、どういふやうに本法提案に当たつて具体的にはお考えであるか、さらに細かく計画内容

を御答弁いただきたいと思ふ。

○杉山政府委員 国内の甘味資源、農林大臣からも御答弁申し上げましたやうに、きわめて重要な農産物であるといふことで、生産振興に一層努めてまいるといふ基本的な姿勢を持つておるわけでございまして。

そこで、この法律が、また案でございますが、これが成立いたしましたして適用されるということになつた場合、国内産糖との関係がどうなるかといふことを見ますと、まず量的な関係、それから価格面での関係、この二面での関係が生じてまいると思ひます。

需給見通しを作成するということになります。が、その場合、まず国内産糖を優先的に使用するやうにこれを先に充てるんだという考え方のもとに全体の数量を仕組むという考え方があります。

したがういまして、需要見通し数量の全体を決めまして、まず国内産糖の生産量を差し引いて、輸入が必要となる数量を算定し、これを基準にいたしましてその数量が全体の需給上どうであるかといふ判断をして、売り戻しの延期を行うかどうかといふことを決めるということになるわけでござい

ます。同様のことは、全体の需給の見通しの問題についても、それから個々の企業についての過大であるかどうかといふことを第三条の規定に従つて判断する場合に当たりまして、それが国内産糖の引き取りに障害を来すことがないかどうか、むしろ逆に国内産糖の引き取りにインセンティブを与えることになるかどうかといふことの配慮を加えていく必要があると考えております。

それから、価格面での関連でございますが、これも大臣からお答え申し上げましたやうに、精製糖の製品価格の水準がコストをカバーするやうな線で維持されるということになりますれば、ビート糖の価格水準もそれなりに保証される、それから精製糖の原料である甘蔗糖の粗糖の価格も、企業間の買いたたきによつて不当な値下げをこうむるということもないやうな関係になるというふう

に考えております。

○瀬野委員 後でいろいろ出てきますけれども、本法第一条に關連して若干お尋ねしておかなければ後の問題に絡んできますので、伺つておきますけれども、一条に「砂糖の適正な価格形成を図り」といふことがうたつてありますけれども、この適正価格という問題ですけれども、いまキロ当たり赤字が十八円、たしか百八十円プラス十八円、百九十九円ぐらいというようなことが一応言われておるやうに聞いておりますけれども、政府は現在の適正価格はどのくらいであるかといふことについてはどういふふうにお考えおられますか、それもお答えをいただきたいと思ひます。

○杉山政府委員 一条でうたつておりますのは抽象的な「適正な価格」ということでございまして、考え方としては、これは需要する側から見れば、不当に精製糖業者をもうけさせることのないやうな価格、それから、これをつくる方の精製糖業者の立場からいたしますれば、経営が安定して維持できるやうな、コストがカバーできる価格といふことにならうかと思ひます。コストは、これはまず原糖の価格、これが幾らで輸入されるか、それにまた関税、それから事業団に売り渡す場合に課されるところの安定資金金調整金、さらには国内における消費税、そういったものを加えて原糖のコストが出るわけでございまして、それをさらに加工、リファインするわけでございまして、その精製加工の経費、それから販売、流通の経費等を加へましてメーカーの製品のコストが出るわけでございまして、これは、原糖の輸入価格はそのときそのとき変動しますが、私も現在時点ではおおむねキロ当たり百九十五円くらいというふう

に考えております。

○瀬野委員 そこで、第二条關係について関連あることを若干お尋ねしてまいります。

まず、第二条に關連して、一応私たちが勉強さしてもらつていますけれども、糖価安定制度の仕組み、いわゆる輸入糖の価格調整について、粗糖の平均輸入価格が安定下限価格を下回る場合、それから平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格と

比較して下回る場合、その差額を輸入糖の価格に上乗せする、これが安定下限価格の仕組みでございます。これは、粗糖の輸入価格はそのときそのとき変動しますが、私も現在時点ではおおむねキロ当たり百九十五円くらいというふう

安定下限価格の間にある場合、さらにもう一つは、平均輸入価格が安定上限価格を超える場合、さらには国内産糖の価格支持、どういふふうにするのか、これらをひとつわたりやすく、会議録に残しておきたいと思ひますので、要旨をつまんで、今回の本改正の事業団が行なう重要な点でもございしますので、順序立てて御説明をいたしたいと思ひます。

○杉山政府委員 現在の糖安法の仕組みは、一定の価格帯の幅の中に国内における輸入糖の価格水準を安定させるというのを目的としたものであります。その一定の価格帯というのは、下限価格と上限価格の範囲ということになるわけでございします。その下限価格、上限価格は、国際相場の変動、それからその変動の推移、これを見まして、機械的な計算などにより、技術的な計算のもとに算定されるわけでございします。国際的にこの辺が従来の水準であり、変動の幅としてはこのくらいまではいけるだろうというようにことを想定いたしました。上、下限の価格を算定したわけでございます。そして、その間の中に輸入される砂糖の国内での価格の水準を保つということを考えているわけでございします。

そして、現実に輸入される原糖がどういふような水準にあるかによって事業団への売り渡しなりあるいは各種の課徴金の負担の仕方が異なっております。

まず第一に、安定下限価格より下回った非常に安い価格で売られております場合、これは安定下限との差額を安定資金として積み立てることになります。つまり、これは価格が安かったときには、将来高くなることを考えて積み立て金を準備しておく、そのための積み立て金をあらかじめ積み立てるんだという意味になるわけでございします。

それから、安定下限価格を超えて合理化目標価格——この合理化目標価格の中身は、国内産糖がこういう水準で価格が決まっておりますといふか、一つの目標生産費といふものを決めまして、目標生産費を基準にして、大体こういふところ

でおさまれば一番望ましいんだというような、まさに名前のとおり合理化した場合における目標の価格、そういういわば国内産糖についてあるべき水準の価格と、いま申し上げました輸入糖の現実の価格、もちろん安定下限価格を上回っている場合の価格でございしますが、それとの差額について一定の率を、調整率と称しておりますが、それを掛けて、その掛けた額を負担金として徴収するということになっております。これは実質的な意味は、要するにそういう額に至るまでの国内産糖に比べて輸入糖の安い部分は、財源として、国内産糖に対する対策費として負担していただくという意味でございします。現実の国内産糖のコストはそれを上回るに超えて高い水準にありますが、その合理化目標価格を超える分については、これは政府が一般財源から負担している関係になるわけでございします。

それから最後に、安定上限価格を超えて国際価格が非常に高い水準に現実にある場合、このときは輸入するものは、事業団に高い輸入価格で買ってもらふということが出来るわけですが、高い価格で買ってもらふ、そして事業団は、その上限価格を超える分については、これを以前に徴しましたところの積み立ててある安定資金でもって補てんとするということにいたしております。ただ、現実の問題として、四十九年のときに国際相場が余りにも上がりまして、その安定資金を全部使い切つてもなおかつ高い輸入価格について、それ以上はめんどうを見切れなかつたという事態がございします。そこで、安定資金がなくなつてしまつた、事業団の収支の中ではそれ以上価格高騰時の手が打てないということになりましたので、これは糖価安定法の中に規定がございしますが、その場合は関税を免除することができるといふことになっております。

非常に複雑な仕組みで、口で申し上げただけではなかなかおわかりにくかつたかと思ひますが、これらの措置を通じて、輸入された砂糖の国内価格を安定させるということを考えておるわけでございします。

○瀬野委員 二条関係で、先ほどの局長の答弁で、通常年の問題でいろいろ申されましたが、さらに私お伺ひしておきますけれども、これも今後いろいろ関連した問題が出てきますのであえて伺ひますが、この通常年のとり方は、過去の何年かの平均を慎重にとるといふような政府の考えのようでございますけれども、本法提案に当たつて、何年かというふうなことで私ども納得できません。よく言われる米価にしても麦価にしても、すべて逆算方式でよくやられるので、いわば社会の実勢から見てこのくらの値段が適当であろうというふうなことを大体想定して、逆算して過去の年度を決めるというふうなことになるか、ねえとも思ひますが、もっと具体的にこの問題について、はつきりと当委員会、本法審議に当たつて明らかにしておいてもらひたい、こう思ふわけですが、と申しますのは、この通常年のとり方によつては、事業団が売り戻しをする場合、いろいろな面に当たつて今後過当競争なんかなくしていかなくてはなりませんけれども、各社のいわゆるシェアの争ひ等が始まつてくるというふうなことも考えられないでもない。その点は十分指導していかれたい、とはいふものの、将来かなり厳しい情勢が想像されますし、またよろあひつたパニックみたいな、四十八年みたいなことはなにもないにしても、どういふ変動が来てまた砂糖が、三百円台に上がつてはなりません、高騰を続けて問題化するといふようなことがあつてはなりませんけれども、そういうふうなことも想定しますと、こういふことをきまつておかなければならぬ、こういうふうな考へ方を具体的にさらにひとつ局長から答弁をいただいております、かように思ひます。

○杉山政府委員 先生も御指摘のように、この問題は各企業の経済ベースに直接影響する話でございします。したがひまして、その決定、いかなる期間を通常年として考えるかといふことは慎重に判断する必要がありますと考へております。

私も基本的な考え方としては、まさに文字どおり通常年、何かパニックが起つて買い急ぎ衝動があつたといふようなことでむやみにふえたような年あるいは思惑的に買いを進めた年、そういうような期間は除いて、通常年、まさに需給を将来安定させた水準で考へていく上で必要な、当然と考へられる年といふふうに思つておるわけでございします。

具体的にそれがいつからいつまでの期間かといふことになりまして、過去七年をとるか五年をとるか、それからその中で異常な年としていつの年を排除するのか、非常に幅のあるところでございします。私どもこの法律の趣旨に従ひまして、需給を安定させるという観点から通常という年をひとつ判断する必要があるかと思つております。まだ全体について、それから個々の会社の実績について慎重に数字を見比べているところでございます。まして、数字そのものを申し上げられるような段階にはもとより立ち至つてないわけでございします。先生も触れられましたように、このことによつていたずらな権利侵害といふか、不当な損害をこうむつたといふような意識をもたすことのないように、また不当にある企業がもうけたといふようなことにならないように慎重に配慮して期間を決めてまいりたいと思ひます。

それから、そのことと関連いたしまして、むしろ実際の行政上大事なのは、私は業界の協調を取りつて、その通常年の数量を基礎としてできる、お互いの間で話し合ひのついたシェア、これは従来指示カルテルの際にもそういうような業界調整を求めて、それなりにその都度設けられてまゐつたものでございしますが、そういう調整をひとつ基本に考へていくべきではないかというように思つております。

○瀬野委員 次に、第三条関係に入りますけれども、その前に、第三条と大変関係もございします。御承知のように、今回提案のこの法案と、たまたま横浜港に連合艦隊が押し寄せたやうなかつた

うになっております十六隻、二十一万三千トンの
いわゆる豪州からの砂糖船が着いておる。すでに
二十一日から荷揚げが始まっておりますが、この
問題、そこへ持ってきて五十年七月から引き取り
を開始したところのいわゆる日豪砂糖長契改
定問題、われわれは俗に本交渉と、こう言つて
おりますが、この三つがあるわけです。ややもす
ると国民も、また、われわれもごつちやにするた
めに混乱をしますような事態になるわけですが、
本法提案、さらに日豪砂糖長契改定問題、そして
横濱港にいま来ている豪州の十六隻、二十一万三
千トンの砂糖問題と、三つはやはりきちんと分け
て整理をして考えねばならぬ問題であると思つて
おります。しかし、軌を一にしてその裏におい
ては全部これがつながつて、全部関係があるとい
うことも否めない事実であります。後ほどい
うと申し上げましても、政府もこの機を逸
して、本法を出して砂糖問題のいわゆる安定価格
維持を図る調整機能を発揮しなければ将来に大
なる禍根を残す、大変なことになるといふこと
で、ある意味においては今回の十六隻、二十一万三
千トンの豪州船の砂糖が押し寄せてきた、また長期
契約の問題が、一カ月後に解決するといふもの
の、いろいろと大きな問題となつてきている、こ
の機会をついてやらなければならぬ。そして、三
年以内に何とか解決しようという意味で私は労作
として認めるわけでもありますが、半面そこには
大変な責任がある。と同時に、こういった三つの
問題がごつちやになつていくものだから、いろ
いろ国民の中にわかりにくい問題が起きてきてい
るというのが事実であります。

二つには、毎年六十万トンで契約したが、すで
に五十年七月から五十二年六月まで二年間引き取
つたので、あと三年残つておりますよ、こう言
つてゐるわけでしょう。

三つ目には、よつて、日本側は三年を五年に延
ばしてくれというようなことをいま盛んに言つて
おられる。ところが、豪州側は、五年では長い
から四年にしてくれ、こういうことですね。そし
て、日本側は、高い値段の砂糖が、六十万トンの
うち毎年三十六万トンと踏んで、それを五年とな
ると百八十万トンになります。毎年買い入れる量
を減らしてくれ、高い砂糖の量を減らしてくれ、
こういうことで六十万トンのうち三十六万トン、
五年間で百八十万トンにしてくれ、また六十万ト
ンから三十六万トンを引いた残りの二十四万トン
については、いわゆる国際価格と言いますか一般
価格で買ひましよう、こういうふうな主張してお
るわけです。要するに、高い砂糖の方が三十六万
トン、安い方の砂糖が二十四万トン、合計六十万
トン、こういう交渉のようであります。

す。本体についても、それほど双方の意見は開い
ておらない状況になつたわけでございます。さら
に、付加部分についても、それが致命的なダ
メージになるというふうな話でもございませんの
で、私どもとしては慎重に考えればあるいは一カ
月くらいということも判断した時期がございま
す。現在ではもう少し早く、特に日本側でこうい
ういろいろな法的措置なども講じて業界の健全化
を図つていくということも反映いたしまして、こ
の交渉自身は何かまとまるところにきてい
るのではないかと判断いたしております。

その意味で、本法の第三条に入る前に、
まず日豪砂糖長契改定問題、すなわち本交渉に
ついて確認をする意味で若干のことをここで政府
から答弁を求めておきたいと思つたのです。
この日豪砂糖長契改定問題は、簡単に言いま
す、一つはトン当たり二百八十五ポンドを日本側
は二百四十ポンドにまけてくれと、こういうこと
を言つてゐるわけですね。

しかし、豪州側は、この二十四万トンについて
は大体認める方向でいっているように思ひます
が、下限価格を設けると、こういうふうなことを
言つてゐるとわれわれは理解しておりますが、こ
の点はそうであるかどうか。すなわち、国際糖
プラスアルファでやつてくれと豪州側は言つてい
るというふうな認識しているわけですね。したが
つて、結局、年間三十六万トンプラス二十四万ト
ンで、合計六十万トンを輸入するといふことにな
るわけですね。この辺まだ若干問題点が残つ
てゐるやに思つております。

現在、残り三年の分についてこれを四年に延ば
す、そして全体の量の百八十万トンは変わらない
にいたしました。四年に延ばすと毎年の引き取
り量が四十五万トンに減ります。そこで、十五万
トンを別途加えて、全体としては六十万トンを引
き取るという数量の契約をまづいたしております。

○瀬野委員 もう少し早く双方の意見調整をし
て、十一月中には解決していくという方向のよう
であります。この問題も年内に、これは避けて
通れぬ問題でありますし、国民生活に重要な影響
をもたらす問題でございます。いづれにしても、
政府も全然責任なしとはいへないわけですから、ひ
とつこの点については十分早く解決する方向で指
導をしていただくようお願いしたい、こう思つ
ております。

二つには、毎年六十万トンで契約したが、すで
に五十年七月から五十二年六月まで二年間引き取
つたので、あと三年残つておりますよ、こう言
つてゐるわけでしょう。

三つ目には、よつて、日本側は三年を五年に延
ばしてくれというようなことをいま盛んに言つて
おられる。ところが、豪州側は、五年では長い
から四年にしてくれ、こういうことですね。そし
て、日本側は、高い値段の砂糖が、六十万トンの
うち毎年三十六万トンと踏んで、それを五年とな
ると百八十万トンになります。毎年買い入れる量
を減らしてくれ、高い砂糖の量を減らしてくれ、
こういうことで六十万トンのうち三十六万トン、
五年間で百八十万トンにしてくれ、また六十万ト
ンから三十六万トンを引いた残りの二十四万トン
については、いわゆる国際価格と言いますか一般
価格で買ひましよう、こういうふうな主張してお
るわけです。要するに、高い砂糖の方が三十六万
トン、安い方の砂糖が二十四万トン、合計六十万
トン、こういう交渉のようであります。

○杉山政府委員 いま先生の申されましたよう
に、豪州側の価格改定問題は、途中でもつて双方
の各種の提案の提示があつて、過程ではおつしや
られたようなことがあつたわけでございます。た
だ、途中の一々を申し上げておりますと煩わしく
なりますので、現在の状況と見直しだけを申し上げ
ます。

先ほど申しましたもう一点の、横濱港を初め豪
州の砂糖船が日本に十六隻、二十一万三千トン
来ておりますけれども、この件については去る十月
十七日夜にようやく解決を見たわけでございます
。そして、十月二十一日だったと思ひますが、
埠頭で荷おろしが始まつた、こう認識してござ
います。

その意味で、本法の第三条に入る前に、
まず日豪砂糖長契改定問題、すなわち本交渉に
ついて確認をする意味で若干のことをここで政府
から答弁を求めておきたいと思つたのです。
この日豪砂糖長契改定問題は、簡単に言いま
す、一つはトン当たり二百八十五ポンドを日本側
は二百四十ポンドにまけてくれと、こういうこと
を言つてゐるわけですね。

二つ目には、価格はトン当たり二百四十五ポ
ンドである。日本側に、一ポンド四百六十円に
しまして一万二百七十円というふうになつてお
るようでありまして、ただしこれは仮価格だ、こ
うわれわれは認識しております。本交渉で決ま

その価格帯をどういう水準にするかということ
で、確かなかなり深刻な問題が理論的にも実際の
にもあるわけでございますが、ただ大勢として
は、先ほど先生も言われましたとおり、すでに東
京湾に滞船していた船も引き取られつつありま

この問題も三点ございまして、確認の意味で申
し上げておきますが、一応砂糖については引き取
る。ただしがついておつて、今回引き取る十六
隻、二十一万三千トンの砂糖については、百八十
万トンの内訳であるとする、こういう主張であ
つたと思つたのですが、その点もひとつ明確にし
ておきたい。

二つには、毎年六十万トンで契約したが、すで
に五十年七月から五十二年六月まで二年間引き取
つたので、あと三年残つておりますよ、こう言
つてゐるわけでしょう。

三つ目には、よつて、日本側は三年を五年に延
ばしてくれというようなことをいま盛んに言つて
おられる。ところが、豪州側は、五年では長い
から四年にしてくれ、こういうことですね。そし
て、日本側は、高い値段の砂糖が、六十万トンの
うち毎年三十六万トンと踏んで、それを五年とな
ると百八十万トンになります。毎年買い入れる量
を減らしてくれ、高い砂糖の量を減らしてくれ、
こういうことで六十万トンのうち三十六万トン、
五年間で百八十万トンにしてくれ、また六十万ト
ンから三十六万トンを引いた残りの二十四万トン
については、いわゆる国際価格と言いますか一般
価格で買ひましよう、こういうふうな主張してお
るわけです。要するに、高い砂糖の方が三十六万
トン、安い方の砂糖が二十四万トン、合計六十万
トン、こういう交渉のようであります。

○瀬野委員 もう少し早く双方の意見調整をし
て、十一月中には解決していくという方向のよう
であります。この問題も年内に、これは避けて
通れぬ問題でありますし、国民生活に重要な影響
をもたらす問題でございます。いづれにしても、
政府も全然責任なしとはいへないわけですから、ひ
とつこの点については十分早く解決する方向で指
導をしていただくようお願いしたい、こう思つ
ております。

先ほど申しましたもう一点の、横濱港を初め豪
州の砂糖船が日本に十六隻、二十一万三千トン
来ておりますけれども、この件については去る十月
十七日夜にようやく解決を見たわけでございます
。そして、十月二十一日だったと思ひますが、
埠頭で荷おろしが始まつた、こう認識してござ
います。

その意味で、本法の第三条に入る前に、
まず日豪砂糖長契改定問題、すなわち本交渉に
ついて確認をする意味で若干のことをここで政府
から答弁を求めておきたいと思つたのです。
この日豪砂糖長契改定問題は、簡単に言いま
す、一つはトン当たり二百八十五ポンドを日本側
は二百四十ポンドにまけてくれと、こういうこと
を言つてゐるわけですね。

二つ目には、価格はトン当たり二百四十五ポ
ンドである。日本側に、一ポンド四百六十円に
しまして一万二百七十円というふうになつてお
るようでありまして、ただしこれは仮価格だ、こ
うわれわれは認識しております。本交渉で決ま

その価格帯をどういう水準にするかということ
で、確かなかなり深刻な問題が理論的にも実際の
にもあるわけでございますが、ただ大勢として
は、先ほど先生も言われましたとおり、すでに東
京湾に滞船していた船も引き取られつつありま

この問題も三点ございまして、確認の意味で申
し上げておきますが、一応砂糖については引き取
る。ただしがついておつて、今回引き取る十六
隻、二十一万三千トンの砂糖については、百八十
万トンの内訳であるとする、こういう主張であ
つたと思つたのですが、その点もひとつ明確にし
ておきたい。

二つには、毎年六十万トンで契約したが、すで
に五十年七月から五十二年六月まで二年間引き取
つたので、あと三年残つておりますよ、こう言
つてゐるわけでしょう。

三つ目には、よつて、日本側は三年を五年に延
ばしてくれというようなことをいま盛んに言つて
おられる。ところが、豪州側は、五年では長い
から四年にしてくれ、こういうことですね。そし
て、日本側は、高い値段の砂糖が、六十万トンの
うち毎年三十六万トンと踏んで、それを五年とな
ると百八十万トンになります。毎年買い入れる量
を減らしてくれ、高い砂糖の量を減らしてくれ、
こういうことで六十万トンのうち三十六万トン、
五年間で百八十万トンにしてくれ、また六十万ト
ンから三十六万トンを引いた残りの二十四万トン
については、いわゆる国際価格と言いますか一般
価格で買ひましよう、こういうふうな主張してお
るわけです。要するに、高い砂糖の方が三十六万
トン、安い方の砂糖が二十四万トン、合計六十万
トン、こういう交渉のようであります。

○瀬野委員 もう少し早く双方の意見調整をし
て、十一月中には解決していくという方向のよう
であります。この問題も年内に、これは避けて
通れぬ問題でありますし、国民生活に重要な影響
をもたらす問題でございます。いづれにしても、
政府も全然責任なしとはいへないわけですから、ひ
とつこの点については十分早く解決する方向で指
導をしていただくようお願いしたい、こう思つ
ております。

先ほど申しましたもう一点の、横濱港を初め豪
州の砂糖船が日本に十六隻、二十一万三千トン
来ておりますけれども、この件については去る十月
十七日夜にようやく解決を見たわけでございます
。そして、十月二十一日だったと思ひますが、
埠頭で荷おろしが始まつた、こう認識してござ
います。

その意味で、本法の第三条に入る前に、
まず日豪砂糖長契改定問題、すなわち本交渉に
ついて確認をする意味で若干のことをここで政府
から答弁を求めておきたいと思つたのです。
この日豪砂糖長契改定問題は、簡単に言いま
す、一つはトン当たり二百八十五ポンドを日本側
は二百四十ポンドにまけてくれと、こういうこと
を言つてゐるわけですね。

二つ目には、価格はトン当たり二百四十五ポ
ンドである。日本側に、一ポンド四百六十円に
しまして一万二百七十円というふうになつてお
るようでありまして、ただしこれは仮価格だ、こ
うわれわれは認識しております。本交渉で決ま

その価格帯をどういう水準にするかということ
で、確かなかなり深刻な問題が理論的にも実際の
にもあるわけでございますが、ただ大勢として
は、先ほど先生も言われましたとおり、すでに東
京湾に滞船していた船も引き取られつつありま

この問題も三点ございまして、確認の意味で申
し上げておきますが、一応砂糖については引き取
る。ただしがついておつて、今回引き取る十六
隻、二十一万三千トンの砂糖については、百八十
万トンの内訳であるとする、こういう主張であ
つたと思つたのですが、その点もひとつ明確にし
ておきたい。

たならば、この価格というものはその差額を必ず精算をする。一カ月後に決まるであろう日豪砂糖長契改定契約が締結されまると、二百四十五ポンドが仮に二百四十ポンドの場合は五ポンドを返す、こういうようなことであるという検討事項がいつておる、かように思っております。

三つ目には、いままでの滞船料は豪州船が負担する。これは実際に二カ月以上の船もありまうから、一日に百万円ぐらいかると言われている。一隻二カ月で約六千万、一カ月の船は三千万というところで、これは大変な滞船料になっております。これは豪州が払う。

こういうことだと思つておるのですが、こういった解決内容については間違いないか、改めて確認をしておきたいと思つておるのです。

○杉山政府委員 滞船の処理については、先生の言われましたとおりの内容でお互いの合意を見て処理がなされつつある状況でございます。

○瀬野委員 それで局長、この価格の問題については、これは仮価格で、本体交渉が決まったらその差額は精算する、これは間違いないですね。

○杉山政府委員 間違いないですね。

○瀬野委員 まず、それだけをおきまして、本法の第三条のところへ入つてまいります。第三条で「農林大臣は、前条の報告があつた場合において、申込数量が当該報告に係る者の最近における砂糖の製造事情等を考慮してもなお売戻数量等からみて過大であると認められ、」云々とありますけれども、この「過大である」と認められ、という、この具体的な基準はどういうふうにお考えでございますか、これも明らかにしていただきたいと思います。

○杉山政府委員 「最近における砂糖の製造事情等を考慮する」ということにはいたしておりますが、第二条で規定しておりますところの事業団から農林大臣への報告の基準となる通常年における売り戻し数量等と、当該年における当該一定期間の砂糖の製造等に関する諸事情の違い、これは過去の通常年の実績というものが最近の事情に照ら

して、それがどの程度乖離しているか、新しいそういった事情をやはり考慮する必要があるのではないかと、そういう諸事情の違いを考えた趣旨でございます。たとえば、具体的に次のような各企業の特長な事情を考慮する必要があるのではないかと、かように考えられます。

たとえば、工場の改修等によりまして一定期間操業を停止するということもありません。そういう場合に、その前の期間に停止期間の分を見込んで生産を上げておく必要も生じているわけでございます。そういうような事情があるならば、その分は、たまたまその当該期間中にふくらんだだけのこと、ならしてみればふくらんだことにはならないというような事情、それから国内産糖との関係でもって特殊な事情が出てくる場合がある。たとえば、手に入らないというような場合に、それを何で補いをつけるかといへば、やはり輸入糖で補いをつけるを得ない。そういったしますと、過去の実績だけで枠を決めるというわけにもまいらない。そういう場合の調整措置としてこの規定を置いたわけでございます。

○瀬野委員 さらに、その次に「同条の農林省令で定める期間ごとの砂糖の需要量及び供給量の見通しに照らし砂糖の供給の安定に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、」云々とございます。この供給見通しはどのような考え方のもとに決めるのかということも正確にお伺いしておきたいと思つておるのです。

○杉山政府委員 供給見通しは名前のとおり見通しでありまして、これを計画だと考える向きもあるでしょうが、あらゆる施設整備についてこの基準でやるというふうな、あるいは新規参入を抑制するとか、既存設備を廃棄するというようなことがあった目的を持った計画とはやや性質を異にしています。見通しでございます。そういう需要、供給の見通しは、年間を通じての安定を図るという見地からすれば、当然年間見通しが要るわけでございます。そのほか、四半期別の見通しも

作成するということにしたいと思つております。そして、そう固定した考え方でなく、四半期ごとにこれをレビューして適正に修正していく必要があると考えております。

見通しを作成するに当たっては、これは適正需給量を調整するベースになるものでございまして、関係方面の意見も聞いて、十分慎重に決めていくということを考えております。

○瀬野委員 さてそこで、農林大臣初め当局にお伺いするわけでございまして、本法の内容について大事な点を一わたりお伺いし、砂糖競争の問題等いま明確にしたいわけでございます。

大臣の提案理由の説明にもありますように、また、しばしば答弁されましたように、現在の国内糖価の動向というものが平均生産費を大幅に下回る価格で推移している、これが精糖業界の健全な経営を著しく阻害しているし、国内甘味資源の振興にもきわめて重大な影響を与える、こういったことが本法提案に対する一つの認識の大きな柱になっておるものであります。そこで、四十九年以降砂糖の消費も減退している、これも事実であります。これも、なぜ減退しているのかということをよく検討しなければならぬ問題であります。近ごろの若い人は甘い物を食べないということが大きな原因でもあります。いずれにしても、農林省が認識しておられる問題、またこの法案を火にあぶってみると、あぶり出しではないけれども、法案の裏を見ると、企業を整理統合して、労働者を首切りするというようなことが映し出されると言われても過言ではないようなうらはらの問題があることも事実でありますので、重要法案としてわれわれも慎重な扱いをすべきだということではないかと伺います。

大臣は、精糖業界は過剰設備が顕在化して過当競争を招いておるというふうなことも理由の一つに挙げておられます。なるほどうなずけないわけでもございませんが、そういうことについて私たちは、たとえば豪州糖問題について、政府としても豪州糖問題にまきり責任なしとはおっしゃ

らぬと思つても、今回こういうふうな本法を提案して、何とか国民の食生活安定のために、さらには糖業界の健全化のためにということに法案を出していただくわけですから、責任は十分感じておられる、かように思つておられますけれども、設備が過剰であるとか、または過当競争を招いた、こういうことをおっしゃつておられますけれども、それでは精糖業界の過剰設備の解消策について政府は具体的にどのような方法でやるのかを端的に私はお伺いしたいのです。どういふふうにお考えであるのか。先ほどからしばしば答弁にありましたので、率直に、単刀直入にお伺いしたい、かように思つておる。

○杉山政府委員 この法案を出すに当たりまして、基本的な考え方として、これは政府が特別に精糖企業のある方を規定するというようなことを考えているわけではない。やはり企業というものは自分の足で立つて経営を進めていくべきであるという前提に立つております。そういう観点からいたしますと、企業自身が経営努力を行つて需給調整も図つてまいりたい。しかし、そうはいっても現実の過当競争の状況から、政府に制度的なそういう担保をもらわなければならないという話も進められないということが基本になつておると思つておる。したがって、私どもはこの法律を出していただくに精糖企業を特権化するということではなく、精糖企業が自力で立ち直るための条件を整備するというふうな考え方のもとにこの法律を提案しているわけでございます。したがって、まして、各般の面で企業の自主努力を前提、必要とするということになるわけでございます。この点につきましましては、構造改善というふうな単純な言葉で表現されましても、私どもとしては、経営者の企業態度、それから販売体制、流通体制を含めて、健全な経営のあり方を回復する、軌道に乗せるといふことを当然必要とするものと考えております。

その一環として設備過剰の問題があると思つて

けでございす。設備については、これは単純に需要量と精糖能力を比較いたしますと、操業率が六割であるというふうなことで、その差が過剰かというふうにも考えられやすいのでございす。私も、私どもとしてはその差は直ちに過剰であるというふうには考えておりません。それはやはり時期時期によつて操業の繁閑というものもございす。それから、全体的に需要が停滞はいたしてありますもの、長期的に見れば今後人口増に見合つての若干の需要増も考えられる、そういうふうなことを考えますと、ある程度の余裕は必要ではないかということも考えられます。

それから、さらにまた、精糖業界は装置産業でありまして、一社一工場というふうな経営形態が主であります。それから、製品の流通が地域的に限定されているというふうな事情もありますので、私どもとしてはそういう事情を総合的に考へて、企業がそれなりに自主的な立場から経営改善のための努力、設備についてあるいは販売のあり方について、およそ一切の経営について最大限の努力を払つてもらうということを考えているわけでございす。

その意味で、この法律は、直ちにどれだけの過剰設備を廃棄しなければいけない、そういうことを義務づけているものではないと、そういうことを申し上げましたような総合的な観点から企業の自主努力、経営というものはその意味では大ぜいの人が参画いたしております。関係する商社も金融機関も、それから働く人の立場もあります。ひとり経営者だけの問題ではないと思ひます。そういう糖業界の、いまいわば非常危急のときであるということを考へて、全体が一丸となつてそういう経営改善のために努力をしていくべき時期ではないかというふうな考へておるわけでございす。

○瀬野委員 一応御答弁いただきましたが、先ほど私いろいろ指摘しましたように、いずれにしても、今回のこの需給調整に対してはわれわれも評価するわけですが、農林省初め行政当局が

今回本法を急に提案するというふうになつたいきさつというものは、当初、今国会は会期が四十日短い、どうするかということ、国会の冒頭においては検討中ということになつておりましたけれども、これが急遽提案されました。その背景には、先ほどから私が指摘しました日豪砂糖問題、また両国の国家関係全般に影を落としてきたところの今回の十六隻、二十一万三千トンのいわゆる砂糖船の問題もございまして、こういふことがあつて、政府も何とかしなければならぬということ、この機会を失しては大変なことになるといふふうな判断しておられて、そういうふうなことも踏まえ、今回この本法を提案する、そういう意味の責任は十分にあるというふうに私は思ふのですが、そういう背景を率直に認められるのかどうか、その辺はどういうふうにお考えになつて提案されたか、あわせてここでひとつお聞きしておきたい、かように思ひます。

○鈴木国務大臣 瀬野さん御承知のように、いま精糖業界は非常に経営難に陥つております。農林省所管の業種としてはいわゆる構造不況産業とも言えるような非常に苦しい立場に立つております。また、大分県あるいは愛知県、東海精糖等経営難のために倒産のやむなきに至つた、こういうような事態、そして、そこに働いておられる従業員の方々の職を失うというふうな事態も起きてきておる。そういうようなことを考へ、また御指摘の豪州との長契、これもやはり現在の国際糖価から見ると割に高になつてそれが相当の赤字の要因にもなつておる。これが精糖業界の経営にも大変な重圧になつておる。いろいろなことを総合的に勘案をいたしまして、私どもは早急にわが国のこの精糖業界の現状を打開し、改善をする必要がある、このことがまた消費者である国民の皆さんに国民生活に必要な砂糖を量的にも価格の面でも安定的に供給させるゆえんでもある。こういう総合判断をいたしまして、この国会に御審議をお願いをする、こういうことになつたわけでございす。

○瀬野委員 大臣も大変心配しての答弁のようでありすが、私この機会に率直に申し上げますと、現在、大変経営危機に直面している業界では、組合員の皆さん方も、需給調整を主とした部分については一応評価はしておるしなごらぬ、いわゆる需給調整というものが豪州糖問題の政府責任を覆い隠す意図があるのじやないかというふうなことを率直に指摘しておられます。

また、過剰設備ということの政府の認識のもとに、大臣もいろいろ申されましたが、法案成立後、構造改善を進めることになつて、いわゆる現設備、工場の廃棄をし、働く労働者の首を切るということが行われたのでは大変な不況下において問題であるということは、大変心配されている問題であります。

さらに、本法の裏にある行政指導には、労働者にとつて非常な危険性を含んだ内容を含んでいるということも率直な意見であり、需給調整の必要性はいかなるときよりも増しておることは現在労働組合また組合員の皆さん方も認識しておられますけれども、これが一つの方針となつて、その陰に年内に倒産が相次いでくるという危険性をはらんでいる精糖会社がたくさんあるわけでは、先ほどおっしゃつた大分県、三重県、それから九州製糖初めすでに破産宣告を受けた糖業会社もありまして、複数以上の工場がとらえず心配だということ、三井、三菱系、台糖、それから伊藤忠、こういういったいゆる複数あるいは三社等を経営している精糖会社もあるわけですが、われわれは俗に三〇％グループと言つておりますけれども、豪州糖を三〇％入れるグループ、この会社等は、さしあつて六社がそういった特権にさらされるといふことで大変心配しているわけでは、そういうことで年内に倒産が相次ぐと、年の瀬も迫つて大変なことになるといふことでわれわれも危惧しております。その辺は大臣も十分認識しておられると思ひますが、先ほどからのいろいろな大臣の答弁その他を聞いておまして、農林省は豪州糖に対する差別関税はやらない、また国庫の支出に

よるところの現行国際相場との価格差を是正することもかたくなに拒んでおります。いわゆる国家財政は負担できない、こう言つておられる。そこで、この法律が製品価格を全体的に押し上げていくということになりかねない。そういうことができないければ先ほど言われたいわゆる適正価格百九十五円というものがどうしても消費者サイドにシワ寄せされて上がるということとは当然考えられてくる。また、豪州糖によつて今後生じる赤字を抑えるということができなくなる、私はかように思ふのですが、その点の認識はどうですか。いわゆるこの物価高の折にさらに追い打ちをかけて消費者に負担を強いるということになりかねないということがあるのです。

ほかにもいろいろありますけれども、長くなりますのではしよつて聞いてまいりますが、その点当局はどういうふうに検討しておられるのか、率直にお答えをいただきたい。

○鈴木国務大臣 いまの御発言はいろいろ重要な問題に触れて御質問なさつておるわけでありすが、まず第一に、今回の法改正が実施された場合には相当過剰設備の廃棄ないし合理化が行われて、働く人たちが職を失うような事態になるのではないか、こういうことでございす。私は、むしろ現状のままに放置をいたしておきました場合にはどうなるか、普通の企業でありますれば、ともに倒産等のやむなきに至るような深刻な事態、内容になつておると思ひます。それは商社の系列にある、そのバックに金融機関がある、とにかく商社の方にしても金融機関にしてももうぎりのところまでこれを抱きかかえ、支え、どうか経営を継続しておる、率直に言うてこういう事態ではなからうか。こういうような事態を放置しておきますれば大変な事態を招来する。精糖業界全体が大変な事態に相なる。そういう際において、その職場で働いておられる多数の方々が一体どうなるのか、こういう問題がございす。そこで、どうしてもこの際過当競争、販売面におけるところの乱売、シェア競争、そういうことも業界

として節度のあるものにしてもらわなければいけない、また経営全般についても経営努力もしていなければいけない、こういうことになるわけでございます。そのためにはやはり国内糖を前提として、輸入糖につきましても需給調整ということも必要がある、このように私は理解をいたしております。現状を端的に言うと、現状のままに放置した場合には糖業界全体が大変な事態になり、また、その職場で働いておる多数の皆さんが一層苦しい立場に立つのではないだろうか。ですから私も、一日も早く業界の経営の安定、合理化を図っていく必要がある、こういう認識に立つものでございます。

もう一点は、今回の措置によって砂糖の消費者価格が上がるのではないかとということでございます。現在の砂糖の消費者価格というのは、先ほど来申し上げる非常に過当競争、販売シェアを拡大するための乱売その他の異常な状況下にあります。そういう中で形成された価格というのは長続きするものではない、そういう不健全な状態がいつまでも続くものではない、そういうように考えますと、どうしてもコストを割らない適正な価格でもってこれが消流がなされていくというところでないと真の安定ということはない、私はこういう認識でございます。こういう問題に私ども適切な対応策を講じなければ、いつの日か消費者の皆さんにも御迷惑をかけることになる、こういう考え方で本法の改正の提案をして御審議をお願いしておるということでございます。

○瀬野委員 農林大臣の慎重な御答弁でございますが、いまいろいろお話がございましたように、端的に受け取れば、ほっておけばまだたくさん犠牲者が出てくるし、大変な問題になる、それで本法を提案して大分影響を少なくする。いづれにしても、その言葉の裏を見れば、企業合理化によって相当な犠牲者が出ることもやむを得ない、こういうふうにおっしゃるけれども、私のひがみ根性かもしれないが、そういうふうに聞き取れるような答弁に聞こえるわけでございます。

その辺を大変心配しておるわけです。

それで、先ほどもちよつと申し上げましたように、政府は差別関税とか国庫の支出、こういったようなことはこの豪州輸入糖についてはやらないということではつきりしておるわけですが、そうなりますと、豪州糖の比率の高い企業と低い企業、このコスト差というものは大変大きいわけでございます。まあ当時はうんと取った方が喜んだかもしれないが、今日のようにこういうふうに入糖が上がつてまいりますと、当時の割り当てが少い方がよかった。当時少なくて文句を言った企業はいまはよかったということになるわけで、どっちにしろこれは国民に全部しわ寄せが来るという心配があるものですから、あえて聞くわけですけれども、そういうことで見ますと、現在、三井系では芝浦精糖、大阪製糖、横濱精糖というのがあります。これは三工場持っております。それから、台糖が二工場。それから、九州製糖があります。これは三〇％グループです。さらに、三菱系では大日本製糖、明治製糖、塩水港精糖、それから新光製糖、これがあります。その中で大日本製糖と塩水港、この工場が複数になっておりますし、日新製糖がやはり複数になっております。そこで、この三井と台糖、大日本、それから塩水港精糖ですか、これがさしあたり問題になってくるんじゃないか、こういうふうな懸念されて、われわれも大変心配しておるわけです。なお、三〇％グループには、そのほかに日新製糖とか東海精糖があります。ほかはもうほとんど一〇％グループとなりまして、先ほど申し上げるように、精糖会社というものは装置産業ですから半分切つてよそへ持つていくとかということではできません。企業が行き詰まれば、一社もろとも最初から最後まで一貫したものであり、一社一工場ということになっておりますから、三分の一をよそへ持つていくというわけにいかないわけですね。そういうことは皆さん百も御存じでございますが、われわれはこういふことにして、何としてもこういう不況下において犠牲

者を出してはいけない、かように思うわけでございますので、この点についてはいわゆる首切りを出さぬように農林大臣も最大の努力をする、そのために十分慎重な対策を講じていわゆる業界の指導に当たる、本法の運用に当たるといふことをひとつ国民の前におっしゃっていただきたい、かように思うのですが、大臣どうですか。

○鈴木国務大臣 こういう不況下にございまして、一人の働く人といえども職場を失うようなことがあってはいけない、私はそういう考え方で精糖業界の再建の問題についても業界を指導してまいりたい、このように思っております。

○瀬野委員 杉山局長もいまの大臣の決意をお聞きになったと思いますが、大臣から本当にありがたい決意をいただきまして私も一応了といたすわけでございます。

局長、何かつけ加えることがありますか。余り後退した答弁では困るのだが、お伺いします。

○杉山政府委員 いまの御質問、幾つかのことを含んでおりましたので、答弁漏れになってはいけないう意味で申し上げるわけでございます。豪州糖によって赤字が出てくるではないか、そういう豪州糖の負担の大きいところに対して、関税とかそのほか財政負担でこれを救済する手はないのか、あるいは何かほかの形で企業間のコスト格差を解消する手はないのかというお尋ねが一つ入つておったかと思ひます。これは私も、やはり価格について企業の責任でもって契約をした、そのことがたまたま結果的に今日の不利を招いたということになりますと、国が直接的にこれを肩がわりする、財政負担するという形は、これは正直申し上げてとれないところであると思ひます。その意味で、むしろ豪州糖の負担は、これは当時、本当に国民に必要な資源を長期的に安定的に確保するという観点からとられた措置であることと思へば、確かに消費者転嫁価格という形でもなっておりますけれども、まことに残念な結果にはなっておりますけれども、私、そういうものは不安のある資源について入手するために当時として

はやむを得なかった必要なコストであるという考え方のもとに消費者に負担をお願いする、その事情をよく理解していただくということが必要なんではないかと思ひます。そういう意味で、むしろ政府が直接負担するよりは今回のような形で適正なコスト価格を実現していくということを考えるのが筋だと思つております。

それから、企業間の格差の問題については、確かにまだ解消できるというところまでは来ておりませんが、引取りの期間を四年間に延長するということによって一般相場のものと同様のものということも出てくるわけでございます。そういうことによつて格差は相当程度解消してまいります。さらに、これは豪州糖のような高いコストの物については、現在の糖価安定制度の仕組みの中で調整金を免除するという形で実質的に負担軽減を図っている面もございします。

そういうことからすれば、各般の措置によつてかなり今回、豪州糖の負担の大小に伴う企業間格差は縮まるのではないかと今思ふわけでございします。そういう中であつて過当な競争を排除するような今回の措置がとられますれば、ともあれ豪州糖負担の重いところでも安定した経営を続けていける、そして三年なり四年なりしんばうすれば後は正常化する時期が来るというふうに見ておるわけでございます。

それから、労務問題についてもいろいろお尋ねがあつたわけでございますが、そういうすべての問題を解決するというか、企業間格差なりあるいはすでに過去に累積している赤字を解消するといふところまではどういふかは手が及ばないのでございますが、ともあれ経営の安定が雇用の安定に役立つという考え方のもとにこの法案を出して

いるわけでございまして、雇用関係については私
のところにもいろいろ懸念の御意見が寄せられる
わけでございまして、この法律でもって直
接、構造改善をやつて工場統合をやれ、企業合併
をやれということをお願いしておるわけではござい
ません。

ただ、私が申し上げておきたいのは、これは基
本に経済の問題があります。今回のこの措置だけ
でもって糖業界が直面しているむずかしい、基本
的に根っこにありますが経済の問題それ自体を全部
解消するわけにはまいらない。そういう事態から
いたしますと、これはこの法律が強制するとか
なにかいふことでなくて、かなり厳しい雇用条件
なりあるいは企業の合理化というものは進まざる
を得ないんじゃないか。それは企業の自主的な判
断によつて新しい情勢に対応するため、生きてい
くための措置としてあるのだと私は思つておりま
す。

ただ、そういうことに対して私どもは、今回の
措置を契機にいたずらに首切りを進めるのだとい
うことでもって考えているわけではないので、そ
ういうあらゆることを解決するための法案ではな
いけれども、合理化努力、これは企業として当然
必要な措置であるというふうに考えておりますの
で、念のためつけ加えていただきました。

○瀬野委員 農林大臣並びに杉山局長からいま十
分意見を伺いました。いづれにしても慎重に対処
していただいて、そうした職首につながることに
ないよう、どうかひとつ業界に対する指導を十
分にやつていただくように、本法の運用に当たつ
て重ねてお願いいたしておきます。

なお、いま杉山局長の答弁の中で消費者の問
題、われわれも若干の負担はあるということにつ
いては、これに反対するわけではありませぬけれ
ども、やはり物価高の折でありますので、消費者
に影響がたふさん及ばないよう、さらには業界
に対してまたいろいろと配慮をしていただい
て、その点は十分対処をしていただくようにつけ
加えておきます。

そこで、いまその話が出ましたのであえてお伺
いしておきますけれども、一千三百億円以上とい
う累積赤字があるということである言われて
おりますが、この赤字が、これまで今回の本法の
運用に当たつて消費者サイドにかかつてくること
と、二年間で累積した赤字、これが消費者に大
変な影響を及ぼすということになりますので、私
はこれは企業の努力によつて何とかしてもらいた
いし、たな上げをして、そして、これを徐々に解
消する方向で考えていただくように指導もしてい
ただきたいし、これがいつの間にか消費者サイ
ドにまたいわれる負担がかかつてくるということ
ないように、十分もうおわかりになつておること
だと思ひますけれども、その点についても念を押
しておきたいので、あえてお答えをいただいでお
きたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 私は先ほどもちよつと申し上げ
たのでありますが、精製糖業界がこういう大変な苦
しい状況下にある、軒並みに経営破綻というよう
な心配さるゝさるゝような事態にある。そういう
中で商社金融あるいは銀行金融、これもなかなか
円滑にいかんかつた、こういう状況であります。
かろうじて何とか自転車操業的に経営を続けてき
た、こういうことでございしますが、今回の政府の
提案によつて業界の方にも一応の安定のめがた
つてきた。こういうことになりますれば、私は、
商社金融の面でもあるいは金融機関からの融資の
面でもいままでよりは非常に滑らかになつてくる
のではないかと、このように考えます。これは金融
機関あるいは大商社というものでございしますか
ら、国がこれに対して国民の税金を使って助成を
するとかんとかいふことはなかなか国民的なコ
ンセンサスというものは得にくい問題だ、私はこ
う考えておりますから、いままでの累積赤字は今
後の企業努力、そして長期にわたつてこれは消却
をしていただきたい、このように考えておること
ろでございします。

○瀬野委員 農林大臣から、また杉山局長からも
る業界並びに労働者に対する答弁等ございまし
たので、一応私も承りました。

そこで私は、この機会にあえて政府当局にも、
また業界にも聞かしていただきたいというよう
な気持ちで若干の提案をして、御検討をいただき
たい。今回またいふ言つては語弊がありますけれど
も、こういった十六隻二十一万三千トンの豪州砂
糖船の問題、それから本交渉のときでもある
し、たまたまこういう法案を臨時国会に急遽提案
して審議をするというときでもございしますので、
今後のためにもぜひひとつ御検討いただきたい。
特にこの法案は時限立法でもありますし、三年間
という期限がございしますから、ばやばやしてお
りますと、御承知のように、過去にカルテルを結ん
でやつてまいりました。昭和五十一年十二月、五
十二年三月と二回にわたつて糖安法に基づく指示
カルテルを発動しましたけれども、結局これが過
ぎるとまたもとのもくあみといふことで、いわゆ
る緊急避難的な要素はあつたといふながらも、後
はまたもとのもくあみ、こうなります。今度も、
三年間といふけれども、またもとのもくあみにな
りかねない、こういうふうに思つて、恒久対策
もさることながら、どうかひとつ十分にいまから
言う提案を検討していただいて、業界も改めてい
ただくように指導してもらいたいといふことであ
えて勇気を出して私は申し上げるわけです。

それは、精糖企業は他の企業と異なつて、先ほ
どから申しますように、装置産業であります。一
社一工場であります。工場の半分を整理すると
か、三分の一をよそへ移すとか切つて取るとい
うわけにいきません。また、砂糖そのものは白くて
甘いといふこと、北海道から沖縄に至るまでど
こへ行つても砂糖といふものは、これは上白糖は
同じですから、北海道のは甘味がすぐく九州の
は甘味が半分というわけではないのです。同じで
す。要するにこれは商品特性がないわけですね。
しかも、言うまでもなくメーカーは御存じのよう
に、いろいろ商標を付けております。すなわちブ
ランドをつけておりますが、私は、このメーカー
の製品、これはもうほとんど商品特性はないわけ

です。すなわち、ブランドの統一を図るというやうなこ
とは、この機会に業界も、また農林省もしつかり
指導をして、一生懸命取り組むべき問題ではない
か。大変なことではありますけれども、よく大臣が
日ソ漁業交渉で言われた、困難であるが不可能で
はないといふことで努力してもらいたいと思つた
わけです。北海道、東北、関東、中部、近畿、中
国、四国、九州と、いろいろ八つか九つかグル
ープに分けてもいいから、グループ単位に、東北は
A企業、九州であればB企業といふふうにして、
販路協定をすることによつてむだな運賃コストそ
の他をなくし、乱売合戦もなくなる、こんなふう
なことも、やはりこの際いろいろ将来のことを考
へたときに、困難であるけれども不可能ではない
わけですから、折々検討していく、そうしない
と、あつという間に三年過ぎてしまふ。さつきの
指示カルテルのように終わつたらまたもとのもく
あみになつたのでは、またぞろ苦勞しなければ
かぬといふことで、さつき大臣から首は切られ
うに努力するといふありがたい答弁もあつたので
す。さつきもそれでいいわけけれども、こういう
たこともこの際私は、政府もまた指導していただ
くように、業界も考えるようにしてもらつたら
組合もまた労使双方真剣に取り組んでもらえれ
ば、こういうふうな思つてあえて申し上げるわけ
ですが、その点はどうか。

さらには、委託生産といふことも、これは次の
段階では考えられぬのじゃないか。さつきから聞
いてみると、これは業界に厳しい状態が起きてく
れば、大阪なら大阪にAとBがあれば、どうして
もB工場を何とか整理をしなければいかぬとい
うことが仮に起きた場合には、A工場に委託生産を
しても考えてはどうか、そういうふうな
ことは合併といふことも将来考えられるといふこと
もあるだろうと思つたので、言いくいければとも
勇気を出してそういうことをあえて申し上げてお
きますので、そういうことについて大臣並びに局
長、ひとつしつかり頭に入れていただいて、三年

間の時限立法でもありますから、検討していただいて、業界の安全、家族も含め、下請を含め、従業員、労働者、みんなが安心して日本の国民的な主要食糧である砂糖に精魂を打ち込んでくれるようにやっていただきたい、こう思うのですが、時間も迫ってきましたのでひっくり返して申しましたが、御答弁を大臣からいただきたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 精糖業界、非常に複雑な家庭事情、系列の問題、いろいろな生産面あるいは流通面、複雑な事情を抱えておる。こういうことを百も御承知の瀬野さんから、いまのような画期的な御提案があったわけでありますが、これは恐らく新聞報道その他を通じて業界の方にも警鐘として大きく響くであろうと思ひます。

私も今後、業界の体質改善なりあるいは企業努力なり、そういう面につきましては業界をできるだけ指導いたしまして、そういう方向に向かうように努力をしまいたい、このように思ひます。

○瀬野委員 大臣、そうしてさらに先ほども申しました時限立法で、昭和五十五年九月三十日限りでその効力を失うということですが、この三年後に期待された結果があらわれなかった場合は、何らかの恒久対策を別途考慮するという方針であるかどうか。先のことを言うことはどうかと思ひますけれども、五十一年、五十二年の指示カルテルの後ともくあみになったというさつき申し上げたこともございますので、この点についてちょっと答弁がなかったですけれども、いまの答弁は十分私に傾聴に値する答弁としてお聞きしておきますが、この件についてもあわせて、三年以内に何とか心配のないようにする、三年後にについてはどうということについて見解があれば、あわせてひとつ追加してお答えをいただきたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 こういうテンポの早い経済社会におきまして、私は三年というのは相当の時間がある、この時期を漫然として不徹底なままにやっていくというような悠長なことは考えられないよ

うな現状にあると思ひます。したがって、十分私どもこの三年間に成果が上がるように指導の面でも最善を尽くしたい、このように考えております。

○瀬野委員 農林大臣おっしゃったように、せっかくの努力をひとつ心から期待をいたしておきます。

労働省来ていただいておられますので、最後になりましたけれども、二点お伺いしておきます。すでに内容については通告しておきましたから詳しくは申しませんが、この問題については十分労働省としても、いわゆる雇用政策課の方においても企画課においても検討しておられると思ひますが、いまいろいろ論議してきましたように、まだ先のことであるとはいひながらも、今後のこともありますので、お伺いしたい。これは農林省にも聞かすべき問題であるけれども、あえて労働省に

来ていただきましたので、もし補足が必要であれば農林省からもお答えいただいて結構です。

まず私は、今回のこの問題について、本法提案に当たりまして、いままでもそうでしたけれども、業界労使のいわゆる話し合い体制の確立をしていただきたいということについて、労働省の方に一生懸命に努力してもらいたいのです。いわゆる精糖工業会と全国砂糖関係です、いままで話し合いは何回もやってきたけれども、業界としての態度、意見でなくて、企業側、経営者側としての言動のみで、すれ違いで一つもかみ合っていないというのが現状です。そうした意味で、何とかひとつこの機会でありまして、大変大きな転換期でもございますので、いわゆるこういって話し合い体制が確立できるようにひとつ仲介の労をとってもらいたい。勧告等をしていただければ幸いですと思うが、その点について労働省関係、どういうふうにお考えですか、簡潔にお答えください。

○白井説明員 お答えいたします。労働省としましては、精糖業界の關係につきまして逐次ヒヤリングその他をいたしまして実際の

把握その他に努めているところでございますが、ただいまの問題につきまして今後十分配慮してまいりたいというふうに思っております。

○瀬野委員 さらに、労働省にお伺いしておきますけれども、いま現在、この精糖企業においては四直三交代制をとっておりますが、三直三交代制が多いのは事実でございます。ゆえに過重労働を強いられるというのが現状でございます。機械はフル回転するし、一日八時間労働で三交代というところになっております。時間の關係で詳しくは申しませんが、三交代制、労働日数の二百三十日の問題でございますが、大規模の工場設備

廃棄というようなことに将来だんだんなっていくようなことが起きた場合には、労働者の首切りと

いうことの阻止をするための問題が考へてこられます。こんなことは起きないということ、労働省も十分指導していただきますけれども、現に大分、また三重県でも、九州製糖というのは大変心配されております。こういうようなことで、労働省としても、労働条件の向上につながるならば、私は大賛成でありますけれども、こういった問題が必ず懸念される。また、現在において本法審議に当たって、こういったこともあわせて労働省から聞いておきたい、かように思つて私は申し上げるわけですが、労働省が、業界立て直しのために、いま必死になつていろいろと要請活動をして

おりますけれども、満足な交渉体制は一つもつけられないということ、労働関係も大変深刻な実情にございます。

そういった意味で、一方においては、四十八年をピークとしていわゆる過剰設備をやつてきた。消費が減つてきて、現在においては相当な過剰設備であると言われますけれども、反面においては、労働者が、いわゆる三直三交代制で大変な労働を強いられるというのも事実でございます。年々通じて、年末年始の休みがなかったり、ゴールデンウィーク、夏休みの休暇、週休二日制、機械の点検整備、こういったこともやらなければならぬけれども、実際に二百三十日とい

うことで、過重労働されて、なかなかさういうゆとりがない。こういった年末年始の休みとか週休二日制とかいろいろなことありますが、年間を通じて、人並みの休みをとってやるということになりまして、いま二百三十日の操業日数ぐらになるわけでございます。四百四十万トンも製造能力があるというふうに過剰と言われているのですけれども、実際は過重労働を強いられるというのとは事実であります。さういふこととから、もっと人間らしくしてあげなければならぬ。すなわち、一日八時間という三交代だと、三、八、二十四時間ということになりますけれども、これを他企業並みに何とか労働時間を考へてあげて、もう少しゆとりを持った労働にしてあげなければ、片一方ではものすごい労働を強い、やれ設備過剰であるということ、いろいろ言われている点もございします。

時間が迫つてきたものですから、はしよって申し上げますけれども、さういふようなことで、労働者の労働時間と、それから機械の点検をしたり、いろいろな時間が欲しいわけですが、さういふものに対する余裕がないままに推移しているのが事実でありまして、過剰設備と言われますけれども、さういふゆとりをとれば過剰設備というようなことなども言われなくなる。相当無理な労働を強いられるということが言えるわけ

です。その辺は労働省としてはどういうふうにお考えられるのか。こういう時期でございますから、さういふようなことも十分考へて、人並みの休みをとらせて、そして十分休養もとって従業できるように方向にしていきたいと思います。かように思ふわけですが、さういふことも労使の話し合いをさせなければなかなか解決できない問題だと思ひますので、これもひとつ、最後になりましたけれども、あえて労働省に見解を承つておきたい、かように思ふわけですが。

○宮川説明員 精糖業界におきましては、昭和四十五年ごろから、それまでのいわゆる三直三交代

が現在の四直三交代、四組で一日三回ということになりますので、一組お休みになる形でございしますが、その四直三交代に次第に変わってきております。それで、現在におきましては、各社多少の差はございますが、いまお話しがございましたように、年間大体二百三十日の稼働ということに相なっております。

それで、これが過重であるかどうかという問題でございますが、参考までに申し上げますと、同じく四直三交代をとっております鉄鋼業界が、年間稼働日数は大体二百七十日でございますので、私どももいたしましては、いま直ちにこれについて特にどうこうということは考えておりません。ただ、労働条件というのは、賃金問題まで含めまして十分労使でお話し合いをしていただきたいと思いますので、いまお話し合いをいたしたく、私どももいたしましては、そのお話し合いがさらに進むように期待しているところでございます。

○瀬野委員 時間が短くて、もうあと質問できなくなりましたけれども、どうしても聞いておかなければならない問題がありますので、一点、大臣に最後に承っておきます。

ただいまの労働時間の問題その他については、ひとつ農林省側も大臣も十分承知していただいて、ちょっと時間がなくてはいりましたけれども、そういう問題がございしますので、どうかひとつ十分頭にとどめて、今回の法案の成立後のいわゆる指導には十分当たっていただきたいと思います。

実はサトウキビの価格決定についてでございますけれども、てん菜は十月七日に決定しましたが、いよいよ政府が今月末までにこれを決めることになっておりまして、聞くところによると十月二十八日に決めるということです。いよいよ本委員会でも審議する時間がないようになりましてけれども、てん菜が決まれば、私が先般も質問しましたように、運動的にサトウキビが決まるようなものなんでしょうか、私たちは政府に対していろいろ厳しく考えを述べたわけですが、御

承知のように、十月二十八日ごろ決めるといううなことですが、今後のその方針、日程が大体どうなっておるかということ、簡潔でいいから一つ。

それから、私はいろいろ申し上げようと思つたけれども、ずっとてん菜とサトウキビの価格を見ても、まさに四十九年まではてん菜の最低生産者価格がトン当たり一万一千百十円、サトウキビは一万二千二百円で九十円の差。五十年まではてん菜が一万二千四百円、サトウキビが一万二千三百四十円で二百円差、農家手取りは百円の差、サトウキビは百円高だけ。五十一年は最低生産者価格が、てん菜の方が一万三千百円、サトウキビは一万三千三百十円の差、しかし農家手取り価格になると、てん菜が一万七千円、サトウキビの方が一万七千百円で、これまた百円。毎年百円ぐらい手取り価格の差で、てん菜の方が百円少なくてサトウキビは百円多い。こんなことならば審議会にかけていろいろ審議しなくても、ことはあらかじめ申しますと、五十二年まではてん菜の最低生産者価格が一万六千四百円でございしたから、この寸法でいけば、サトウキビはもう審議せぬでも恐らく一万六千二百円になるだろうと、私のコンピュータではなっております。そうすると、農家手取り価格は、二千八十円の奨励金を含んで一万八千二百円がてん菜であると、サトウキビは一万八千二百二十円ぐらいになるということで、これはもう決まったようなものなんでしょうか、全くとはいえないわけが知らぬけれども、農家手取り価格で同じ百円ぐらいの差で来ておりますが、これではちょっと問題だと私は思うのです。農家も怒るのは間違いないですね。

それで私は、この間も委員会で、てん菜は大規模である、てん菜は少なくせよと言いましたけれども、サトウキビは圃場整備もできてない、しかも植えてから最初とまでは一年半もかかる、しかも品種の改良もおくれている、また生産費も高つく、いろいろな問題がたくさんございします。これでは鹿児島、南西諸島の皆さんや

沖縄の皆さんに余りにかわいそうである、これんにかかわる問題であるということで、いま鹿児島、沖縄県の皆さん方はいろいろあるけれども、とにかくサトウキビはもともとてん菜と価格差をつけてもらいたい。こんな毎年百円ずつということなら、もう審議をしても、やらぬのと同じじゃないかということで、大変深刻な状態になっております。私も九州の代表として、時間も経過して各委員に恐縮でありますけれども、サトウキビのいわゆる日程が詰まっておりますし、政府決定も目前でありますし、また審議する委員会の時間が、きょうの理事会でも検討しましたけれどもないの、あえて大事な問題でありますから、この日程と価格問題について二点にしばって最後に大臣に承って質問を終わりたいと思います。

○鈴木国務大臣 沖縄のサトウキビ、また鹿児島県の南西諸島、これは海洋性亜熱帯性の特殊な環境の中で、しかも台風常襲地帯というような悪条件の中でやっておりますのでございまして、私は沖縄なり南西諸島で働いておられる農民の方々に、これは本当に重要な基幹的作物である、このように認識をいたしておるわけでございします。私は、この振興のためにできるだけ農林省としても努力をしておるわけであります。沖縄県のこの種苗の改善等につきましても意を用いておりますが、まず原産地農場をつくってほしい、こういう御要望もございまして、私も沖縄に参りましたとき、これを公約をいたしました。直ちに事務当局に命じまして来年度予算にもその用地買収費等を要求をしております。四、五年の間にこの種苗が沖縄全島に配給できるようにいたしたい、このように考えておりますし、価格政策だけでこのサトウキビの生産性の向上ということは私はできない、どうしても、御指摘がありましたように、土地改良基盤整備事業等もやらなければいけない、いろいろな生産対策、構造対策、これを総合的にやる必要があると思っております。

それからなお、価格につきましては、これは瀬野先生も十分御承知のように、てん菜糖とにら

み合わせて価格決定がなされておるということで、私はてん菜糖に今度とりまして新しい算定方式、これを基本にいたしましてサトウキビの今年度の価格を早急に決定したい、このように考えております。

ただ、ここで申し上げておきたいことは、てん菜の生産性の向上は相当進んでおります。三十六時間ぐらいいなっておりますわけですが、サトウキビの方は六十時間をオーバーするというような状況にございます。しかも、それが刈り取りの際に労働時間の七割を使っております、こういうようなことで、私は今後刈り取りの問題等につきましても、機械化を促進するとかいろいろ改善策をとることに、生産性は大きく改善できる余地をたくさん残しておる、そういう面に政府としては価格政策のほかにできるだけの努力を払ってまいりたい、こう思っております。

○瀬野委員 質問を終わります。

○金子委員 神田厚君。

○神田委員 砂糖の価格安定等に関する法律の臨時特例に関する法律案について、御質問を申し上げます。

まず最初に、この法案が出てきた背景というものがございまして、どういふふうな形でこの法案が出されてきたのか、このことをよく私どもは見きわめなければならぬというふうな考えをしております。いろいろ趣旨説明の中にはございしましたけれども、こういうふうな法律案を出してくるという背景の中には、やはり業界その他につきましても十二分に何らかの話し合いがなされて、そして、この法律案が出されてきた、こういうふうな考えられるのでありますけれども、この点につきましてどうでございますか、御質問申し上げます。

○鈴木国務大臣 御承知のように、わが国における砂糖の消費の傾向は減退傾向と申しますか、非常に消費は停滞を続けております。また、砂糖業界、精糖業界を見ておると、非常に過当競争というものが行われておる。また、過剰な設備も

抱えておる。それにさらに豪州糖の長契によるところの問題もありまして、精糖業界全体の経営が非常に困難に相なっておりますことは御承知のとおりでございます。

またもう一つ、こういうようなことの結果として大分県あるいは東海地方等の精糖企業というのが倒産等の憂き目に遭っている。すでにそのために職場を失うような従業員の方々も出ておるといふようなことでございまして、これを放置することができない状況に相なっております。

私どもは、そのためには何といつても輸入糖を含めて需給の均衡というものをやはり回復をさせる必要がある。また、企業の実力もお願いをしなければならぬ。そして、精糖業界の安定を図ることで消費者に對してしましても必要な量を適正な価格で確保できるようにしていかねければいけない。こういうふうなことを考えて今回の法改正をお願いをした、こういうことでございまして。

○神田委員 ですから、この法案を出すに当たりまして業界の方とそういうことにつきまして交渉なり話し合いなり、そういうことをなさいましたか。いかがですか。

○杉山政府委員 砂糖業界の経営不振といいますが、業況悪化はすでに久しい期間を経過いたしております。この間、これをどのようにして脱却するか、さまざまな役所との話し合いが持たれておるわけでございます。その間、たとえば昨年十二月から二回にわたりまして糖安法に基づく指示カルテルを結成するというようなことも行つてまいりました。ただ、そういうようなことをやってもなかなか事態は改善されない。一方、豪州との交渉問題も難航しているといううなこともありまして、さらに一層の基本的な対策が要請されるに至つたわけでございます。

そのようなことから私も政府としては、業界の一番志向しているところは需給調整であるといふことは、これは明らかでございましたので、それらの意向をくんでこの案を作成するに至つたわけでございます。その間において、具体的にどんな

な形をとるか、条文の細部について一々詰め合わせるというところはいたしませんでしたが、基本的な考え方、業界の希望する全体の方向、さらに、そういうことに伴う業界自体としての今後の経営についての基本方針、それらを取りまじり案をつつたという経過がございまして。

○神田委員 そうしますと、業界の意向をくんでやつた、出してきたということになりますと、この法律案の裏に意図されておると言われております。いまゆる合理化、構造改善、現在の設備過剰をこのままにしておけないというふうな状況、たとえば、一説によれば、二〇〇程度の設備をやはり何とかしていかなければならないのではないかと、この問題点、こういうことにつきましては、具体的な話があったのであります。

○杉山政府委員 この法律自体とは別個に、業界自身の経営分析といふことは、私も役所におきましても、それから業界の側におきましても、それぞれ勉強といひます。特に、指示カルテル結成のところでございまして。特に、指示カルテル結成のころにそういう設備等についての議論も交わされた。そのころ、業界あるいは私も、それほど大きな数字の差はありませんが、全体としての設備能力に対する需要の割合はどのくらいか、つまり稼働率はどのくらいかというふうな計算をいたしました。そのときは稼働率は四〇〇%が即過剰であるといふことがございまして、その差の四〇%が即過剰であるといふことがございまして、それは操業の繁閑あるいは今後の需給の動向を見ながら整備すべき対象設備を考へていく必要があるというふうなことで、かなりそこら辺は突つ込んだ議論をいたしております。ただ、これはこの法律それ自体と直接に結びつたというよりは、業界自体が経済問題として経営努力によつて改善を志向していくべき問題であるというふうなようにいま議論を進めておつたところでございまして。

○神田委員 どうも答弁では釈然としないのであります。私もやはりこの改正法によりまして、さらに合理化がなされて、そして多くの労働者が失業をしていくというふうな、こういう問題は非常に憂慮しているわけであります。構造改善といふ問題が端の言葉では出てまいりませんが、けれども、そういうことも意図した形での法律案であるというふうな話も仄聞しているわけであります。そして、そういうふうな話も仄聞しているわけであります。その心配しているわけでありまして、この程度を配慮を含んだ形で出されてくるのかという時間をあきらめず、この本で突つ込んだ議論ができませんが、こういうふうな形で砂糖業界が非常にむずかしい事態になつたといふことは、前からすでに各委員から指摘がございましたように、豪州糖の固定価格での輸入、この問題と切り離して考えることはできないわけでありまして。この豪州糖の問題につきましては、農林省が当時の業界に對して非常に強力な指導をしていました。したがつて、やはりそれによりまして責任といひますのは、政府みずからがもと前向きな形で認めていかなければならぬといふふうに考えるわけでありまして、その点はいかがでありますか。

○杉山政府委員 豪州糖契約に伴う責任といふことになりまして、責任といふ言葉でもさまざまな範囲、幅がある話であらうかと思ひます。私も、確かに豪州糖の契約成立に当たつては、長期安定取り決めの行ふことが必要であるという観点から、これは何も砂糖に限らなかつたのでございまして、当時の資源パニック状況を背景として業界を指導したという事実がございまして。その指導についての責任といふことになりまして、確かに、豪州に今日、豪州と、こういう経済実態に合わないことになったといふようなことから価格改定交渉が行われたに至つたわけでありまして。そういう価格改定交渉自体につきましても、政府がいろいろ窓口になつて、その間の調整をとるといふようなことも行つてまいりました。ただ、直接に豪州糖についてどうなつていくのか、この業界の負担、これを政府が肩がわりするとか財政補てんすといふような形では、これは責任をとるといふようなことはあり得ない話であると思つております。

ただ、私も各般の業種を所管しておりますが、砂糖業界もその重要な業種の一つであります。その業界が当然安定した経営を続けていくように指導し、各般の措置をとるといふことは必要であると考えております。単に豪州糖という観点からだけではなく、砂糖業界の経営安定という観点から諸般の措置を講じてまいつておりますし、今回の法律の提案も、まさにそういう観点に立つたものでございまして。

○神田委員 この豪州糖の問題では相当突つ込んだ指導をしていられる。その指導の仕方というものはいろいろと、とにかく長い期間に、一年ぐらいかかりまして農林省は一生懸命その業界に對して指導していられたのであります。四十九年の二月ごろには倉石農林大臣が、先ほどおっしゃいましたように、資源ナショナルリズムの横断の時代で、食糧安定供給のために食糧外交が必要である、砂糖についても砂糖工業界が一本になつて長期協定ないしそれに類する方式で官と一体となつて輸入を考へる必要がある、こういうことを言つて、これから業界に對するいわゆる指導を始めたわけでありまして。その間、本場に綿密な指導をしておりまして、その中にはただ単に農林省だけではなくて、通産省それから大蔵省、外務省、これらが全部やはり農林省と歩調を合わせまして、その都度意見を求められ、あるいはこういうふうな行政指導の内容に立ち入つていられるといふふうな考へておるのですが、この辺のところはどういうふうな考へておりますか。

○杉山政府委員 確かに当時、資源、特に重要な食糧、砂糖もその中に含まれるわけでございまして、その確保について政府が重大な関心を払い、その安定確保のために必要な指導をとつたことは事実でございまして。個々の事実について詳細記憶していられたわけではございませんが、先生がいま挙げられましたようなことはあつた話だと私も存じます。

ただ、そのことは、政府だけが、実際に必要の

ないものを、当事者たちのいやがるものを無理やり押しつけたということではございません。当時の日本全体の空気がいたしまして、当事者も含めまして、そのような安定確保が必要であるという全体の認識があったことが一つございます。それと、その指導に関して、少なくとも政府は、価格をこうせいかあせいという形の価格判断についての指導は直接行っておらないのでござい

ます。
○神田委員　そういうふうにおっしゃいますけれども、われわれが聞いておりますところによりますと、政府はやはり価格の問題についてもこれを指導していた、こういうふうな証拠があるわけでありまして、このことにつきましては後で御質問申し上げます。

また、いま、その当時必要であったから、政府がやったことが問題ないという話でありますけれども、そういう話は聞けないのでありまして、やはり見直しを誤ったということについての責任は十二分に感じなければならぬというふうに考えるわけでありまして。

そこで、通産省並びに外務省、それから大蔵省各省の担当官が来ていると思うのでありますが、その当時、四十九年の初めから四十九年の暮れにかかりまして、農林省からどういうふうな形でこの豪州糖の問題について相談を受けたか、あるいは糖業界を中心とする人たちの間でどういうふうな形の話し合いがなされたか、簡単に結構でございますから、お答えいただきたいと思ひます。

○矢口説明員　当時の状況につきまして、どういう形で行われたかという点につきましては、必ずしも私どものサイドですべてを把握しているわけではございませんが、とにかく農林省、それから業界等の連絡、そういったものは適宜これをしていたというふうに考えております。

そして、本件についての通産省としての対応は、主として長期契約の履行に関連をいたします輸入カルテルの認可というものについて判断をすべく検討をしたわけでございますが、当時の砂糖

の世界需給事情のもとにおきまして、長期契約の締結によりまして砂糖の安定的確保を図ろうとするものにつきまして、わが国への砂糖供給にとりまして有意義なものだというふうに考えまして、カルテルの認可を行ったわけでございます。

○勝川説明員　農産物に関する通商上の重要な交渉につきましては従来からも関係各省間で協議しておりまして、日豪砂糖協定についてもその締結前に農林省から御相談を受けたことはありまして、関係者間で議論はしたことはありましたが、

当省といたしましては本件は予算ないし関税と直接関係がなく、究極的には業界御自身あるいはその指導監督を行う農林省の御判断にまつ問題である、したがって、これは業界あるいは所管省にお任せするのが適当であろうと考えて処理した次第であります。

○山下説明員　外務省も、その当時におきまして農林省から御相談をいただいたことは事実でございます。それで、私もその時点におきまして主として関係省をいたしたのには、実は豪州側、これは豪州政府及びCSRでございますけれども、この民間契約につきまして日豪双方の政府が何らかの形で関与してほしいということを希望していたことがございまして、そこで契約を締結いたしました後の一九七五年一月に、それぞれの政府が相手国の政府に対して両国政府がとるべき国内措置を通報するその書簡を出すという問題があったわけでございます。そういう観点から外務省といたしまして関係した次第でございます。

○神田委員　こういうふうに見ますと、農林省が主導的な立場で各省庁との間で連絡をとりながら豪州糖の輸入の問題について進めてきた、こういうことが明確になってきているわけでありまして、そしてさらに、当時の局長であります森局長は、

こういうふうな状況の中で、この豪州糖の長期間に對しまして非常に積極姿勢をとっておりまして、いろいろなところでいろいろ発言をしておりますけれども、長契についてはできるだけ自分たちが農林省として力を尽くして、そして政府がそ

こに出て決めなければならぬ問題については政府が出てネゴする、根回しをする、交渉する、こういうことも言っているわけでありまして。さらに、こういうふうな問題が相当長期間にわたりましていろいろなところでやられているわけでありまして、各農林省の課長の人たちが本場に局長と一体になってこういう形でのいわゆる方向づけを強力にしておりました、そして最後にどういふふうな形になってまいりますかと言いますと、大変時間がなくて突っ込んだ話がでないものでありますけれども、いわゆる豪州との直接の価格の交渉の問題に入りまして、先ほど杉山局長は、価格の問題については農林省は指導してないとおっしゃいましたけれども、決してそういうことではなくて、価格問題につきましても非常に積極的な主導権を持って、そして各省庁に對しましてこれを働きかけている。

農林省としては、当時の九月下旬に豪州との話し合いで上下限のセットあるいは中間のスライド案、こういうものが出てきたときに、農林省は韓国やマレーシア、こういうものより悪い条件では困る、こういうことを言ったりしている。そして、大蔵省ではインフレーションクローズ、こういうふうなインフレーションの条項では困る、それから外務省では交換公文は困る、こういうことを言っているわけでありまして。そしてさらに、こういうことを言っておりながら最終的にどういふことを言ってくるかと言いますと、農林省の方では具体的な価格の問題につきましているいろいろなことを指導しておるわけでありまして。つまり、当時のイギリスポンド百三十五ポンドプラス二パーセントインフレーションクローズ、これの五年間で平均一本価格で二百十二ポンドではこれはどうだろうか、こういうふうな具体的な価格の指導もしている。指示もしているし、相談にも乗っている。

こういうことをしているが、先ほどは価格については一切何もしていません、指導していませんという話でありますけれども、そういうことじゃない、かなりきめ細かな価格の問題まで突っ

込んだ話をしてはいるはずであります、いかがですか。
○杉山政府委員　私が指導していないと申し上げた意味は、現在の価格、契約価格が非常に高い水準でございまして。そういった価格で取りまとうように指導したことはないということを申し上げたのでございまして、その過程におきましてはむしろ将来価格が下がる懸念がある、それらのことについて十分配慮すべきである。それから、韓国とかマレーシアとか、そういうところの条件ともならみ合わせて決めるべきである。それから、通貨の変動ということも十分あり得る話であるし、そのことを一方的にインフレ条項のような形でもって現在織り込むということは危険というか、問題が多いのではないかと、そういう価格の決め方自体についてはいろいろアドバイスしたということも私も承知いたしております。ただ、遺憾ながら、当時むしろもっと低く決まった韓国なりマレーシアの水準、そういったものに比べて現実高い価格で決められた。それから、上下限の価格帯の中で国際価格をとってはどうかというふうな考え方も消えたというふうなこともありまして、現在決まった価格について政府が特に指導してそういう形で決めさせたということはないという意味で申し上げたのでございまして。

○神田委員　この問題は大変細かい問題にわたりますので、また機会がありましたらやらせてもらいますが、そういうふうな形で最終的にはどういふふうになるかと言いますと、巷間言われているいわゆる交換公文をお互いに取り交わしているわけでありまして。それで、その交換公文というか覚書、こういうもので先に豪州の方から日本の大使にその保証を要求してきているわけでありまして。これらに對しまして日本の大使はいろいろと述べております中で、以上の措置が同協定の運用を容易にし、日豪間の砂糖貿易を拡大することに寄与するものと思ひます、ここに原語でその実物がありますけれども、そういうものをキャンペラで取り交わしている。

このことを見ますと、どうしてもこれは政府指導によつてなされたものであるというふうになれれば考えるわけでありますが、この点はいかがでありますか。

○杉山政府委員 長期協定、長期価格取り決めについて安定的確保の観点からこれを指導し、繰越したという事実は確かに御指摘のとおりでございます。そして、当時そのことが、契約を締結されたことが日本国政府の希望とも一致すると申し述べた書簡のとおりと考えておつたということも事実でございます。結果的に確かに価格が下がつた、国際相場が著しく下がつたということからその点は見込みが違つたというか、当時の判断と違つた結果になつております。おりますが、そのことから直ちに私は、いろいろ言われましますように、この豪州糖の協定に伴う損失について政府が補償するというような意味での責任なり、そういう形での後始末をするということはありません。ということをお願いしておきます。ただし、関与する業界、所管している業種につきましてこれが健全に発展するように、いまはむしろ危殆に瀕しているという状況でございますから、正常の姿に回復するように指導し、諸般の措置をとるということは当然だと思つております。そういう形を通じてこの豪州糖問題も全般的経営問題の一環として解決を図っていくということを考えております。

○神田委員 ですから、オーストラリアの方の州の長官、ピーターセンという方ですけれども、この方にしてみれば、やはりオーストラリアとしましては、日本の商社といつてもこれはもう政府の保証で政府が指導してやつたんだ、そういう中で日本政府がこの協定に關してどういうふうな措置をとられるのか、自分たちは合意したけれどもどうしてくれるんだ。これについて日本政府が、それは要望に沿うようにいろいろカルテルをやつたりあるいは糖安法の一部を改正したり、そういうことをしながらその要望にこたえますというふうなことを言っているんですから、言葉として見

ればこれは保証と同じことであります。私はそういうふうな考えをわけでありまして、こういうことを覚書の交換をしておくといいこと、そしてさらに、そういうことが現在の豪州糖の大変な事態を招いたという責任は免れないというふうな考えをわけであります。

時間がありませんので次に移りますけれども、したがつて、そういう中から、豪州糖関係の多くの方が、やはり今度の需給調整法案によりまして何らかの形で長契豪州糖に適正な救済措置をしてもらいたい、そして、あるいは事業団売買に關しまして個別の工率を適用してもらいたい、つまり二本立ての輸入というものを認めてもらいたいというふうな意見も来ているわけでありまして。そういうふうなところをいろいろと考えてまいりますと、ひとつそういうふうな形でこの法案を運用していけるのかどうか、また、そういうふうなお考えがおりますのかどうか、お聞かせいただきたいと思つております。

○杉山政府委員 豪州糖負担の重い企業に對して、その企業間格差を是正するよう特別な措置を講じられるかということでございますが、先ほど来申し上げておりますように、豪州との価格改定交渉、まあこちらが希望しておつたような水準にまではなかなか届かないわけでございますが、幾分か価格は引き下げられる。それから、三年間で引き取ることを、高い価格の部分は四年間に薄める。そして、一般的な価格水準をベースとした価格でもって若干の数量を年々つけ加えた取引を行うということが大体見込まれておるわけでございますので、そういうことによつて豪州糖の単年における格差はかなり薄まると思いますか、縮まるというふうな考えられます。

それから、政府の措置としては、現在までも豪州糖については糖価安定法上課せられるところの調整金の徴収を免除するというような形で、理由のある負担軽減は措置いたしているところでございます。

rの問題とか、そのほか個別に各般の要請も承

つております。これらは糖価安定法上の運用の問題でございますが、この豪州糖の契約改定の推移も見ながら、今後の問題だというふうな考えをしております。

○神田委員 そういふ中で私は、やはり豪州糖については政府は少し責任を持たなくちゃだめだ、こういうふうな考えをわけであります。

さらに、いま、これらの中でいわゆる弾力関税みたいなものを適用する考え方はあるのかどうか、あるいは消費者に對しまして高いツケが回つてこないような形にするためには、この法案の運用につきましてやはりそれなりの需給調整の機能というものを厳密に果たさなければならぬ。そういう意味におきまして、これらにつきましてこの法案の運用をこれからどういふふうな形でやっていくのか。一部では需給調整委員会のようなものをつくつてチェック機能をつくらなければならぬ。農林省が独走するぞというような話もあるわけでありまして、そういうことも含めまして、この法案をこれから先どういふふうな形の運用をしていくのかをお聞きしたいと思つてわけであります。

○杉山政府委員 要するに、今回の需給調整は、業者ごとのシェアを決める、需給調整を図るというところに焦点があるわけでございます。その場合、何を基準にして決めるか、おおよそ白地に好き勝手な絵をかくというふうな話ではなくて、過去における通常の実際の売り戻し数量をいわば一つの既得権的なものとして、それをベースにして数量を算定するということにはいたしております。その意味から言へば、むやみに数量が大きく変動するといふようなものではない。それから、いままでも行政的な指導のもとに指示カルテルが行われた経過がございます。過去の輸入数量あるいは生産、販売数量、そういったものを基礎といたしましてそれらの調整が行われたということでございますし、私も今後やはりそういう基本的な運用の仕方は同じように考えてまいりたいというふうな思つております。したがって、直接

業界のシェアの問題でもございまして、余り関係者を多くしては論議を紛糾させるといふようなことでなく、実質的に需給調整が上がるような形で運用することが望ましいのではないかと。

それからまた、消費者に対する配慮といつたしましては、この法律第三条自身に、平均生産費を上回るような事態が生じてそれで推移している場合に、この売り戻しの延期をすることはできないというようにいたしております。また、一たん出した売り戻し延期の命令につきましても、そういう事態になつたとき、あるいは消費者や実需者の利害が損われるようになると判断されるときはこれを取り消すというふうなことで、いたずらに価格をつり上げる、消費者や実需者に幾ら負担させても構わないんだというふうなことはなつておりません。十分運用の面でも実際にその規定に沿つて適正を期してまいりたいと思つております。

○神田委員 そこで一つ問題になつてきまふのは、需給の適正化を図ることの中で「各メーカーの事業団に對する売渡申込数量が売戻基準数量を超える場合には、農林大臣は事業団に對し、事業団が買入れた輸入糖をその超える数量の範囲内において、売戻しの延期を行うよう命令することができ」と、こう言つております。この中で「各メーカーの最近における砂糖の製造事情等を考慮してもなお売戻数量等からみて過大であると認められる場合」といふふうな売り戻しの延期のことが出ておりますけれども、この過大と認めるというものの具体的な基準はどういうふうなところから来ているのですか。

○杉山政府委員 これは一つは、全体の需給に悪影響を及ぼす、具体的には、コストを償ふような価格形成を損なうおそれがあるとき、それから個別的にどういふ場合にその過大であるかないか判断するかということになりますと、いろいろのケースがあると思つております。最近の実情、これが特にある特定のケース、実態を反映しない非実際的なものであるというふうな場合は、これは過去の

輸入数量を大きく——大きくといいますが、超えておりまして、直ちに過大であるというふうには考えられない。

具体的にどういふことかといいますが、装置産業でございますから、設備、機械を休ませるといふような場合でございます。そういうような時期は、その前の時期にある程度つくりだめをするといふようなこともあります。そうなりますと、その時期の輸入量あるいは売り戻し数量は当然多くなりざるを得ない。そのほかいろいろなケースが考えられますが、そういうような企業自身やむを得ない新しい事情、それらを配慮するということでございます。

○神田委員 法案の内容につきましては、また機会がありましたらいろいろ御質問させていただきます。と思うのでありますが、この後、稲富議員が関連質問をいたしますので、私、最後に農林大臣に御質問申し上げます。

いま論議の中で明らかにしてきましたように、糖業界をめぐる情勢というのは非常に厳しい、そして各企業のシェア争いやそういうものが非常に混沌としている、こういう中でこの法案が出されてきたわけでありまして、そこに働く人たちに与える影響というのは、自分たちの職場がなくなってしまうのではないかと、こういうような心配もありますし、消費者にとりましては、高い砂糖をなめさせられるのではないかと、あるいは菓子業者にとりましては、そういうものが高くなるのではないかと、こういう心配があるわけでありまして、その辺のところにつきましてもひとつお考えをお聞かせいただきまして、豪州糖の問題も含めまして最後に農林大臣の御意見を伺いさせていただきますかと思っております。

○鈴木国務大臣 いまお話しにございましたように、わが国の糖業界の現状というものはきわめて深刻な事態にあるわけでございます。これをこのままの状態に放置しておきますれば、国民の皆さんに対する安定的な供給、これにも悪い影響を及ぼす、また全体の二〇％に及んでおります国内

産糖、これにも影響を及ぼすわけでございます。さらにまた、御心配なさっておりますように、精糖企業はいずれを見ましても大変経営が悪化をいたしております。辛うじて商社での入れに上って企業が運営をされておる。金融機関なり商社なりというものの手を離れた場合には、いずれの精糖企業ももうあしたがないような深刻な状況下にあるわけでありまして、そういたしますと、そこで働いておられる勤労者の皆さんも大変御不安に駆られておられるというのが実情であろうかと思っております。

そういうようなことを総合判断をいたしました。で、この際、やはり根本は、輸入糖を含めまして需給の適正を図ること、また過当競争、これもやはり節度を持っておやりにならないと、コストを割ってまた販売面でも乱売競争をする、そういうような状態になる。その結果、現在の消費者糖が一体いつまでもこういう状態で続いているのかどうか、これも非常に不安定なものである。でありますから、精糖業界全体の経営努力、企業努力というものがぜひやっていただかなければなりませんし、需給の関係につきましても、これも適正に運用されるようにしなければいけません。そういたしまして、長期にわたって国民の皆さんに量的にも価格の面でも安定的に供給ができるような体制、そういうものに持つていかなければいけません。というものが私の考えでございます。

○稲富委員 私は関連いたしました、ただ一点だけお尋ねいたします。

その一問でございますが、サトウキビの価格が明後日決定されるような状態にあるということをお承りしますので、機会がないので、この機会に今年度のサトウキビの価格決定に對しまして簡単に御尋ねいたします、かように考えます。

まず、最初に申し上げたいことは、本法律案が通過いたしましたとしても、国内糖の生産というものに対しては、将来一層これは努力をすべきものである、かようにわれわれ考えておりますが、この点に對する政府の考え方を承りたいと思っております。

○鈴木国務大臣 国産糖の問題につきましては、てん菜の場合、またサトウキビの場合、いずれもわが国の甘味資源として非常に重要な作物である。また、サトウキビは沖縄県並びに鹿児島県の南西諸島にとりましては何といつても基幹作物である。そういうようなことで、この生産性も安定的に向上させていく必要があるし、また農家の所得も確保していかなければいけない、つまり再生産を確保するようにすべての政策を進める必要がある、このように考えております。

そこで、近目中に決めますサトウキビの価格の問題でございますが、これは稲富先生もよく御承知のように、同じような甘味資源であるてん菜等の価格形成、あるいはものつくりを合わせましてこれをやっておるわけでございます。今年度のてん菜の価格は補助金の半分の基本価格に繰り入れをいたしました。そしてパリティ計算で価格を決定をした、私はいままでの算定方式よりは前進をしたものと考えておりますし、今後ともそのように考えてまいりたい、このように考えております。

ただ、ここでサトウキビにつきましても申し上げますことは、価格政策だけでは今後生産農家の所得は安定するわけにはまいらない。どうもいまのところ生産性が非常に低くございまして、てん菜の場合には三十六時間程度の時間でやっておりますが、百六十時間を越えておる、こういうことで非常に生産性が低いわけでございます。今後、土地基盤整備の問題あるいは生産対策の問題、いろいろ総合的な施策を加える必要がある。特に労働時間の七割を刈り取りのために使っておるという状況でございます。こういう点は機械の導入その他も助成をいたしまして生産性の向上に努めてまいりたい、こう考えております。

○稲富委員 私が次に尋ねようと思つていたことを全部答弁なさいました。もう言うことはないようになつたのでございますが、問題は、いま大臣もおっしゃいましたように、農産物の価格を決定することは、その生産費並びに所得を補償する、こういうことが価格決定の基本であつて、これが

再生産を確保することにつながるものである、かように考えます。特に沖縄のサトウキビ、これは御承知のとおり基幹作物でございますので、本土における米と同じような立場にあるものでございします。しかも、労働時間におきましてもいろいろな条件において非常に困難な状態にありますので、これが再生産を確保するためには、いま申されましたように、あるいは土壌の改良であるとか、いろいろ将来なされなければいけない問題はあつて、思いますけれども、今日においては、少なくとも本年度の価格というものは、この基幹作物であるという、かような立場、また努力費あるいはいろいろな被害、こういう点を十分勘案しながら本年度の価格決定をすることが次期生産を確保するために必要である、かように考えます。大臣もすでに答弁なされたのでありますから、その点をぜひひとつ大臣にさらに確認をいたしていただきたい、かように考えるわけでございます。

さらにまた、次にお尋ねしたいと思つたことは、御承知のとおり沖縄におきましますサトウキビは非常に土壌改良等が十分行つておりませんので、少しの風が吹けば倒れるというような非常に被害が多いのであります。これは基幹作物でもありますので、当然、農業共済の対象とすべきである、こういうことも考えるわけでございます。で、これに對しては、政府でもそういう考えを持つておられるのかのようにも承つておりますが、これに對する政府の考え方というものをこの機会に明らかにしていただきたいと思つたのであります。

○鈴木国務大臣 沖縄県はサンゴ礁質の土壌、特殊な土壌形成になつておるわけでございます。この土地改良事業というものは、先生御指摘のように、非常に重要であり、また、その基盤整備事業をぜひひとつおくれを取り戻すように積極的に行つてほしい、こういうようなことで、私も内地の各県に對するよりも土地改良事業費等の配分については特別な配慮を実はやつておるわけでございます。今後ともそういう方向で努力をしてまい

りたいと存じます。

なお、共済の問題につきましては、いま試験実施をいたしましてありますが、この点は担当の方から御説明を申し上げます。

○佐々木木明員 サトウキビの共済の問題でございますが、昭和四十九年から、御承知のように、畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法というものに基きまして、現在、試験実施を行っているところでございます。

農林省としては、この試験の結果を踏まえて、サトウキビを含む畑作物共済について昭和五十四年度から本格的な実施を始めた、こういうことで目下制度化のための準備作業を進めているところでございます。

○稲富委員 時間がありますから、一言だけお尋ねしたいと思ひます。これはサトウキビではなくて、沖縄の農業の問題でございますが、沖縄県の農業に対しては、わが国にある唯一の亜熱帯地方であります。亜熱帯地方の農業というのに対しては、特殊の試験研究が要すると思ひます。政府に對しては、まず沖縄に国立の農業試験場をつくるべきである、そして亜熱帯地方の農業としてのあの特殊性を生かした農業というものをやるべきである、こういうような考えをわれわれは持つております。そういう農業を開発するためには、南部の方には灌漑水の問題と土壌改良の問題を行つてまいります。沖縄の将来の発展というものは、農業と畜産と水産、この三つが沖縄の開発の重点でなければならぬと思ひます。その他におきまして、いまはやはり基幹作物としてはサトウキビでございますので、将来の問題はそういう点に取り組みながら、亜熱帯地方としての独特の一つの農業というものを発展させる。そうして、パイプでもあるいはパイアでも、そういうものに対する種子の改良等もやっていく、サトウキビの改良等もやっていくという、将来のそういう見込みの上に立つて、現段階においては、今日のサトウキビの生産者が、サトウキビを生産することによって、十分その農家経営がなし得る、こうい

う価格を決定することが最も必要である、かように考えますので、本年度の価格決定に対しては、その点を配慮しながら、ひとつ特段の決定をしていただきたい、こういうことをお願いしたい、かように考えております。

○鈴木国務大臣 いま稲富先生から御指摘のように、沖縄県は海洋性亜熱帯性の、日本としては独特な気候風土のところでございまして、それにふさわしい農業の振興ということを考えなければならぬ。お話しのように、サトウキビは基幹農業である。さらに、パイプの問題、肉牛を中心とした畜産の振興、それから最近、冬野菜、春野菜の時期に、内地では野菜の需給関係が非常に逼迫するわけでございまして、沖縄県で春野菜、冬野菜の栽培、これには輸送費の問題が絡んでまいりますが、そういう点も十分考慮に入れまして、野菜の栽培等もお願いをしたい。

さらに、何といつてもあいう島国でございまして、離島も多いことでございまして、水産、漁業の振興、こういう点に力を入れて、そして沖縄県民の方々の所得の向上、農林、畜産、水産の振興を図つてまいりたいと思ひます。いま石垣島に亜熱帯農業の分場がございまして、農林省の技術会議の方が直接それを所管をいたしましてやっておりますが、今後とも品種の改良その他技術の革新等につきまして、できるだけ努力をしてまいりたい、このように考えております。

○稲富委員 質問を終わりますが、いまおっしゃいましたように、沖縄の将来というものは、やはり農業と畜産と水産、これが三つの柱でなくちゃいけないと思ひます。クルマエビのごときのも本土では一回しかできない、沖縄では二度できる、こういうような特殊事情を生かさなくちゃいけないということ、さらに沖縄の農産物を本土に入れる場合に、防疫検査がある。同じ日本でありながら防疫検査をやるということにも、これはいろいろばい菌があるとか言われるけれども、そういうものをなくするような指導というものが必要であつて、防疫検査をなすだけ廃止することので

きるようにするということが、そうして沖縄の天然の野菜その他を本土の方に安く持つてこれるような方法をとる、こういうことが必要であると思ひます。

これはまたいずれ機会がありましたら、沖縄の農業の問題については十分お話を申し上げたい、またお尋ねしたいと思ひますけれども、きょうはサトウキビの問題でございまして、だんだん幅が広くなりましたけれども、サトウキビの価格の問題に對しては特段の配慮をしていただくように重ねてお願いいたします、私の質問を終わることにいたします。

○金子委員 津川武一君。

○津川委員 砂糖は私たち国民にとって非常に大事な食糧、欠かすことのできない食糧であります。カロリーから申しますと、非常に高いカロリーを持つておるし、子供の成長にとつても欠かすことのできない材料でございまして、また、非常に水に溶けやすい。百グラムの水に二百も溶けるといふので、日本のわれわれの食品、特に調味料のあらゆるところに入っていくことができる大事なものであります。また、そういう調味料として見たときに、水をたくさん含むので、たとえばパンなどの老化を防ぐこともできるし、非常にそういう意味でまた防腐剤の役割も果たすので、ある程度の砂糖を含んでいるものは、その他の防腐剤は要らないといふか、この砂糖の大事なもの、食品であります。したがって、この消費、これらの需要を正しく把握し、正しく育てていくこと、その供給に對して特に国内糖を中心に自給率を高めて供給を円滑にしていこう、そして流通をよくする、価格を安定をしていくということが非常に大事な行政になっております。

○鈴木国務大臣 砂糖が国民生活にとってきわめて重要な食品である、また砂糖の効用、津川先生は医学者らしい非常なお話を伺つて私も勉強になつたわけでありまして、そういう非常に重要な食品である、このように考えております。したがって、国内糖の生産は今日全体の消費量のおおむね二〇〇程度にとどまっておりますが、この国内の甘味資源の生産を伸ばしていくというような施策も今後努力をしてまいりたい、こう考えております。なお国民の皆さんに量並びに価格の面でも安定的に供給ができるように輸入糖を含め需給計画の目安というものを立てまして、そして安定供給ができるように努力をしてまいる所存でございます。

○津川委員 以上のような立場から、私は次の四点にわたつて質問をしてみたいと思ひます。一つは、今度の豪州砂糖のこういう大変な状態からどう糖業界を確立していくのかという問題、二つ目には、このことで労働者が一方的に犠牲を強いられないようにしなければならぬということ、三つ目には、砂糖の需要と供給の関係を正しくやっていくこと、四つ目には、ただいま前の質問者にもありましたように、サトウキビの価格が決定される時期になりましたので、サトウキビに對して少し質問をしてみたいと思つております。

初めに、今度の法案が砂糖の国内消費や生産にどんな影響を与えるかですが、昭和五十年の農林省の農産物の需要と長期見通しによれば、国内の砂糖消費は昭和四十七年の三百七十七万トンから昭和六十年の三百八十五万トンになるという見通しを立てております。一人当たりの消費は年二十七・九キロから三十・八キロになる、こういう見通し。ところが、実際は四十九年には二百七十二万五千トン消費、五十年には二百八十七万トン、ことしの見通しでも二百八十七万七千トン、六十年に見通した三百八十五万トンにははるかに食い違ひが出ております。国内生産と自給率は、長期見通しによれば昭和四十七年六十二万一千トン、六十年にこれを百六十四万四千トンにする。自給率も四十七年の二〇〇から六十年に二八〇にする。ところが、実際はどうでしょう。四十七年の六十二万一千トンから五十年には四十四万九千トン、ふ

えるどころか減ってきております。自給率も四十七年の二〇から四十九年、五十年には一五まで落ちております。生産も自給率も長期見通しとかなり違つてまいっております。作付面積でも、サトウキビでもほとんどふえない、比率としては少し、てん菜に至ってはかなり作付面積が減つております。

どうしてこうなつたかであります。このところよく考えていかないと、これからの需要供給、いろんな問題で破綻が出てくると思ひます。したがって、国内糖の消費と生産、自給率の向上にはどのように対処していくのか、長期見通しをこのままにしておいたのでは砂糖行政が実際に適応しないので、長期見通しなどというものをもう一回考え直してみなければならぬと思ひますが、この点はいかがでございますか。

○堀川政府委員 国内甘味資源の需給の持つていき方あるいは推移についてはたゞいま先生御指摘のとおりでございますが、私どももいたしましては、てん菜にいたしましてもサトウキビにいたしましても、生産が減退をしてきたのを生産拡大の方向に、つまり長期見通しで志向している方向にせひとも誘導をしなければならぬというふうに考へておりました。四十九年をボトムにいたしますサトウキビにつきましてはいろいろと生産対応の施策を強化してまいつてきております。その結果、生産、収穫面積も年々著実に増加の方向に転じてまいりました。

私どもとしてはまだ基盤整備の未整備の問題、それから収穫作業の機械化による省力の問題、それから病気の防除の問題、いろいろの問題、課題を抱へておることを承知しております。これらについては、地域の農家の経営の上から言ひまして相当大きなウェイトを持つ作物でございますので、特に力を入れることにしてまいりたいと思つております。そういう方向で将来の自給率の目標にできるだけ早く到達するように努力をしたいというのが基本的な態度でございます。

○津川委員 そこで、どうして長期見通しと

りにいかないかという、この反省点がなければ問題は解決されないと思ふのです。サトウキビで言つと、耕作反別、かなり減つていますね。反収も減つていゝね。生産量も減つていゝ。このところどうするかの問題で、そこで沖繩県民や鹿児島の人たちがいろいろおねだりや要求を皆さんのところに出してあります。特に沖繩ではサトウキビが農業の大宗である。新潟や宮城や山形における米並みの比重を持つていゝ。これでどうして生きるかの問題はやはり価格の問題なんだ。それで、沖繩の人たちは、昭和五十二年産サトウキビ最低生産者価格は生産費並びに所得を補償し、かつ再生産が確保されるよう、当面とりあえずトントン当たり二万四千円以上にする、こうしなければならぬかやつていゝかと言つています。これをどうするかという問題、やはりこれにこたへてあげなければならぬと思ひます。また、私たちは、この農林水産常任委員会での間の十月五日にこういう決議をしてあります。てん菜の生産者価格については、「前年度の農家手取価格を基礎として、最近における労賃、生産資材等の上昇を適正に織り込み、農家の所得及び再生産の確保が十分図られるよう所要の措置を講ずること。」この私たちの十月五日の決議、これは国民の決議です。これをどうしているか、沖繩や鹿児島の人たちが要求しているとりあえずトントン二万四千円、この要求をどうするかということ、具体的に答へていただきたいと思ひます。あさつてから決めるそうでございますが……

○杉山政府委員 この委員会におきます決議のあったことは、私どもも十分銘記いたしてあります。てん菜の価格を決めるに当たりましては、従来、本体価格とそれに加えて奨励金ということである。農家手取りが確保されておつたわけでございます。ただ、奨励金は、これは企業が支払ひ得る能力のあるときにこれを支払うというふうなことでスタートした関係から、価格とは性格を異にする、したがつて、いつこれが打ち切られるかわからないというふうな不安さも持つておつたわけ

でございます。それから、その負担区分につきましても、まさに企業の収益性が確保されていゝるときは企業が支払ひ得るでしようが、それが一たん悪化したときは、企業としては支払ひ得なくなる。現に五十年、五十一年と、政府がその一部を負担するといふような形で、あるいは五十一年には全額を負担するといふような形で処理が行われてまいつたわけでございます。しかし、そのようなことでは農家の手取りを安定的に確保することにならぬという考へ方のもとに、こゝのてん菜の価格につきましては、農家手取り、これをベースに給付をパリティで伸ばすということにして手取りの水準でのパリティ額アップを確保したところでございます。

それから、これを価格に取り込むということにつきましては、事実上の価格の取り扱いとしたことは、パリティのベースとすることにいたしました。これは、いま申し上げたとおりでございますが、現実の基本価格とすることにつきましては、実はその負担区分についての理論的な整理をどういふふうにつけるか、さらに財政上の取り扱いの問題、これは輸入糖におきます合理化目標価格を通じての調整金負担といふような若干やこしい話でございますが、そういう仕組みの問題等もあつたこととしまして、本年はその二分の一をとりあえず基本価格に繰り入れるといふことを図つたところ、従来の方式に比べればかなり改善が図られたといふふうに考へております。

○津川委員 農林水産常任委員会の決議を尊重すると言ふから、それに沿つて全力を挙げて農民の要求にこたへるようには私からもこの場で要求して、さらにまた進めていきます。

次に、沖繩のサトウキビ、やはり台風が来る、千ばつが来る、病虫害がある、そこでどうしても共済制度が必要だ。これはいま稲富委員が質問したから、このところは触れていきませんが、ハワイだと二十トンぐらいになる。うちの方だと反収七トンなんです。どうしてこうなるかというの

です。うちの方のいま植えていゝサトウキビというのは、二十数年同じ品種なんだ。そして、水がかららないのだ。こういう点が非常に多くなつてきている。こういう点を考へていくと、どうしても品種の更新が、そのための試験研究が決定的に必要になつてきております。ピートはこれで二トン以上、品種更新して上がつたことがある。サトウキビでこれが得られないはずがない。試験研究、このところが一つの大事な大事な対策になつてまいります。

二つ目には、やはり土地基盤整備をする。しかも、それが水がかかるように、灌漑ができるように、こゝのところがまた決定的になつておりました。この二つが前進するならば、私は沖繩のサトウキビの生産面におけるかなり改良になると考へて、これに對して農林省の具体的な計画を立てていただきたい。立てていゝとは思ふのですが、それを聞かしていただきます。

○下浦政府委員 まず、サトウキビの品種改良の件につきましてお答え申し上げます。

サトウキビの品種改良につきましては、農林省九州農業試験場温暖地作物研究室というのが種子島にございます。それから、先ほども大臣からお答えがございましたように、熱帯農業研究センター沖繩支所、これは石垣島にございます。国の試験場といたしましてはこの二カ所をやつておりますし、それから県の試験場、これは鹿児島県農業試験場、沖繩県農業試験場でございますが、これとまたタイアップをいたして推進をしていゝこととでございます。

この育種の関係でございますけれども、これは重点目標といたしまして、高糖、これは糖度の高いといふことでございまして、それから多収、早熟、強幹、機械化適性という点に重点を置きまして実施をいたしております。昭和四十七年に九州農業試験場におきまして、新品種N11というものを育成をいたし、それから本年度に入りましてございまして、株出しの性能が非常に高い、多収のN12という品種を開発をいたしまし

で、それぞれ登録をいたしまして普及に移していただく所でございます。沖縄県農試試験場におきましても県単事業といたしまして進めてまいりました育種事業でございますが、これを昭和五十一年度から国の指定試験とすることで移しまして、ただいま鋭意推進をしておるということでございます。

今後ともただいま御指摘の点につきましては努力を続けてまいりたいというぐあいに考えております。

○津川委員 試験研究のことをもう一つ言うと、パレイシヨには北海道、青森県、九州にまで原種の試験場があります。これで非常によくついている。サトウキビの原種の試験場、これをつくるのがまたぜひ必要になっていきますが、そういう沖縄農民、鹿児島農民の声にこたえるつもりがあるのか。

もう一つには、基盤整備で、特に水、灌漑、灌漑の基盤整備をひとつぜひやらなければならぬと思っておりますが、この二点、重ねてお願いします。

○堀川政府委員 第一のお尋ねでございますが、沖縄にはサトウキビの原種農場がございます。これは実は種子島にはございまして、種子島に設置しました折は沖縄もカバーするという趣旨でつくったのでございますけれども、一番決定的な問題といたしましては、沖縄地域に未発生ウイルス病であるモザイク病が鹿児島県下には存在をする。そこで、原種の段階からずっと系統的に繁殖をして持ち込むということがちょっとなかなかむずかしいという事情もございます。もう一つは、距離的にもかなり離れておる。いろいろ諸事情がございまして、現在のところ鹿児島県の方の更新供給率を見てみますと、かなりいい線をおとっているふうに出ておりますが、沖縄の方はそれが非常に悪いというところは、これもまた生産対策としては見逃せない重要な課題、ポイントでございますので、私もいたしましては今後沖縄の適当な地に原種農場を設置してまいるところの方針で目下具体案の検討を進めておるところでございます。

でございまして。

基盤整備の関係でございますが、これにつきましてはおっしゃるような灌漑の關係が非常に重要であるということとは私も十分考えております。したがって、構造改善事業あるいは土地基盤整備の土地改良事業、こういったものの中で十分その点に配慮をして、土地条件をよくしていくということが必要であらうと思っております。沖縄におきましては、公共事業である農業基盤整備費におきましても重点的な配分を構造改善局といたしまして考えておるところでございます。来年度につきましても同様の考え方で進んでおるわけでありまして、公共関係は、沖縄、奄美全体を含めてでございますが、本年度は百三十三億というところでございますけれども、これを来年度は他の地域の公共の伸びよりもアップ率を高くいたしまして、そして基盤整備の充実に心がけてまいりたいという心組みで取り進めておるところでございます。

○津川委員 そこで、問題を法案に関連したところに移してまいります。

いま精糖業界が資本金の七倍もの赤字、千三百億にも達し、構造不況業種の一つに数えられ、そのために今度の法制化になった。その直接の原因になったのは、日豪砂糖長期協定によって高い砂糖を買った羽目にさらされてしまったからであります。この長期協定が結ばれた七四年十二月当時の新聞記事をちょっと読んでみると、契約価格は「国際相場半値」「価格を長期間固定した輸入契約をわが国が結ぶのは農産物では初めて」と絶賛をしておりました。しかし、この長期協定は政府の要請と総合商社のイニシアチブで結ばれたものであることは今日周知の事実であります。この国際相場の変動による価格の暴落により、最初に目指した安い豪州糖を一度も買わなかったのに、高価な豪州糖を買った羽目になったばかりに、豪州糖の引き取りシェアの大きい精糖会社ほど大きな赤字を抱えてしまったのは、世界相場の暴落のせいだけにするわけにはまいらぬと思っております。三十八

年の砂糖の輸入自由化以来総合商社が非常に砂糖に手を出してきて、精糖メーカーは大手商社の砂糖部門だと言われるようになっておるのでございます。

そこで、問題ですが、協定を結んだとき、今日みたいな暴落があるということをご予想しての措置を協定の中に盛り込めなかったのか、政府がこの点を見誤ったのではないかと、このところで政府の正直な気持ちを聞かせていただきます。

○杉山政府委員 協定締結当時、政府がどのような見通しを以てたかということでございますが、価格の見通しについては政府の内部でもいろいろな見方をする向きがあったと思っております。ただ、全般的に言えることは、豪州との契約価格がこんなに国際価格と乖離するようになることは当時多くの人は思わなかったと思っております。そういった基本的な認識のもとに指導を行ったということは認められると思っております。

それから、契約の中においてそういう価格変動に対する予防的な規定は入れられなかったのかというお話でございますが、これは正直に申し上げまして、契約自身は当事者同士でもってその文章も内容も吟味して判を押ししたというものでございます。したがって、契約内容の一方についてこれを国がチェックするという性格ではございません。ただ、これは基本的な、むしろ契約自身の前提となる合意書でございますが、その中に、この協定については毎年一回この契約の運用と継続性について見直すという条項がございまして、日本側としては、この条項は、価格変動が著しく、契約自身の継続性に問題を生ずるような場合は、当然この条項によって見直しができるというふうに理解をいたしておるわけでございます。ただ、豪州側は、これに対しては、そういうような規定はむしろ技術的なその都度その都度のトラブルのような問題について適用されるものであって、基本的な価格のような条項については適用されないということを主張いたしております。そのことからいいますと、この最終的な解釈は裁判

所に行っても争うというような話になるわけで、現在まで意見が対立いたしております。その意味で、全く価格変動等に対する予防的な規定がなかったというわけではございませんが、今日になってみますと、明らかにしておくべきだったということで、不十分であったと思っております。

○津川委員 そこで、今日のこの混乱はやはり政府と、精糖メーカーを實際握っておる商社の責任だと私は思っております。したがって、問題を解決するには政府が責任を負う、商社が責任を負う、そういう正しい認識に立たなければ問題は解決しない。ところが、この法案を見ると、この二つの責任がどちらも明確にされていない、そういう処置がされてない、不思議でしようがないのですが、問題解決の責任は政府と商社にありませんかという事です。

○鈴木国務大臣 今回の法改正を国会で御審議をいただいておりますのは、豪州糖の長引きの問題だけではないと提議しておるものではございません。もし、それであれば、これは単独な立法として御審議を煩わさなければならぬ問題でございます。すでに津川さんも御承知のように、国内の砂糖の消費は減退傾向、停滞傾向をずっとたどっております。一方、精糖業界におきましては、輸入からあるいは販売に至る間における過当競争、これも否めない事実でございます。また、過剰な設備と指摘されるような面もある。こういうことで、精糖業界全体が悪化の一途をたどっております。そのために一部企業においては倒産等の事態も発生をしておる。働く方々にも離職等の犠牲が強いられておる。こういうような状況でございますので、政府といたしましては需給の調整を基本にいたしまして、自由化されておるこの砂糖をどうやって需給関係を均衡のとれるように回復するかというそのやり方も、ガットとの関係等もあって非常にむずかしい問題がございましたが、いろいろ工夫をこらしまして、御提案申し上げておるようなことにいたしましたわけでございます。

私は、豪州糖の長契の問題は全然関係のないものと申しませんが、私どもが今回の法案を提案したしておりますのは、いまの精糖業界の現況、非常な不況産業として放置できないような状態、このことがまた長期にわたっては国民の皆さんへの砂糖の安定供給にも支障を来す、国内産糖の今後の生産の増強育成にも支障を来す、こういうようなことを総合判断をして御提案を申し上げておる、こういうことでございます。

○津川委員 今度の法案提案の理由の大きなものに豪州糖の問題があることはこの間の大臣の提案理由の説明の中にもありましたが、やはり総合商社と政府の責任を明らかにするという意味において、商社自身が何らかの形で問題を解決するために乗り出してなければならぬと思います。

小さな例ですが、たとえば商社は精糖会社の原料買い入れ、それから精製糖の販売に手数料を取っております。また、精糖会社に商社が融資している場合かなり金利を取っている。ここらあたりで自省、反省の責任をとるという形のもの、農林省は総合商社にそういう措置をとるよう指導すべきだと思つております。私は、たとえばこういう形で政府と総合商社の責任が明らかになると思つております。こういう例はいかがでございませうか。

○杉山政府委員 個別の商社に、そのそれぞれの系列あるいは関係先の精糖企業に対して金利をまけるとか債権を消却しろというようなことは、これは商売の話でございませうからなかなか言いがたいところがございます。しかし、そういうようなことでなしに、全体的な、自分の関係する企業を健全な経営に立て直すということで商社も一翼を担つて、その将来のあり方、今後の持つていき方について十分責任を持つて相談に應ずる、指導するということとは当然態度としてあるべきだと思つてます。政府もそのように要請してまいりたいと思つてます。

○津川委員 こういう形で国際的な砂糖の価格が下がる、その恩恵は消費者が受けなければならぬ。ところが、豪州糖によって必ずしもそれが

消費者に全部返つてこない。そこで、もう一つのこういう形の救済策として、砂糖関税はキロ四十圓、消費税がキロ十六圓、これは豪州糖、非豪州糖に対して平等に行われておりますが、豪州糖に関する関税に、弾力的に軽減する措置を考へてみたらどうか、消費税についても軽減してみたらどうか、これが消費者の声でもございませう。いかがでございませう。

○杉山政府委員 豪州糖の負担による企業間の格差を是正する直接的な措置というのは、事柄の性格上なかなかとりたいところがございませう。そういう基本的な性格に加えて、関税自身が、そもそも相手により、人により税率を異にするというように、そういういわゆる差別関税をとることとは、単に国内的のみならず相手方もあることでございませうから、豪州以外の国からすれば、なぜわれわれのところは高い関税を取るのかという問題にもなりまして、制度としてそういう差別をつくるということとはなかなかむずかしいという事情も一つございませう。

それから、豪州糖についての、その負担が重いことによる企業間の格差は、やはり本来的には豪州にも理解を求めて価格の引き下げをできるだけ図っていくというのが基本的な方向であらうかと思つております。今日までそのように努力してまいっているわけでございませうが、正直申し上げまして、その点ではまだ十分な成果を見るに至っておりません。どうかにか妥結は近いというふうに見込まれますが、日本側が希望するような水準まで値引きを実現するということまでは至っておりません。いかにございませう。しかしながら、若干の値引きと、それから期間を、現在三年でございませうが、これを四年に薄めるというふうなことで話し合ひがまとまりつつあります。そういうことによる解決で、全体としての豪州糖のその時点における負担は、期間は若干長くなりましても、薄まるというふうなことで格差が縮められてまいります。

それからまた、一部でございませうが、現在、豪州糖がコストが高い、高い価格で輸入が行われて

いるということから、豪州糖に対する糖安法に基づく調整金の徴収を免除いたしております。

これらの措置をあわせまして、特に今回無制限な過当競争を排除するようないくつかの需給調整措置がとられますれば、確かにまだ全面的に格差が解消されるということにはなりませんけれども、若干しんばうすればそんなに遠くない将来に正常な状態に回復し得るというふうに考えております。

○津川委員 最後の問題は、労働者の犠牲にならないかというわけです。この法律案が三年間の時限立法で、したがって、この三年間で不況の根源を断ち切ろうという強力な構造改善が業界から行われると思つております。行われる前に、この間、新光製糖と東海精糖が倒産し、労働者の犠牲による構造改善が進められております。そこで、労働者はこの点を非常に心配しております。どうなるんだらう、自分たちのことが非常に心配になつていまして、この点で、たとい三井、三菱系統の中で系列の弱いところ、施設の古いところにしわ寄せがくる、こういうことが実際に出てくると思つております。したがって、この法律はスクラップ防止にはならないんじゃないか、倒産防止にはならないんじゃないかということが労働者の間では真剣に心配されて討議されております。

たとえば、三井では川崎、芝浦、岡山に三つの工場を持っております。この系列の大東製糖は灘と川崎、ここに工場を持っております。同じ系列の九州製糖も工場を持っております。この三井系の中で川崎、芝浦、そしてもう一つ大東製糖の川崎、川崎に工場二つ、芝浦に一つ、この三つのうちの一つは整理されるだらう、企業の常識じゃないかと言つております。そこで、労働者は、自分たちの上に具体的には工場閉鎖、首切りが来るんじゃないか、こういう心配が具体的に提起されております。

三菱系統のものをみてみます。これは大日本製糖ですが、千葉と堺と門司に工場を持っております。系列の明治製糖は、川崎がつぶれて千葉と戸

畑に工場を持っています。明治の系列は下関に一つの系列会社がありますが、これは日本甜菜製糖です。こういったところから三菱の系統の中に入っている問題で、関門海峡を境にして門司、戸畑、下関、これが整理される。

業界が三年というところで構造改善をやれば、ここで労働者の中には具体的にこの心配が出ておる。こういう形で労働者が一番大きな犠牲になる首切りが行われる工場閉鎖をやらしやないけない。少なくとも私がいま指摘した東京周辺にある三井の三つ、三菱の関門海峡にある三つの工場、これが閉鎖されるようだとここに大変な事態が起きる。こういうことはさせないでしようね。その保証、特別な指導、これが具体的な労働者たちの指摘なんです。この指摘にどうこたえるか、明らかにしていただきます。

○杉山政府委員 大変具体的に個別の会社名、工場名を挙げての御質問でございませうが、構造改善あるいは企業努力によるコストダウン、これがどのように図られるかというところはまさに法律があるとならうと、これだけむずかしい業況になつていられる業界の経済的な宿題でございませう。この法律は、何もこの法律によってそういう工場を整理する、首を切るということを義務づけたり条件としていっているものではございませう。むしろ、この法律によって需給安定を図れば、それによって企業の経営は曲がりなりにも維持されるだらう、回復し得るだらう。そのことによって、隆々発展しておよそみんな榮えるというふうなことにはならないでございませうけれども、しかし最低限とにかく何とか経営が維持できるようにするだらう、こう考えております。

では、そのことが直ちにいまある施設、労働力、雇用、これを完全に現状のまま維持するのと言へば、私はそういう基本的にある経済的な宿題までをこの法律によって全面的に解決し得ることは考えておりません。したがって、その問題は、その問題として、この法律のあるなしにかかわらず、今後とも起こり得る問題だと思つており

ます。ただ、経営の安定なくして、経営の収支の向上なくして雇用の安定はあり得ないと思ひます。その意味では、一般的に今回の措置は需給調整によつて経営の安定、維持向上を図り得るというこ

とは、これはお認めいただけると思ひます。それから、政府の一般的な指導の方針として、それは当然雇用の安定といふことは、一つの企業の大きな責任として考えていくべきだといふふうには考えております。しかしながら、現実におよそ工場、配置にしても、現実の工場、設備にしましても、機能の悪いもの、能率の低いもの、これがあることも事実でございます。その中で雇用の安定との関係を考えていこうと思ひます。この企業努力を促していく、改善措置をとっていくということは、私はむしろこれだけの大きな法的な措置、制度的な保証を国に求める以上、企業としても果たすべき責任は当然果たすべきであるといふふうには考えております。そのことを直ちに首切りだとか工場廃棄だとか、すぐそれに結びつける必要はないのでございまして、そういうことについては、今回の措置により、ソフトに構造改善が図り得るようにはむしろ基本ができてきたんだといふふうにお考えいただければよろしいかと存じます。

○津川委員 そこで最後に、大臣、いまの話だと、この法律は工場閉鎖、首切りには必ずしも役に立たない。首切りがあり得るだろう。この法律だけじゃなくと言っている、あろうがなかろうがと言っている。ここが大変なんです。大臣、非常にそういう点を労働者が心配している。

もう一つ、労働者の言葉を紹介しましょう。いま私が挙げた三井、三菱グループは、三〇%以上が高い豪州糖なんだ。このグループを豪州グループ、豪糖グループと言っている。その他のグループは、一〇%ぐらいいしかシェアを持っていない。したがって、この豪州糖グループはかなり強硬に労働者に整理を迫ってくるだろうというのが具体的に心配なんです。

そこで大臣、三井、三菱の大きな商社が握って

おるこのグループに対して、やはり首切りがないように、労働者の生活を守るように特別に指導する必要があると私は思ひますが、大臣の方針を聞かしてもらつて、納得すればこれで終わります。

○鈴木国務大臣 いま精糖業界は、非常に経営のピンチに立たされておるわけでございます。いままでも農林省としては、商社等に対して、とにかく商社がいままで系列化し、抱きかかえてきたのであるから、できるだけ金融の面その他についてめんどろを見て、そういうことで指導してまいりました。系列の薄いもの、あるいは系列下になつた大分県の精糖企業であるとか東海精糖であるとか、そういうところが脱落を遂げた、こういう状況下にございまして、そういうようなことで、私もいまはまず精糖業界が今後安定できるような措置を講じなければならぬといふことを含めて、今回御提案を申し上げておるわけであります。そうすれば、商社におきましても見通しがついてきたといふようなことで、さらに、いままで見通しがない、いつまでもこれは抱え切れないといふような状況下に置かれたものもあると思ひますけれども、それは状況が変わつてきた、めんどろを見てやるかがある。また、金融機関におきましてもいままでとは対応が違つてくる。

そういう意味で、私もいま後はこの精糖企業というものが存続をしていくように、そして働く人たちに不安がないように業界を指導してまいりたい、こう考えております。

○津川委員 終わります。

○金子委員長 次回は、明二十七日木曜日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後七時二十三分散會

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しに

ついでに臨時特例に関する法律案
砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、内外の砂糖の需給事情等の変化に対処して砂糖の需給の適正化を図るため、砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九号以下「法」といふ)第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例を設け、もつて砂糖の適正な価格形成を図り、あわせて粗糖の輸入に関する国際的協定の円滑な履行に資することを目的とする。

(報告)
第二条 糖價安定事業団(以下「事業団」といふ)は、指定糖法第五條第一項に規定する指定糖をいう。以下同じ。

以下に「売渡し」といふ。の申込みを受け(以下に「申込み」といふ)の申込みを受けた場合において、その申込みをした者の農林省令で定める期間ごとの指定糖の売渡申込数量を合計した数量(次条第一項において「申込数量」といふ)が通常年におけるその者に対する当該期間ごとの指定糖の法第九條第一項の規定による売戻しの数量を合計した数量(その数量にすることが著しく不適当であると認められる場合において、通常年におけるその者の当該期間ごとの指定糖の輸入数量等を基礎として農林大臣が定める数量を事業団に通知したときは、当該数量。次条第一項において「売戻数量等」といふ)を超えるときは、遅滞なく、農林大臣に対し、その旨の報告をするものとする。

(売戻の特例)
第三条 農林大臣は、前条の報告があつた場合において、申込数量が当該報告に係る者の最近における砂糖の製造事情等を考慮してもなお売戻数量等からみて過大であると認められ、申込数量に相当する数量の指定糖の売戻しが行われるとすれば同条の農林省令で定める期間ごとの砂糖の需要量及び供給量の見通しに照らし砂糖の需給の安定に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、事業団に対し、申込数量のうち売戻数量を超える数量の範囲内において農林大臣が定める数量の指定糖につき、売渡しの申込みを受けた日から起算して一年を超えない範囲内において農林大臣が定める期間を経過した日に法第九條第一項の規定による売渡しを行うべき旨の命令をすることができ、ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 精製糖(甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一号)第二条第二項に規定する国内産糖を除く)の価格が平均生産費を上回つて推移している場合
二 その命令をすることによつて一般消費者又は関連事業者の利益が不当に害されるおそれがある場合
三 事業団は、前項の命令があつたときは、売渡しの申込みに対する承諾を行うに当たつて、その申込みをした者が同項の農林大臣が定める数量の指定糖につき同項の農林大臣が定める期間を経過した日に買い戻さなければならぬ旨の条件を付するものとする。

農林大臣は、第一項の命令をした場合において、同項各号の一に該当することとなつたと認められるときは、同項の命令を取り消さなければならない。

農林大臣は、第一項の命令に係る指定糖につき、その全部又は一部を売戻したとしても砂糖の需給の安定に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、当該命令を取り消し、又は変更することができる。

事業団は、前二項の規定による命令の取消し又は変更があつた場合には、遅滞なく、第二項の条件を取り消し、又は当該変更の内容に従つて同項の条件を変更するものとする。

(売戻の価格)
第四条 前条第一項の命令に係る指定糖の売戻しの価格は、法第十條第一項第一号に掲げる額に

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しに

当該指定糖の買入れの時から売戻しの時までの間における当該指定糖の保管に要する費用の額を加えて得た額とする。

(法の適用)

第五条 第二条の規定による事業団の報告に関する法第五十九条第二項の規定の適用又は第三条第一項、第三項若しくは第四項の規定による農林大臣の命令若しくはその取消し若しくは変更に関する法第四十七条第一号、第五十九条第二項、第六十条第一項及び第六十四条第一項の規定の適用については、これらの規定中「この法律」とあるのは、「この法律又は砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律」とする。

2 第三条第一項の命令に係る指定糖の売戻しに関する法第五十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十条第一項第一号ロに規定する売戻しの価格」とあるのは、「砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律第四条に規定する売戻しの価格（当該指定糖に係る輸入申告の時に適用される平均輸入価格が安定下限価格に満たない額である場合における売戻しの価格に限る。）」とする。

(罰則)

第六条 第二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三条第一項の規定による農林大臣の命令（同条第四項の規定による命令の変更があつたときは、当該変更があつた後の命令）に違反した場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、昭和五十五年九月三十日限り、

その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

理 由

内外の砂糖の需給事情等の変化にかんがみ、砂糖の適正な価格形成を図り、あわせて粗糖の輸入に関する国際的協定の円滑な履行に資するため、砂糖の価格安定等に関する法律に基づき糖価安定事業団が買入れる指定糖の売戻しについての臨時特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十二年十一月九日印刷

昭和五十二年十一月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局